

財団法人
国際民商事法センター

I C C L C

特 集

第8回 日中民商事法セミナー東京／大阪

〈国家発展・改革委員会が推進するマクロ社会・経済政策の状況とこれに関連する法制度整備・改革の動向〉

〈知的財産権保護に関する法制と管理体制：WTO加盟後の具体的状況〉

資料(1) 中国模倣被害実施アンケート調査結果(JETRO提供)

資料(2) 日中民商事法セミナー 第1回～第8回実施内容一覧表

第18号

2004年1月

巻頭挨拶	(財)国際民商事法センター理事長	岡村泰孝.....	1
------	------------------	-----------	---

第8回日中民商事法セミナー特集

東京セミナー

～開会挨拶～	松尾綜合法律事務所弁護士・当財団理事	小杉丈夫.....	6
	法務総合研究所長・当財団理事	鶴田六郎.....	7
	JETRO副理事長	塚本 弘.....	8
	国务院国家発展・改革委員会外事司副司長	李 国華.....	10

～講演(1)～ 国家発展・改革委員会が推進するマクロ社会・経済政策の状況とこれに関連する 法制度整備・改革の動向	国务院国家発展・改革委員会法規司司長	任 璐	13
日本側コメント			22
コメンテーター	小杉丈夫 松尾綜合法律事務所弁護士・当財団理事		

～講演(2)～ 知的財産権保護に関する法制と管理体制：WTO 加盟後の具体的状況	国务院商務部条約法律司貿易処処長	趙 宏	24
日本側コメント			32
コメンテーター	熊倉禎男 中村合同特許法律事務所弁護士・弁理士 藪内正樹 JETRO 企画部事業推進主幹(中国担当) 服部正明 本田技研工業㈱知的財産部企画室主幹		

～挨拶～	中華人民共和国駐日大使館公使参事官	許 同茂.....	42
～総括～	(財)国際民商事法センター特別顧問	三ヶ月章.....	44

大阪セミナー

～開会挨拶～	(財)国際民商事法センター会長	宮原賢次.....	50
	法務総合研究所国際協力部長・当財団評議員	田内正宏.....	52
	JETRO大阪本部長	武 宜正.....	53

国家発展・改革委員会が推進するマクロ社会・経済政策の状況とこれに関連する 法制度整備・改革の動向についての日本側コメント			54
コメンテーター	季 衛東 神戸大学教授		

知的財産権保護に関する法制と管理体制：WTO 加盟後の具体的状況についての日本側コメント			56
コメンテーター	川瀬幹夫 三協国際特許事務所弁理士 松井 衡 大江橋法律事務所弁護士 中村恭世 松下電器産業㈱ IPR オペレーションカンパニー 商標・意匠センター戦略グループマネージャー		

総括	帝塚山大学大学院法政策研究科長・教授	江口順一.....	65
----	--------------------	-----------	----

資料(1)中国模倣被害実施アンケート調査結果(JETRO 提供)			67
資料(2)日中民商事法セミナー第1回～第8回実施内容一覧表			86

財団法人国際民商事法センター
理事長 岡村 泰孝

機関誌第18号をお届けします。

当財団は法務省法務総合研究所の協力を得て、日中両国の民商事法分野での相互理解と交流を深めるため、専門家を交互に派遣、招聘しセミナーを開催してきており、今年度は第8回日中民商事法セミナーを添付プログラムの通り、11月13日東京、11月14日大阪において開催しました。

将来にわたりこのセミナー内容をより充実させ、且つ中国側との協力関係を強固なものにするため、今回より関係政府機関の一層の協力をお願いし、法務省法務総合研究所及びJETROに本セミナーの共催をお受けいただきました。

一方、中国側の当財団の窓口機関でありました国務院経済体制改革弁公室が今年3月の中国政府機構改革で新たに編成されました国家発展・改革委員会に吸収されたため、当財団の中国側当事者を同委員会に引き継ぐことにつき同意をいただきました。国家発展・改革委員会は社会、経済等広範囲にわたり中国政府のマクロ政策を立案、推進する機関として重要なポジションにあり、今後は同委員会を中国側窓口として日中間の民商事法分野での協力プロジェクトを発展させて行きたいと考えております。

上記経緯より、今回セミナーに国家発展・改革委員会から法規司 任瓏司長にお出でいただき、第一のテーマである「国家発展・改革委員会の役割及び同委員会が推進するマクロ社会・経済政策の状況とこれに関連する法制度整備、改革の動向」について講演をいただきました。

第二のテーマとして「知的財産権保護に関する法制と管理体制：WTO加盟後の具体的状況」を取り上げており、この担当省庁である商務部の条約法律司貿易処 趙宏処長に知的財産権の管理システムや紛争解決の状況について具体的なお話をいただきました。

いずれのテーマについても、中国政府の実際的な対応について最新の情報をお聞きすることができました。

セミナーは東京、大阪とも中国講師の講演の後、日本側のコメンテーターのコメント、相互討論及び会場との質疑応答が活発に行われました、本号では講演及びコメントをとりまとめ掲載しております。

また、末尾に第1回から第8回までの本セミナーのテーマ、講師等を整理し一覧表を添付しておりますので、ご参照下さい。当財団としまして今後とも日中民商事法セミナーの内容の一層の充実を計り継続していきたいと考えており、取り上げるテーマや実施方法等について関係者皆様のご助言、ご支援を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

東京セミナー

2003年11月13日(木)

JETRO BSCホール

[注]

- (1) セミナーの中国語/日本語同時通訳は翰サイマルインターナショナルの通訳によるものです。
- (2) 中国語挨拶、講演原稿の日本語への翻訳、チェックは森・濱田松本法律事務所の専門家によるものです。

第8回日中民商事法セミナー/東京

2003年11月13日(木)

13時10分開会

会場：JETRO BSC ホール TEL03-5562-3131

東京都港区赤坂 2-17-22 赤坂ツインタワー本館2階

地下鉄 溜池山王(銀座線、南北線)出口 NO.12 徒歩1分

プログラム

<中国語・日本語 同時通訳>

13:10 ~ 13:30	開会挨拶	小杉丈夫 財団法人国際民商事法センター理事 鶴田六郎 法務総合研究所長・当財団理事 塚本 弘 JETRO 副理事長 李国華 国务院国家発展・改革委員会外事司副司長
	総合司会	小杉丈夫 松尾綜合法律事務所弁護士・当財団理事
13:30 ~ 14:20	講演(1)	国家発展・改革委員会が推進するマクロ社会・経済政策 の状況とこれに関連する法制度整備・改革の動向
	講師	任 龍 国务院国家発展・改革委員会法規司司長
14:20 ~ 14:50	日本側コメント コメンテーター	小杉丈夫 松尾綜合法律事務所弁護士・当財団理事
14:50 ~ 15:10	休 憩	
15:10 ~ 16:00	講演(2)	知的財産権保護に関する法制と管理体制： WTO 加盟後の具体的状況
	講師	趙 宏 国务院商務部条約法律司貿易處處長
16:00 ~ 17:20	日本側コメント コメンテーター	熊倉禎男 中村合同特許法律事務所弁護士・弁理士 藪内正樹 JETRO 企画部事業推進主幹(中国担当) 服部正明 本田技研工業㈱知的財産部企画室主幹
17:20 ~ 17:30	換 拶	許同茂 中華人民共和國駐日大使館公使參事官
17:30 ~ 17:40	総 括	三ヶ月章 東京大学名誉教授・当財団特別顧問
	(閉会)	

開会挨拶

財団法人国際民商事法センター理事
松尾綜合法律事務所弁護士 小杉 丈夫

第8回目の「日中民商事法セミナー」の開催に当たりまして、主催者の一員として、まずご挨拶をしたいと思います。

まずもって、本セミナーのために中華人民共和国からご来日いただきました国務院国家発展・改革委員会の任瓏法規司司長、同委員会の李国華外事司副司長および国務院商務部趙宏条約法律司貿易処処長の3人の先生に心から歓迎の意を表します。ご多用中ご参加いただきまして、厚く御礼を申し上げます。また、本セミナーのコメンテーターとして出席をいただきます先生方、ご参集をいただきました皆様に対しても、厚く御礼を申し上げます。

本セミナーは、当財団が設立されました年の1996年11月に第1回を東京で開催し、以後、毎年北京と東京で交互に開催して、今回は8回目を迎えることになったわけでございます。今年は、中国から3人の女性の講師を迎えました。これは8回の大会の中で初めてのことでございます。そういう意味では、中国の女性パワーをここで皆様に印象づけるような大会になるのではないかと、主催者として期待をしているところでございます。

日中両国の関係は、経済をはじめとして、いろいろな分野で緊密の度を深めており、民商事法の分野でも法制度やその運用の実績について、お互いの理解を深めることの重要性はますます増しているのではないかと思います。今回は、中国政府の機構改革に伴い、政府の社会・経済政策を策定し、推進する重要な業務を担当することになった国務院国家発展・改革委員会の任瓏司長から、具体的な政策やこれに関連する法制度の整備・改革の動向についてお話をいただくことにしております。

引き続いて、先日のAPECの宣言の中でも取り上げられた知的財産の保護に関して、中国の法制度などの実情を商務部条約法律司貿易処の趙宏処長からお話をいただくことにしております。いずれもご専門の立場で担当業務に関して、最新の情報等について、貴重なお話を伺えるのではないかと期待しております。

また、本日の討論を深めるために、日本側からも専門的な立場でコメントをしていただき、あるいは討論をしていただこうと考えております。また会場の皆様からの質疑もいただいて、それにもお答えいただくという形で進め、実りの多いセミナーにしたいと考えております。

最後になりましたが、本セミナーを共催していただきます法務省法務総合研究所およびJETROの関係者の方々に、厚く御礼を申し上げます。またご支援、ご協力をいただいております本日もご参集の皆様方にも御礼を申し上げまして、簡単ではございますが、私の開会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

第8回日中民商事法セミナー/東京

挨拶

法務省法務総合研究所長

鶴田 六郎

第8回日中民商事法セミナーの開催に当たり、法務総合研究所を代表してごあいさつ申し上げます。李国華国家発展・改革委員会外事司副司長、任龍国家発展・改革委員会法規司司長、趙宏國務院商務部条約法律司貿易処処長、ようこそ我が国において下さいました。そして、ご臨席の皆様には、御多用の中、多数御参加いただき誠にありがとうございます。

この日中民商事法セミナーは、日本と中国がお互いの法制度を理解するための貴重な機会であることから、法務総合研究所といたしましても、これまで本セミナーの開催を後援し、あるいは共催して参りました。そして今年で8回を数える運びとなりましたが、この8年間に、中国は急速な経済成長を遂げ、「世界の工場」ともいわれる一方、ITなど技術集約産業でも一大勢力を形成し、我が国にとってはもちろんのこと、世界経済の中で益々重要な国となっております。法務総合研究所としましては、このような日本と中国との関係の重要性に鑑みて、昨年度に引き続きこのセミナーを共催し、国際民商事法センター、日本貿易振興機構とともに、その内容を一層充実させていきたいと思っております。

さて、中国においては、市場経済化を更に進展させるため、國務院の機構を改革し、新たに発足した国家発展・改革委員会が、経済戦略や産業政策の立案や実施を担うと聞いております。したがって、本日の任龍講師による「国家発展・改革委員会が推進するマクロ社会・経済政策の状況とこれに関連する法制度整備・改革の動向」と題する御講演は、私どもにとって、中国経済の最新の動向と法整備の状況を知るための貴重な機会となることでしょう。

また、中国では、WTOへの加盟後、知的財産権の保護や管理に関する施策が推進されており、我が国においても、「知財立国」の確立に向け、知的財産を積極的に創造し、活用しようとの動きが活発になっております。このような情勢の中、趙宏講師から「知的財産権保護に関する法制と管理体制：WTO加盟後の具体的状況」とのテーマで御講演いただくことは、まさしく時宜を得たものと言えます。

本日は、中国側講師から御講演いただくのみならず、日本の専門家からも御意見を述べていただくことにしており、日中両国における今後の経済発展の在り方や知的財産権保護の在り方について、お互いに理解を深めるためのまたとない機会として、実り多いものになることと思います。

最後に、両国の友好と発展、御参加の皆様の御健勝を祈念し、私のあいさつとさせていただきます。

第8回日中民商事法セミナー/東京

挨拶

独立行政法人日本貿易振興機構副理事長

塚本 弘

中華人民共和国から来られた講師の皆様、ようこそおいでいただきました。本セミナーを共催する日本貿易振興機構（ジェトロ）を代表して、心から歓迎の言葉を申し上げます。また、コーディネーターやパネリストをお引き受けいただいた方々を始め、ご参集の皆様には、本セミナーにご参加いただき、誠にありがとうございます。

今回の講演テーマは、いずれも、両国の各方面において関心が極めて高い分野であり、中国政府の対応について最新の情報をお聞きできるものと思います。活発な情報・意見交換が行われ、実り多いセミナーになることを心から期待しております。

さて、中国では特に WTO 加盟に伴い着実に法整備を進めておられるところですが、率直に申し上げさせていただきますと、依然として法令・税制の整備と運用に課題が残っているようです。ジェトロではアジアに進出している製造業を対象に毎年「在アジア日系製造業経営実態調査」というアンケート調査を実施しております。2002年度の調査結果をみると中国進出企業が抱えている問題点は、投資面では、「許認可等行政手続きの煩雑さ」が55.1%と最も多く、次いで「税務手続の煩雑さ」(42.7%)、「経済法制度の未整備・恣意的な法制度の運用」(41.6%)などが挙げられております。

ジェトロは、個々の進出企業の法務、労務、税務、会計に関する諸問題についての問い合わせに対応するため、中国の各事務所に海外投資アドバイザーを配置しております。また、現地の法律事務所や会計事務所をリテインしセミナー開催等を通じて多くの日本企業に情報提供を行っております。さらに、本年3月には、中国に進出した日系企業を支援するため、「進出企業支援センター」を上海に開設いたしました。

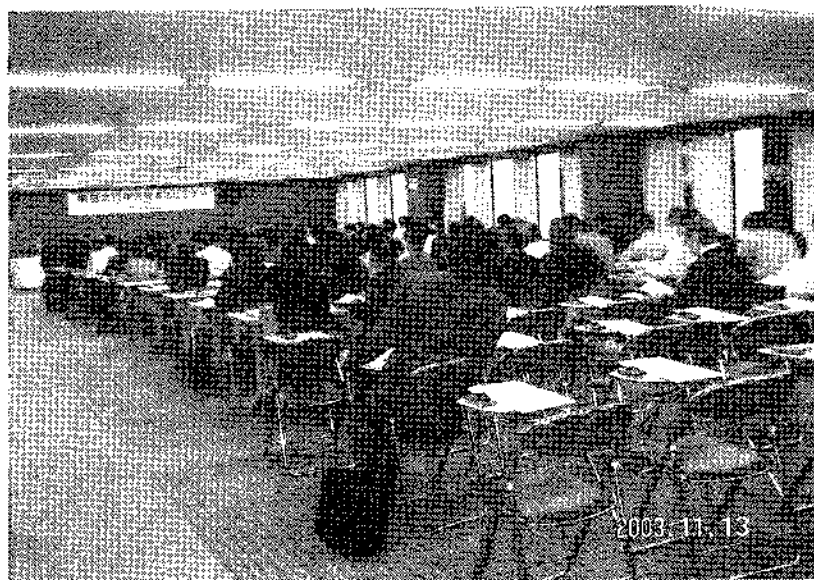
また、知的財産権問題につきましても、ジェトロでは「中国模倣被害実態アンケート調査」を実施しております。2002年度の調査結果では、回答企業の半数を超える54.3%が何らかの模倣品被害を受けております。その中でも売上損失が年間1億円以上の企業が約3割を占めており、中国進出日系企業にとって知的財産権の保護は深刻な問題となっています。

ジェトロでは、企業からの相談が急増している知的財産権問題に取り組むため、体制を国内外で強化しております。中国では、北京、上海、香港で知的財産権専任の担当者を置き、①特許法律事務所等を活用した知的財産権問題に関する調査、②進出日系企業に対する個別相談、情報交換、セミナー等の開催、③現地政府機関との意見交換等を実施しております。また、国内においては本年10月1日に知的財産課を新設しております。

本日のセミナーを通じ、中国における経済法制度の整備と知的財産権保護の現状と今後の方向について、より一層我々の理解が深まることを期待しております。

終わりに、本セミナーの開催にご尽力いただき、また、日頃からジェトロの活動にご協力いただいている財団法人国際民商事法センター、法務総合研究所、そして、講師の皆様を始めとする両国の関係者の方々に改めて深く感謝申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

注：2002年度の「中国模倣被害実態アンケート調査」報告書をJETROのご厚意により資料(1)として掲載させていただきました。



東京セミナー会場：赤坂ツインタワー本館 JETRO BSC ホール

挨拶

国務院国家発展・改革委員会外事司副司長
李 国 華

本日は、ご来場頂きましてありがとうございます。このたびは、第8回中日国際民商事法研究会に参加させて頂きまして、まことに嬉しく存じます。

1996年5月に伊藤会長が北京においでになり、当時の国家経済体制改革委員会の李鉄映主任と会見し、両者は、長期友好協力協定を締結しました。協定によると、両者の学術交流は、民法と商法を中心として、両国の法律制度とその運用体制を検討するもので、我々の協力関係は既に8年になりました。

この8年間に中国は大きく変化しました。中国経済は急速な成長を続けています。昨年の年末の時点で、中国のGDPの年間平均成長率は9パーセントを超えました。対外貿易の年間平均成長率は15パーセントに迫り、外資の利用は累計4,800億米ドルに達しました。とくに、中国がWTOに加盟した後は、経済体制改革の進行、経済のグローバル化、そして貿易の自由化に伴い、中国経済が、世界経済の成長に与える推進作用が、日増しに顕著になっています。

WTO加盟後の1年あまり、中国政府は、WTO加盟に関わる約束を厳格に履行し、法制の確立に力を入れ、WTOルールに馴染まない法律や法規を全面的に見直しました。国務院の各部や各委員会が見直した法規は、2,300あまりにのぼります。著作権法、特許法などの多くの法律が改正され、各地の19万もの地方法規や規則が見直され、廃止され、あるいは執行停止となりました。これと同時に、中国政府は、一貫して政府機関の改革に力を入れています。市場経済体制の要請に基づいて政府の職能と行為を調整し、政府の行政審査認可を減らし、審査認可手続を簡略化して、中国の対外開放政策の予見性と透明性を大幅に高めました。

日本にとって中国は2番目に大きな貿易相手国です。また、中国にとっても、日本はここ9年連続して最大の貿易相手国となっています。昨年の日中両国間の貿易額は、1,000億米ドルを突破しました。今年の8月末の時点で、日本の対中投資は370億米ドルに達しています。経済と貿易の分野での協力が盛んであるのは、互いに優遇しあい、互いの利益となり、互いの長所を生かすという特徴を十分に示すものです。

国際民商事法センターは、日中友好の掛け橋であります。われわれは、この掛け橋を通して、日本の優秀な法律専門家や学者をお招きし、中国の法律家の難しい質問に対し、丁寧な回答を頂くことができました。われわれが日本に来て、法制の整った、世界第二の経済大国を実際に見たり聞いたりし、また、日本の法律家に中国の経済発展の進み具合をご説明したのも、この掛け橋を通してであります。われわれの協力関係は、中国が世界に踏み出すこと、そして中国の法律や法規の創造と整備に対し、今ま

さに有益な影響を及ぼしているところです。これについて、国際民商事法センターの前会長である伊藤氏、そしてこの仕事に長年尽くされてきた皆様に、心より感謝申し上げますとともに、新会長である宮原氏の就任について、心よりお祝いを申し上げたいと存じます。

今回の訪日では、学術交流を行うほかに、今後の協力関係についても話し合うことになっております。新会長宮原氏をトップとする国際民商事法センターの真心のこもった支援のもと、われわれの協力関係は、安定した健全な発展を続けるのみならず、新たな段階に進むに違いないと考えております。

最後に、われわれの協力関係が日中友好に役立ち、また、世界経済の発展と全人類の繁栄に寄与することを願って、ご挨拶とさせていただきます。



中国側開会挨拶(東京及び大阪両セミナーにて)
国家発展・改革委員会外事司 李国華副司長

中国講師略歴

任 龍 (REN LONG)

生年月日：1953年3月20日

本 籍：北京市

学 歴：中国人民大学 計劃統計学部卒 経済学学士

略 歴：マクロ経済政策法規の立案、中国政府のいくつかの重要な政府報告書、文書の起草に参画。また、中国の「八五」計画、「九五」計画、「十五」計画書の立案に参画。

著 書：「マクロ経済の分析と政策評価」の編集長
「飛躍—経済建設の重大決定及び実践」の編集長
共著「鄧小平経済理論学綱要」
共著「工業発展政策の比較と戒め」等

専門分野：マクロ経済管理、経済法、行政法

現 職：国务院国家发展改革委员会法規司司長

李 国華 (LI GUO HUA)

生年月日：1949年12月28日

本籍：江蘇省

学歴：山東大学 外国語学部卒

略歴：1975年 山東大学 外国語学部卒
1976年～1989年 国家科学委員会中国科学技術センター国際連絡処
1989年～1996年 国家経済体制改革委員会外事司外聯処副処長、処長
1996年～1998年 国家経済体制改革委員会国際合作センター副主任
1998年～2003年 国务院經濟体制改革弁公室外事司副司長
2003年6月～現在 国务院国家发展改革委员会外事司副司長

趙 宏 (ZHAO HONG)

生年月日：1969年9月17日

出身地：吉林省吉林市

学 歴：1987年～1991年 北京大学法学部卒

1991年～1993年 同大学法学部修士課程修了

1993年～1996年 同大学法学部博士課程修了 法学博士

略 歴：1996年～2003年 MOFTEC(経貿委)
対外貿易法、貨物輸出入管理上条例、技術輸出入管理条例、輸出入貨物原産地規則等の諸法例の立案、修正、検討に参画。
知的財産権二国間交渉(米国、EU、日本、ドイツ、イタリア、南アフリカ等)、WTO の TRIPS 交渉等の国際交渉や APEC 知的財産権専門家会議、ハーグ国際商法会議、OECD 等の国際会議への参加。

現 職：国务院商務部条約法律司貿易処処長

～講演(1)～

国家発展改革委員会による経済社会発展政策の進行状況
及び関連法律制度の整備並びに改革の方向性について

中華人民共和国国家発展改革委員会法規司司長
任 瓏

日本民商事法研究会主催のセミナーに参加できますこと、そして、この機会を通じて専門家、学者の皆様とともにマクロ経済政策及び法律問題について討論できますことをとてもうれしく思います。中国は、新一期政府の成立以来、政府のマクロコントロールのもと、市場分配資源の基礎的作用を十分に発揮させること、マクロコントロールの強化及び改善の分野において発展と改革の全業務を総合的に調和させることを強調してきました。以下では、国家発展改革委員の経済社会発展政策の進行状況及び関連する法律制度の整備状況についてご紹介いたします。

一 本年3月に実施された国務院機構改革について

本年3月、中国第10期全国人民代表大会第1次会议により新一期政府が誕生し、国務院機構改革案が採択されました。今回の機構改革は、社会主義市場経済体制を改善するという客観的要請に応じたものです。

中国社会主義市場経済体制の確立と整備は長期的なプロセスであるため、行政管理体制改革もゆっくりと、持続的に進めていかなければなりません。改革開放から20年余りの間、中国の政府機構は数度の改革を経て、着実に改革開放の需要に応じてきました。しかし、経済体制改革の進展とWTO加盟という新発展段階への突入に伴い、政府機構が対処しきれない問題も露呈しました。例えば、国有資産管理体制には「所有者不在、管理者越権」の現象がおきており、政府と企業の一体化の問題、政府部門による企業経営活動への不当干渉の問題、さらには国有企業の出資者権利不行使による国有資産監督管理機能停止の問題が発生しています。国有資産監督管理の懈怠は、国有資産の流出と国有資産の長期的発展力の退化をもたらします。マクロコントロールシステムの問題点として、発展計画と産業政策、インフラ建設投資と技術改革投資、重要農産品と工業品の輸出入計画管理の分散又は職権交錯が挙げられ、このことがマクロコントロールの有効性の向上と経済社会発展総合調和の強化に悪影響を与えています。内外貿易分離、国内外市場分離及び輸出入割当分離という管理体制では、すでにWTO加盟という新情勢の要請と中国の統一、開放、競争及び秩序的な現代市場の確立・健全化のニーズを満たすことができなくなっており、また、いかにして国内の金融監督管理を強化するか、金融機関の安全、安定、高効率運営を確保するか、金融リスクの防止・回避能力を向上させるか等の問題も、行政管理体制改革の実施を通じて解決していく必要がありました。よって、中国政府は、社会主義市場経済発展のニーズ及び絶えず拡大する対外開放の要請に応えるため、国務院機構改革の再実施を決定しました。

今回の機構改革では、社会主義市場経済体制の整備と政治体制改革推進の必要性から、政府と企業の分離の原則、簡素化、統一化、効率化の原則及び法による行政の原

則に基づき、行為規範、協力運営、公正透明、廉潔高効率の行政管理体制の確立を目標に定めました。その成果として、政府機能の転換、政府機関の調整と整備、政府部門管轄の整理、政府管理水準の向上が挙げられます。今回の機構改革は中国経済及び社会発展に対して以下の影響を与えていると考えています。

1 国家発展目標の全面的な実現にとって重要な原動力となる。

中国は、20 年余りに渡る改革により、計画経済体制から市場経済体制への転換をほぼ完了し、小康状態社会を建設するに至りました。しかし、中国の現代社会は、小康状態とはいえ、いまだ低水準、不完全であり、不均衡発展を続けています。このため、第 16 期大会では、今後 20 年以内に十数億人の人民が恩恵を受けることのできる全体的な小康状態社会を建設することが提議されました。これは、経済社会文化事業をより迅速にかつ持続的に発展させなければならないことを意味しており、この目標を実現するためには、行政管理体制と機構改革を進展させなければなりません。競争環境のグローバル化が進み、国家間の競争は制度の競争になりつつあります。従って、今回の政府機構改革は、真の意味で市場経済体制に適する制度の創設を開始しなければなりません。ゲームに例えると、政府機構が平等なゲームルールを作り、そのまま厳格かつ公正な審判員としてそのゲームを支配することになります。以上から、政府機構改革は全体的な小康状態社会の実現にとって重要な原動力となるといえます。

2 政府機能転換実現のための条件を創造する。

今回の機構改革の核心は、政府機能の転換をさらに進めることにあります。全能政府から有限政府へ、また、規制型政府からサービス給付型政府への転換をできる限り早く実現し、政府機能を経済調整、市場監督管理、社会管理及び公共サービスの分野に転換し、経済社会の健全な発展のために良好な環境を確立します。各方面の改革を総合的に調和させ、改革を発展の促進に結びつけるため、今回の機構改革では、国家発展計画委員会を国家发展改革委員会に改組し、國務院体制改革弁公室の職権を发展改革委員会に帰属させました。職権の交錯、重複を減少させ、業務効率を高め、マクロコントロールを強化し、健全なものにするため、国家経済貿易委員会が有していた業種計画、産業政策、経済運用調整、技術改革投資管理、多種所有制企業の包括指導、中小企業発展の促進、並びに重要工業品及び原材料の輸出入計画等の職権を发展改革委員会に帰属させました。内外貿易業務の相互融合という発展趨勢と WTO 加盟という新情勢に適応し、現代的市場システムの形成を促進するため、国家経済貿易委員会が有していた対内貿易管理、対外経済調和、重要工業品・原材料の輸出入計画の立案・実施等の職権、国家計画委員会が有していた農産品輸出入計画の立案・実施等の職権、並びに対外貿易経済合作部の職権等を併合して、商務部を設立しました。これは、まさに、簡素化、統一化、効率化の原則、及び方針決定と執行と監督とを互いに結合するという趣旨に則っており、部門の職権を合理的に整備し、合理的に機構を設置し、人員配置の構造を優れたものにしています。今回の機構改革は、機構と編制の法定化を実現し、政府機関階層の過多、職権交錯、非効率、権利責任不相応、複雑多岐の法律執行問題を的確に解決しています。

3 国有資産管理体制改革を進展し、資産管理、人員管理、業務管理の統一を実現す

る。

資産管理体制における資産管理、人員管理、業務管理の分離という弊害を解決し、国有企業を効率的に運営し、国有経済の分布と構造の戦略的調整を推進し、国有経済を発展、拡大し、政府と企業の分離を堅持し、所有権と経営権の分離を実行し、企業に自主経営、利益とリスクの自己管理を行わせ、国有資産価値の保持と増加を実現するため、今回の機構改革では、国家経済貿易委員会の国有企業改革及び管理に対する指導職権、中央企業工作委員会の職権、並びに財政部門の国有資産管理に関する職権等を併合して、国有資産監督管理委員会を設立しました。そして、国務院は、国有資産監督管理委員会に対し国を代表して出資者としての職責を履行する権限を授与しました。国有資産監督管理委員会は、社会の各種企業に対して公共管理を行う政府行政機構や、一般的な企業事業組織とは異なり、国有資産の監督管理を専門的に担当します。当該委員会は、法に従い企業の国有資産を監督管理しますが、企業の生産経営活動に直接的には関与できず、企業のすべてを管理することはできません。この新しい国有資産管理体制は、権利義務と責任の統合を体現しており、国有資産の監督と管理に大いに益すると思われます。

4 金融監督管理体制を健全なものにする。

金融監督管理を強化し、金融機構の安全、安定、高効率運営を確保し、金融リスクの防止・回避能力を高めるため、中国人民銀行から銀行、資産管理会社、投資信託会社及びその他の預金業金融機関に対する監督管理職権を分離し、中央金融工作委員会の関連職権と併合して、国務院直属の部レベルの事業機関として、中国銀行業監督管理委員会を設立しました。中国銀行業監督管理委員会は、授權に基づき、銀行、資産管理会社、投資信託会社及びその他の預金業金融機関を統一的に監督管理します。その主な職責として、銀行業監督管理に関する政策法規の制定、市場参入・運営の監督管理、違法・規則違反行為に対する調査、処理等が挙げられます。

社会主義市場経済体制の確立、整備が進むにつれ、マクロコントロールシステムにおける中央銀行としての中国人民銀行の役割がさらに重要になりました。そのため、人民銀行は、前述の金融監督管理職権を移転した後、通貨政策の制定・実施権を強化し、金融機関運営規則を整備し、金融業に対するマクロコントロール政策を改善し、マクロコントロールと金融リスクの防止・回避における中央銀行としての役割をより一層発揮し、金融サービスをさらに改善しました。金融監督管理に関しては、人民銀行はマクロコントロールを通じて、中国銀行業監督管理委員会は監督管理業務を通じて、相互に補助、促進します。人民銀行と中国銀行業監督管理委員会は、密接な連携体系をとり、適時に金融市場リスクと運営に関連する状況を連絡しあい、監督管理情報を共有することが大切になります。

二 新設された国家发展改革委員会の組織構成及び役割について

国家发展改革委員会は、国務院の構成部門として、経済・社会発展政策の総合的な研究及び制定、総量均衡の保持、総体経済体制改革の指導を行うマクロコントロール部門です。

国家发展改革委員会の歴史は、前身である国家計画委員会が 1952 年に設立されて

から、今年で 51 年になります。旧国家計画委員会は 1998 年に国家発展計画委員会へと改名され、2003 年にはさらに旧国務院体制改革弁公室と旧国家経済貿易委員会の一部の職権を併合して、国家発展改革委員会へと改編されました。国家発展改革委員会の主な職責には、国民経済と社会発展戦略、長期計画、年度計画、産業政策と価格政策の制定と実施、国民経済運営の監督リサーチと調整、経済総量均衡の向上、重要経済メカニズムの優良化、国家重要建設プロジェクトの立案、経済体制改革の指導と推進があり、このほか、産業メカニズムの戦略的調整とレベルアップの推進、農業と農村経済の調和発展、工業発展の指導、エネルギー発展計画の制定及び国家石油の備蓄管理、持続可能な発展戦略、社会事業発展及び地域経済調和発展の推進、並びに西部地区大開発戦略の実施等の重要職責も担っています。また、憲法の規定に基づき、国務院の委託を受け、全国人民代表大会に対し国民経済及び社会発展計画の報告を行います。

今回の機構改革では、国務院の要求に従い、職権を比較的大幅に調整しました。国家発展改革委員会は、旧国家計画委員会が有していた農産品輸出入計画に関する部分の職権を失いましたが、旧国務院体制改革委員会の職権と旧国家経済貿易委員会の業種計画、産業政策、運営調整、技術改革投資等の 10 項目の職権が加えられました。新職権の併合は、事実上、短期コントロール、中長期コントロール、体制改革、総量コントロール等の目標と一致し又は互いに関連するマクロコントロール職権をすべて一つの部門に帰属させたことになり、マクロコントロール政策の統一計画、制定及び調整にとって大いに益することになります。例を挙げると、経済貿易委員会の投資企業に関わる職権を発展改革委員会に帰属させたことは、総合マクロコントロール目標の経済分野における短期遂行、すなわち生産、調整等に対するより直接的なコントロールを行うことに役立ちます。また、体制改革弁公室の職権の併合は、具体的なコントロール手段と政策的改革措置を互いに調和させています。総合的に見ると、今回の機構再編は、職権の設定上、次の 5 つの特徴を有しています。第一に、発展と改革の相互促進は、各方面の改革の総合的な調和にとって有益であり、改革をより効率的に発展へと結びつけることができます。第二に、マクロコントロールと日常経済運営の相互結合は、マクロコントロールの方向性、適時性及び有効性を強化することに役立ちます。第三に、インフラ建設と技術改革投資の統一管理は、職権交錯の回避、行政効率の向上に役立ちます。第四に、発展計画と産業政策の統一的な検討は、経済メカニズムの調整に役立ち、産業を健全な発展に導くことができます。第五に、経済と社会の調和発展は、持続可能な発展戦略の実施を促進することに役立ちます。

再編後、国家発展改革委員会は 26 の職能司(庁、局、室)、890 名の職員を有する組織になりました。国家発展改革委員会の業務領域はより広く、その任務はより困難に、そして、その責任はより重要になっています。

三 国家発展改革委員会による経済社会発展政策の進行状況

(1) 新一期政府の施政状況

新しい中央政府の業務は、おおまかに 4 つに概括することができます。第一に、経済の継続的かつ迅速な成長を促進し、人民の生活水準を高めるという目標を実現します。このためには、政策の安定性と連続性を保持し、内需拡大の方針を堅持し、積極

的な財政政策と安定した通貨政策を実施する必要があります。第二に、経済メカニズムの戦略的調整と対外開放の継続的拡大の2つの重要部分を十分に把握します。第三に、3つの重要な経済問題、すなわち就職と社会保障、財政における増収と支出節約及び市場経済秩序の継続的な整頓と整備の3つの問題を解決します。第四として、次の4つの改革の推進します。まずは農村改革です。これには農村税改革、食料購入販売体制改革、農民に対する補助方式の改革、農村金融体制の改革及び農村医療制度改革が含まれます。次に企業改革です。国有企業改革を経済体制改革全体の核として、現代企業制度確立の目標の実現に尽力し、国有資産管理体制を推進します。そして金融改革です。一方で金融監督管理体制を確立、整備し、他方で国有金融企業改革を加速させ、正真正銘の現代金融企業制度を確立します。最後は改革は政府機構改革で、政府機能の転換が重要になります。

これらの任務の完成を保証するため、新一期政府は6つの遵守原則、すなわち都市と地方の調和、東西相互発展、内外交流、上下機関の結合、遠近配慮、寛厳適度の6原則の遵守を提起しました。都市と地方の調和とは農業と農村業務を超重要事項として、都市と地方の調和発展を促進することをいいます。東西相互発展とは東部地区が好機を生かして発展を加速し、条件的に有利な地方が率先して現代化を実現していくことをいいます。古い工業基地の再編、改造及び振興を緊急優先事項と位置づけ、また、西部大開発戦略を実施しています。内外交流とは内需拡大を主とし、同時にWTO加盟の機会を利用して対外開放を引き続き行うことをいいます。上下機関の結合とは中央と地方の積極性を十分に発揮することをいいます。遠近配慮とは科学教育による国家復興戦略と持続可能な発展戦略を引き続き実施し、国の経済と社会を持続可能な発展を実現することをいいます。寛厳適度とは発展速度、改革の強度と社会の受忍限度を均衡させて、改革、発展及び安定の関係を適切に処理することをいいます。

全面的な小康状態社会の確立と現代化の過程において、全面的、調和的かつ持続可能な発展は中国政府が長期的に堅持すべき重大な指導方針となります。よって、新一期政府は、統一計画を堅持し、経済と社会の調和発展、都市と地方の調和発展及び地域間の調和発展を保持すること、人民主体を堅持し、人民の物質的及び文化的生活水準と健康水準を高めること、人と自然の調和を堅持し、持続可能な発展を実現すること、並びに改革革新を堅持し、社会主義の物質文明、政治文明及び精神文明をと共に進歩させることを提起しました。

(2) 国家发展改革委員会成立以後の主な業務

国家发展改革委員会設立の時期は、ちょうど中国がSARS災害に遭遇した時期でした。发展改革委員会は機構改革を着実に進めると同時に、SARSの撲滅と経済発展の促進に尽力しました。

1 SARSの撲滅に奮闘する。

SARS発生期間中、国家发展改革委員会は後方保障任務を担当し、いくつかの重要な業務にあたりました。まず、国内の「SARS」予防治療物資を速やかに供給しました。疫病区において医療品が不足した時は、国家发展改革委員会は生産と輸入、物資調達、協力輸送を緊急確保し、呼吸機械等の救急施設、防護用品、予防治療薬品及び消毒剤の不足問題を解決し、北京、内モンゴル、山西等の国内で特に重要な疫病区に対し必要な医療設備と防護用品を提供してきました。当時、北京等で日用品の集中買

い占めが発生したことから、我々は住民の日常用品を緊急調達し、国家備蓄を開放して、市場供給を保証しました。また、国务院香港・マカオ弁公室の統一計画のもと、中央政府が香港・マカオに無償援助する SARS 抗体薬品の供給源確保と緊急調達の任務を遂行しました。次に、市場における便乗値上げ等の不法行為を厳しく処罰し、市場価格を安定させました。さらに、「SARS」予防治療公共衛生施設の建設に力を注ぐため、国債を緊急発行し、これにより得た資金を被害状況が深刻な地区又は比較的深刻な地区の予防治療及び重要施設建設に重点的にあてました。

2 政策誘導を強化し、経済発展を促進する。

国家发展改革委员会は SARS 発生期間中に供給保証、品質保証、物価安定、資金運用等の困難な任務にあたっただけでなく、SARS が経済と社会の発展に及ぼす悪影響について積極的に研究し、被害影響の緩和及び国民経済の継続、迅速かつ健全な発展の維持に関する 8 条の対策意見を提出しました。SARS により深刻な影響を受けている業種に対しては、段階的な減免税や政府基金等の補助政策を行うよう提案しました。

経済発展をより一層促進するため、国家发展改革委员会は経済運営のモニター調査と調整を強化し、適時に関連のコントロール意見を提出してきました。経済運営過程において発生した重大な矛盾を検討し、今年の中国の一部地区における水不足及び電力供給不足等の問題について、積極的に政策指導を行ってきました。現在、国家发展改革委员会は第 11 次 5 カ年計画編制の前期準備業務を開始しており、戦略的な問題を検討しています。地区間における調和発展を促進するため、東北地区の古い工業基地の計画を区域計画の重要内容と位置づける予定です。我々は東北地区の古い工業基地の改造及びエネルギー発展戦略計画等の重要問題について深く研究しており、経済社会の長期的発展におけるこれらの重要問題の早期解決を目指しています。

(3) 国家发展改革委员会による経済社会発展政策の進行状況

中国経済総合部門である国家发展改革委员会のマクロコントロール任務はとても煩雑になっています。我々は、中国経済の情勢と任務に応じて、以下の経済社会発展政策推進業務を行っています。

1 経済の安定と迅速な成長を保持する。

今年は SARS の猛襲により、中国の経済社会発展は一定の悪影響を受けましたが、総合的に見ると、今年の経済情勢は良好であるといえます。工業は順調な成長を見せ、固定資産投資、対外貿易及び外資導入はいずれも高い成長率を保持しています。また、これと同時に、経済メカニズムが改善され、農業栽培メカニズムも高効率、優良品質の方向へと進みました。技術保有量の高い製造業が工業成長の原動力となり、商品輸出メカニズムが改善され、企業の効率と利益が高まりました。社会投資は順調な増加を見せ、市場価格も徐々に上昇しています。政策が安定すれば、人民の心も安定します。「経験済みで有効な政策の安定性と持続性を保持し続けることによってはじめて経済社会の安定と発展を維持することができる」と過去の実績が証明しています。従って、今後の政策の実施過程においては、内需拡大の方針を堅持し、積極的な財政政策と安定した通貨政策を実施し、マクロコントロールの方向性と政策を変えず、「急ブレーキ」をかけず、また「アクセル」を踏みすぎないことが大切になります。

2 経済社会発展における当面の重大な矛盾及び問題の解決に努める。

中国は経済社会発展においていくつかの重大な困難と問題に直面しています。以下ではそのうちの3つの重要問題について説明します。第一は消費問題です。消費の需要は経済成長の重要要素です。世界と比較すると、20世紀90年代の世界の平均消費率は78%～79%で、中国よりも20%近く高いことになります。これは、中国における最終消費の国内総生産量に対する割合が低いことを示しており、経済の良性循環と継続的、迅速かつ健全な発展にとって大きな障害となっています。従って、投資と消費の関係を調整し、国内総生産における消費割合を徐々に向上させることは、中国経済発展の重要な目標となっています。国家发展改革委員会はこの要求に基づき、政策面においては、主として都市農村の住民の消費と密接な関係を有する旅行、交通運輸、飲食、商業取引等の業種の発展を積極的に支持し、宿泊及び交通に関する消費を奨励、誘導する政策措置を迅速に行い、新しい消費拠点を積極的に開拓し、消費環境を絶えず整備しています。第二は雇用問題です。中国は13億の人口を有する人口大国であり、雇用に対する圧迫は中国において長期的な問題となっています。現在、雇用の構造的矛盾が次々と露呈し、雇用の増加は中国マクロコントロールの重要任務の一つとなっています。我々は、雇用促進の長期的戦略と政策を堅持し、経済成長の実現と雇用機会の増加を連動させています。サービス業の資金導入能力を十分に発揮して職場を大々的に開拓し、中小企業支援基金を活用して、中小企業と非国有経済の発展を奨励、支援しています。中国の豊富な労働力資源を生かして、経済成長における就業容量を高めると同時に、再就職訓練も行っています。第三は農民増収問題です。農民収入の増加の停滞は中国経済社会生活に内在する大きな矛盾であり、国民経済全体の持続的かつ迅速な発展にとって重大な問題となっています。国家发展改革委員会は、関連政策を深く研究しており、目下、中央政府が確定した各種政策措置を確実に実施し、農業と農村経済構造の調整を推進し、農村生産生活の改善に対する資金投入を拡大し、農民の雇用機会を開拓し、農業における各種費用を整理整頓しています。

3 各種改革の進展、発展に対する改革の促進作用の着実な発揮。

今回の機構改革では、国家发展改革委員会の发展改革総合調和業務における地位が強化されました。国家发展改革委員会は、社会主義市場経済体制の整備という要求に従い、現在と今後の一定の期間内に、3つの改革を集行的に行います。一つ目の改革は投融資体制改革案の整備です。政府のマクロコントロールのもと市場分配資源の基本的役割を十分に発揮させ、「管理すべきものは管理し、管理の必要がないものは開放する」という理念を実行することは、中国投融資体制改革案の全体的な方針です。このため、以下の3点が改革の重要点となります。第一点は政府の審査認可権限をさらに縮小していき、企業の投資主体としての地位を確立すること、第二点は政府の投資行為を規律し、政府の投資政策決定の合理化、規範化を推進し、透明度と公開性を高め、手続を簡素化し、効率を高め、政府投資政策決定に対する健全なコントロール構造を確立すること、第三点はマクロコントロール方式を改善し、経済、技術及び法律手段の総合的な運用を重視し、間接コントロール方式を重視することになります。二つ目の改革は、食料流通体制改革の強化です。現段階では、主として改革の問題点や遭遇すると思われるリスクに対して十分な分析と研究を行うことになります。三つ

目の改革は独占業種管理体制改革の推進です。独占体制改革は、政府と企業の分離、競争の導入、効率の向上、発展の促進を原則とします。現在、電力、通信、民間航空の管理体制改革については顕著な成果を得ていますが、関連政策措置についてはさらなる整備が必要とされています。

四 中国におけるマクロコントロールの法制化に関する問題

マクロコントロール機能とは、政府がマクロ経済政策を運用してマクロ経済活動に対して行う「コントロール」又は「調整」をいい、政府がその把握するある経済変数（財政支出、通貨供給等）に対する調整を通じて、市場経済における各種変数の決定値に影響を及ぼすことにより、私的経済行為に影響を与える政策過程をいいます。マクロコントロールの主な政策手段としては、通貨政策、財政政策、産業政策、収入分配政策、為替政策及び経済計画があります。

マクロコントロールの法制化とは、マクロコントロール活動及び関係主体行為を規律し、かつ法律、法規の形式によってこれを固定化し、マクロコントロールを効率的に、秩序に沿って実施し、マクロコントロールの合理化、民主化を実現するために強力な法律上の保障を提供することをいいます。

現在、中国におけるマクロコントロール法制化推進の主要措置として以下のものがあります。

1 マクロコントロール法律体系の整備。

長年の努力により、中国のマクロコントロール立法は一定の成果を収めました。政府は「予算法」、「中国人民銀行法」、「税收徴収管理法」、「対外貿易法」、「不正競争防止法」、「価格法」、「入札法」等の法律を相次いで公布、施行し、実施条例を制定し、マクロコントロール法律体系の基礎部分をほぼ確立しました。しかし、「固定資産投資法」、「国民経済安定成長法」、「独占禁止法」等の重要なマクロコントロール立法はまだまだ制定されていません。すでに制定されたマクロコントロール法律法規についてもさらなる整備や関連の実施措置の制定が必要とされています。WTO加盟のニーズに応えるため、一部の法律法規を改正、補充し、国際ルールと整合させる必要があります。要するに、整備されたマクロコントロール法律体系の確立は、中国が経済社会発展を推進していくうえで避けて通ることのできない道であり、また、今後一定期間における重要な任務でもあるのです。

社会主義市場経済の発展、社会全体の進歩及び対外開放の拡大のニーズに適応するため、中国政府は本年度における立法の重点として、市場経済秩序の整備及び規範化、金融体制改革の推進、国有企業改革と国有資産管理体制改革、社会保障システムの整備、社会の安定と公共安全の維持、政府共同行為の規範化、並びに教育科学技術文化衛生体育事業の発展等を挙げています。マクロ経済コントロールによる市場価格形成の構造をより一層完全なものとし、市場経済秩序の規範を定めるため、国家発展改革委員会は「価格法」の改正作業を進め、また、政府行動行為の規範を定めるため、関連部門は「政府投資条例」、「計画編制条例」、「政府情報公開条例」等の法規を起草しています。このほか、国家発展改革委員会は、入札・入札募集に関する規則の整備にもあたっています。

2 法に従い行政許可の規範を定め、行政審査認可制度改革を推進する。

本年 8 月 27 日、第 10 期全国人民代表大会第 4 次会议により「中華人民共和国行政許可法」が採択され、2004 年 7 月 1 日より施行されます。同法は政府行為を規律する重要な法律であり、現行の行政審査認可制度に対して大々的な改革と革新を行い、国家発展改革委員会の行政審査認可業務に対しても大きな影響を与えました。当該法律の要求に適應するため、現在、多数の重要な審査認可職権を新たに見直す必要があり、審査認可手続は新たな規範を必要としています。中国政府は、現在「行政許可法」の実施を契機として、行政審査認可制度改革をさらに進めています。

3 法による行政の厳格実施、法治政府の建設。

中国政府は、近年來の法による行政の経験から、「法による行政を堅持し、法治政府を建設する」との目標を掲げました。すなわち、法による行政を政府権力の配置と運用の基本準則として、各行政管理部門に対し関連法律法規の規定に従い、各自の職務を確実に履行するよう要求しています。マクロコントロール部門は経済的又は法律的手段を通じて企業に対し外部から間接的なコントロールを行い、企業を誘導するだけで、企業の生産経営活動に任意に干渉し、企業の合法權益を侵害することはできません。近年、政府は以前にまして法による行政の原則を重視するようになり、行政部門の法による行政に対する理念と意識も年々高まっています。このため、政府は、関連学習と研修を強化し、行政による法律執行の手続きについての規範を定め、行政による法律執行の方法を改善すると同時に、行政監督制度を整備し、内部と外部による監督メカニズムも強化しています。これらから、中国の行政管理は今まさに規範化、法制化の軌道に乗ろうとしていることがわかります。我々も「法治政府」建設の目標を達成すべく前進を続け、中国の経済社会発展のために、ひいては、世界経済の発展のために貢献できるよう努力を続けたいと思っています。

ご清聴ありがとうございました。

「中民商事法セミナー」

2003 年 11 月 13 日（金）
会場：法政大学講義室
講師：国家発展改革委員会法規司 任曉司長
（本セミナーは、経済法研究会主催、法政大学協賛で開催されます）



講演(1)：国家発展・改革委員会法規司 任曉司長

【東京/講演（１）日本側コメント】

松尾綜合法律事務所弁護士 小杉 丈夫

任先生、膨大かつ複雑な最近の改革の現状について、体系的にまた分かりやすくご説明をいただきまして、本当にありがとうございました。伺っていると、中国の経済発展も一つの段階まできて、ある意味では危機なのかもしれませんが、WTOの加盟をバネにして、さらに新しい発展へのチャレンジをしていこうとしている状況のご説明が、大変明確に我々のほうにも伝わったように思います。

計画経済体制から市場経済体制への転換、それに伴って規制型の政府からサービス型の政府への転換をするのだということ、いま「小康状態社会」は、ある程度達成したのだというお話でした。そこがまさに今の中国の一つの自信なのだなと伺いました。これからの改革も非常に痛みは伴うことですが、そこをさらに突き進んでいくという姿勢が、大変明確に伺われて、国家発展・改革委員会の役割も非常に大きいなと思ったわけです。

我が国の行政改革の遅れを片方で見ながら、いまのお話を伺っておりますと、中国の国家戦略を全人代で決めて、それに従って組織改革や調整が非常なスピードで動くということは、ある意味ではうらやましいと思いますし、中国の今の若さというか、組織の柔軟性も感じさせられるわけです。

いまのお話の中味については、とても私のコメントするところではございませんが、若干述べますと、最後のほうでお話になったマクロ・コントロール法の法律体系の整備、あるいは行政審査認可制度の改革、法による行政の厳格実施といったところは、私ども日本人にとっても非常に大事なところではないかと思います。

日本から中国への進出がますます加速している現在ですが、大きなお話はもちろん大事ですが、実際に進出される企業となると、日常接触するのは、まず中国の出先窓口なのです。そういう末端の所がどのようになっているのか、いまのような改革が下まできちんと浸透した形で徹底するかということが非常に大事なのではないかと思います。

入札法のお話があって、入札法を作ったあとで、入札や入札募集に関する規則の整備に力を入れているというお話がありました。そういう末端の所に精力を注ぐことは、我々から見ても非常に望ましいと思いますし、許認可も、行く先々で全く状況が違って、どのように対応したらいいか分からないといったところが、だんだん透明化されていくことは歓迎すべきことで、大いに進めていただきたいと思います。

私が最初に中国を訪問したのは1985年です。ちょうどいまお話のあった20年前の改革が始まるころに私は行ったのです。そのときに北京大学の法学部を訪問しました。法学部長の羅豪才という先生がおられました。その後、北京大学全体の副学長になられて、そのあとは最高人民法院の副院長も務められました。その先生が行政法の

専門で、私は「中国の行政訴訟は一体どういうことになっているのですか」という質問をさせていただいたことがあります。

そのときのことを思いますと、今のような形で、法による行政ということが現実の政府の改革の中に入ってきたのは、非常に大きな発展だと思っております。中国には中国の法治という考えが韓非子の時代から綿々と続いています。そのとき私が羅教授に「そういう中国の伝統の法治という考え方と、欧米流の法の支配（ルール・オブ・ロー）とどのように違うのですか。中国では行政のコントロールはどういうことになるのですか」と質問をしたことをまざまざと思い出しますが、こういうことが今日では実際の課題になりました。

また、中国でも行政訴訟というのは、非常な勢いで増えています。そういうところも今のような上からの改革と合わせて、国民の側からの行政のチェックも、どんどん変わっていることを大変興味深い発展だと思っております。今後の国家発展・改革委員会のますますの活動の活性化を期待したいと思います。



講師席左より 小杉丈夫弁護士、李国華副司長、任龍司長、趙宏処長

商務部条約法律司処長（法学博士）

趙 宏

第1部 知的財産権の立法のさらなる改善

中国は、WTO 加盟に前後して「知的財産権の貿易関連の側面に関する協定」（以下「TRIPS 協議」という）を履行するため、2000 年から中国の「特許法」、「著作権法」、「商標法」及びこれらの実施細則、並びに「コンピューター・ソフトウェア保護条例」等いくつかの主要な知的財産権保護に関する法律及び行政法規について改正を行い、また新たに「集積回路設計保護条例」等の行政法規を制定しました。

一 「特許法」の改正

中国の「特許法」は、1984 年に公布され、1992 年に第 1 次改正が、2000 年 8 月に第 2 次改正が行われました。改正後の「特許法」では、特許権の保護が強化され、特許の審査認可及び紛争処理手続について整備され改善されました。

(1) 特許権の保護に対する強化

① 販売申出行為禁止に関する規定の追加

「販売申出」とは、広告、店頭ショーウィンドーでの陳列又は展覧販売会への出展等の形式をもって商品販売の意思表示をすることをいいます。特許権者が享有する禁止権とは、権利侵害者が権利侵害製品を実際に販売する前、又は販売する時に権利侵害製品の蔓延を防止することにより損失を減少させることができる権利です。2000 年の「特許法」第 11 条では、販売の申出行為の禁止が追加されました。

② 利用発明の裁定実施権の付与条件の改善

1992 年の特許法第 53 条では、「特許権を取得した発明又は実用新案が以前に特許権を取得している発明又は実用新案に比べ技術的に進んでおり、しかもその実施が前の発明又は実用新案の実施に依存している場合、」特許主管機関は、後の特許権の申請に基づき、前の発明又は実用新案に対して裁定実施権を行使することができる、と規定されていました。この利用発明の裁定実施権の付与条件は、TRIPS 協議に定める後の発明又は実用新案の特許が前の発明又は実用新案と比べて「著しい経済的意義を有する重要な技術進歩」という条件より厳格でなかったため、2000 年改正の「特許法」において利用発明の裁定実施権の付与条件が改正され、TRIPS 協定と一致するようになりました。

③ 許可を受けずに製造された特許製品の「合法」販売使用の制限

1992 年「特許法」第 62 条第 2 項では、「特許権者の許可を得ずに製造されかつ販売された特許製品であることを知らずに使用し又は販売した場合は、特許権の侵害とはみなされない。」と規定されていました。2000 年改正の「特許法」では、これについて改正が行われ（第 63 条第 2 項）「特許権者の許可を受けずに製造されかつ販売された特許製品又は特許の方法によって直接得られた製品

であることを知らずに、生産及び営業の目的で使用し、又は販売し、その製品の合法的な供給源を証明できるときには、賠償責任を負わない。」と規定されました。この規定は、特許権者の許可を受けずに製造されかつ販売された権利侵害製品を、状況を知らずに使用する又は販売する行為は侵害行為であり、ただその製品の合法的な供給源を証明できるときのみその賠償責任を免除できると明確に規定しました。

④訴訟前の暫定措置の追加

TRIPS 協定第 50 条には、暫定措置が規定されており、これにはあらゆる権利侵害行為の発生に対する防止措置及び訴えられた権利侵害の関連証拠の保全措置が含まれています。第 50 条第 2 項には、適当と認められる場合は、司法機関は当事者が正式に提訴する前に、一方当事者の申し立てに従い暫定措置を講じることができると規定されています。中国の「民事訴訟法」には財産保全措置が規定されていますが、人民法院が当事者の提訴の前に保全措置を講じることができるか否かについての明確な規定はありません。そのため、2000 年改正の「特許法」では、第 61 条に「特許権者又は利害関係者は、他人がその特許権を侵害する行為を実施しているか、又は実施しようとしていることを証明する証拠があり、直ちに差し止めなければ、その合法的権益が回復困難な損害を受ける可能性があるときは、提訴に先立って人民法院に侵害行為の差止め命令及び財産保全措置を行うよう申し立てることができる。人民法院は、前項の申し立てを処理するときは『中華人民共和國民事訴訟法』第 93 条から第 96 条まで及び第 99 条の規定を適用する。」とされました。

⑤権利侵害賠償金額計算基準規定の追加

⑥他人の特許の詐称行為に対する行政処罰規定の追加

⑦特許権保有に関する規定の改正

⑧国有企業の特許権譲渡の規定に関する変更

⑨職務発明者の奨励および報酬の明確化

(2)審査認可手続及び紛争処理手続の改善

①実用新案及び意匠の再審査並びに無効の終審は人民法院による。

特許申請者又は発明、実用新案及び意匠に関する特許権者が、特許評議審査委員会の決定に対して人民法院に提訴できる規定を追加しました。

②外国の検索及び審査結果の資料提出要求の簡略化。

③外国の特許申請手続きの簡略化。

④取消手続の廃止。

⑤意匠に関する授權条件の改善。

⑥関連の国際特許申請（PCT 申請）の規定の明確化。

⑦実用新案特許に関する検索報告の追加。

二 著作権法の改善

TRIPS の要件を満たすため、2001 年 10 月に中国は「著作権法」を改正しました。主な改正点は次のとおりです。

1 保護を受ける権利の種類追加

改正「著作権法」第 10 条において、著作権者の享有する人格権及び財産の権利が規定され、財産権には、複製権、発行権、賃貸権、展示権、実演権、上映権、放送権、情報ネットワーク伝達権、撮影権、改編権、翻訳権、編集権が含まれます。このうち、賃貸権、放送権、情報ネットワーク伝達権が新たに追加されたものです。また、従来の「著作権法」と比較して、実演権及び放送権の範囲が拡大されました。実演権にはリアルタイムの実演と機器の使用による実演が含まれ、放送権には放送、中継放送及び公衆に伝達する権利が含まれます。

2 実演家及び製作者の権利の明確化

改正「著作権法」第 37 条及び 38 条では、実演家は、他人がそのリアルタイムの実演を実況中継し又は公開で伝達することを許諾し、かつ報酬を受ける権利を有することが明確に規定され、他人がその実演を録画した録音・録画製品の複製及び販売し、並びに情報ネットワークを通じて公衆にその実演を伝達することを許諾し、かつ報酬を受ける権利を追加しました。同法第 41 条では、録音・録画製作者は、他人が賃貸及び情報ネットワークを通じてその録音・録画製品を伝達する権利を許諾することが追加されました。同じく第 44 条では、ラジオ局及びテレビ局は、許諾なくその放送するラジオ番組、テレビ番組を中継放送、録音・録画製作及びその音声・映像キャリアーを複製することを禁止する権利を有すると規定されました。上述した権利の保護期間はいずれも 50 年です。

3 財産保全及び証拠保全の暫定措置に関する規定の追加

改正「著作権法」第 49 条では、著作権者又は著作権に関連する権利者が、他人がその権利の侵害行為を現に実施しており又は間もなく実施し、直ちにそれを阻止しなければ、その合法的権益が回復できない損害を受ける可能性があることを証明する証拠があるときは、提訴する前に人民法院に関連行為の差止命令及び財産保全措置を申し立てることができることと規定されています。

また同法第 50 条では、権利侵害行為を阻止するため、証拠が滅失し又はあとで得られないおそれがある場合、著作権者又は著作権に関連する権利者は、提訴する前に人民法院に証拠保全を申し立てることができます。

4 法定賠償額に関する規定の追加

改正「著作権法」第 52 条において、権利者の実際の損失又は権利侵害者の違法所得を確定できない場合は、人民法院が権利侵害行為の情状に応じて、50 万元以下の賠償の判決を言い渡すと規定されました。

5 社会の公共利益を損なう権利侵害行為に対する行政処罰の加重

改正「著作権法」では、海賊版、許可を得ていない番組の放送、及び贋作絵画の製作等の公共利益を損なう著作権侵害及び隣接権侵害行為について、権利侵害者は民事責任を負うほか、版權行政管理部門が権利侵害行為の停止を命じ、違法所得を没収し、権利侵害複製品を没収及び処分し、かつ過料に処することができます。情状が重いときには、版權行政管理機関はさらに、主に権利侵害複製品の製作に使われた材料、道具、設備等を没収することができることと規定されました。

三 商標法の改正

「中華人民共和國商標法」は、1983 年 3 月 1 日に施行され、1993 年に一部改正が行われ、そして 2001 年 10 月に中国の WTO 加盟に応じて第 2 次改正が行われました。改正の主な内容は次の 6 点です。

1 地理的表示の保護に関する規定の追加

従来の「商標法」には、地理的表示についての明確な規定がありませんでした。そこで TRIPS 協定の規定に合致させるため、改正「商標法」第 16 条において、「地理的表示とは、ある商品がある地域を産地とし、当該商品の特定の品質、信望又はその他の特徴が主に同地域の自然的要素又は人文的要素によって決定されていることを表す表示を指す。」と規定され、また「商標に地理的表示が含まれ、かつ当該商品がその表示に示された地域を産地とするものでなく、公衆を誤認させる場合は、これを登録せず、かつその使用を禁止する。」と規定されました。

2 商標保護の対象範囲の拡大

改正「商標法」では、いかなる自然人、法人又はその他組織の商品を他人の商品と区別することができる文字、図形、アルファベット、数字、色彩の組合せ、並びにこれらの要素の組合せを含む視覚的商標は、商標として登録申請することができるものと規定されました。また、顕著な特徴を欠く商標については、使用により顕著性を取得し、かつ識別しやすいものとなったときは、商標として登録することができるものと規定されました。

3 著名（原文は「馳名」）商標の保護の追加。

1996 年に公布された「著名商標の認定及び管理暫定規定」には著名商標に対する保護が規定されていますが、従来の「商標法」には規定がありませんでした。そこで改正「商標法」では、著名商標に関する規定が追加され、保護を受ける著名商標には、中国で登録されたもの及び中国で登録されていないものが含まれると規定されました。改正「商標法」には、著名商標の認定基準も規定されています。

4 優先権に関する規定の追加

従来の「商標法」には優先権についての規定がなく、1985 年の「商標登録申請の優先権要求に関する暫定規定」及び「商標法実施細則」の中で優先権問題について規定を設けていましたが、展覧会の暫定保護に関する規定が含まれていませんでした。優先権に関する現行の規定を改善するため、改正「商標法」では、優先権に関する規定が追加され、国際展覧会に展示する商品の優先権が規定されました。

5 商標権確認の行政裁定に対する司法審査の追加

従来の「商標法」では、商標申請の出願拒絶、登録商標等の維持又は取消等については、すべて行政機関、すなわち商標評議審査委員会が最終的な裁定を下し、利害関係者は人民法院に提訴することができませんでした。改正「商標法」では、知的財産権の取得及び維持の過程において下された行政裁定は、すべて司法機関又は司法機関に準ずる機関の審査を受けなければならないと規定されました。

6 権利侵害行為に対する取締の強化

改正「商標法」では、行政主管部門が権利侵害行為を取締手段が追加され、尋問、閲覧、コピー、現場検証、封印及び差押等が規定されました。このほか、提訴前の証拠保全及び財産保全、並びに権利侵害に対する法定賠償額についても新たに規定されました。

中国国家知識産権局は、特許の保護期間について文書を公布し、1992 年以前に有効となった特許の保護期間を 20 年まで延長しました。

四 その他の関連法律

以上 3 つの主な知的財産権保護法の改正が行われたほか、それぞれの実施細則も相応して改正されました。中国はまたその他の法規を制定し、知的財産権保護に関する法制度を TRIPS 協議の要件に合致させました。これには、「植物新品種保護条例」、「集積回路設計保護条例」等の法規が含まれます。これらの法規により、中国は植物新品種及び集積回路設計に対する知的財産権保護についても TRIPS 協議の要件を完全に満たしました。

中国における知的財産権の実施

中国では、すでに TRIPS 協議の要求に合致する知的財産権の体系を確立し、民事、行政、刑事の 3 種類の救済手段、及び知的財産権保護の国境措置について規定を設けました。

一 民事司法の保護

(1) 知的財産権の民事裁判廷の設立及び専門裁判官の配置

2000 年以来、最高人民法院並びに全国の各省、自治区及び直轄市の高級人民法院は、知的財産権の裁判庁を設置しました。中級及び基層人民法院も、知的財産権の案件について審理を集中して行う裁判庁を設置しました。最高人民法院の指定する特許紛争専門の一審案件を審理する中級法院は、43 か所あります。商標権及び著作権等のその他の知的財産権紛争の一審案件を審理する中級法院は 300 以上あります。これら人民法院の知的財産権案件を審理する法廷は、すべてレベルの高い専門裁判官を擁しており、案件処理の質の高さを保証します。

(2) 救済手段

(a) 侵害停止権

「民法通則」第 118 条では、知的財産権が侵害を受けた場合は、侵害の停止、影響の除去及び損害の賠償を請求する権利を有します。「特許法」、「商標法」及び「著作権法」等の法律及び相応の司法解釈では、すべて侵害停止権を民事責任の形式のひとつと明確に規定しています。

(b) 非法所得及び権利侵害行為による財物の没収

「民法通則」第 134 条では、人民法院の民事案件審理（知的財産権の案件を含

む)は、権利侵害者が非法行為による財物及び非法所得を没収することができるものと定めています。「著作権法」第51条では、人民法院が案件を審理する場合、著作権又は著作権と関連する権利の侵害に対して、違法所得、侵害複製品及びかつ違法行為の財物を没収することができると規定しています。

(c) 損害賠償

前述した「民法通則」第118条の規定のほかに、「商標法」、「特許法」及び「著作権法」にはすべて侵害者の賠償損失に関する民事責任が明確に規定されています。そのうち「商標法」第56条及び「著作権法」第48条には、賠償金額は侵害行為がもたらした損失又は権利侵害者の権利侵害による所得の利益とし、及び権利者が権利侵害行為を阻止するために支払った合理的な支出を含めると規定しています。この2つの法律には、法定賠償金額が規定しており、権利者が損害を受けた、又は権利侵害者が獲得した利益を確定できないときには、人民法院が権利侵害行為の情状に応じて、50万元以下の賠償の判決を言い渡すとされています。また、「特許法」第60条には、特許権侵害の賠償額は、権利者が権利侵害に起因して受けた損失、又は権利侵害者が権利侵害に起因して得た利益によって決めるものとし、利益の確定が難しいときには、権利侵害を受けた特許の許諾使用料の倍数を参照して決めることと規定されています。人民法院では、一般的に許諾使用料と同額から3倍の賠償額を確定しています。それでも確定することが難しい場合は、5,000元以上、50万元以下の基準を参照して情状に応じて賠償額を決めています。

(3) 暫定措置

中国の関連法律、法規は、TRIPS協定の要求する暫定禁止令及び証拠保全の2つの暫定措置に対して規定を設けました。「商標法」、「特許法」、「著作権法」及び「集積回路設計保護条例」にはすべて、権利侵害行為を直ちに阻止しなければ、権利者の合法的権益が回復困難な損害を受ける可能性がある場合は、提訴に先立って人民法院に関連行為の差止命令及び損害保全措置を行うよう申し立てることができると規定されています。また「商標法」及び「著作権法」には、証拠が滅失し又はあとで得られないおそれがある場合、提訴する前に人民法院に証拠保全措置を行うことができると規定されています。「民事訴訟法」及び最高人民法院の関連司法解释によると、現在各種知的財産権の権利者は、すべて提訴に先立って、又は訴訟中においても暫定禁止令及び証拠保全等の暫定措置を要求することができます。

二 行政の保護

(1) 概況

行政機関が知的財産権を保護することは、中国の知的財産権実施における1つの特色です。行政手続は権利侵害阻止の対応が素早く、また費用も安価であるため、知的財産権者から広く歓迎されています。

中国の各級地方政府は、経済発展に対する知的財産権保護の促進作用に対して十分な認識をもっており、当該地域の偽物権利侵害企業に対する地方保護主義を基本的に打破し、積極的に地区を超えた行動をとることにより偽物権利侵害行為を取り締まっています。2001年4月21日、国務院は「市場経済活動における地区封鎖実施の禁止

に関する規定」を公布し、各種形式の地方保護行為を禁止しています。環淮海经济区^{*1}、華東三省一市^{*2}、東北三省^{*3}では、商標法執行ネットワークを確立し、これらにより行政法律執行行為の地区を越えた調和及び協力に対して機能を果たしています。

同時に、各法律執行部門は相互の協調体制を強めており、2001年には商標局は公平交易局、公安部及び国家知識産権局と共同工作會議制度を設立し、情報の連絡及び法律執行の協力を行いました。この行政執行機関の協力は素晴らしい成果を挙げ、偽物権利侵害行為の取締りに役立ちました。

(2) 知的財産権の行政主管機関

「著作権法」、「特許法」、「商標法」及び「集積回路設計保護条例」等の法律、法規の規定により、中国は目下、国家知識産権局、国家工商行政管理総局及び商標局、国家版權局等の機関はその職責範囲に応じてそれぞれの知的所有権の法律、法規執行業務の責任を負っており、このほかに公安機関もまた知的財産権行政執行の重要な役割を担っています。

(3) 行政の救済手段

「商標法」、「著作権法」等の規定に基づき、知的財産権侵害に対する行為は、行政機関は直ちに権利侵害行為の停止を命じることができ、権利侵害製品及び権利侵害製品を製造する工具を没収、廃棄し、罰金を科すことができます。知的財産権侵害行為に対して、中国の法律における関連処罰規定は、更なる権利侵害の発生に対して抑制効果が十分にあります。

三 刑事処罰

中国は、1997年に刑法を改正し、新たに一節を設けて、知的財産権侵害の犯罪行為を規定しました。主に生産、販売、金額が比較的大きいもの、違法所得が比較的大きいものなど、情状が重大な権利侵害行為に対して刑法により処罰しなければならないと規定しました。

中国の刑法では、詐称登録商標罪、詐称登録商標商品販売罪、違法登録商標標識の違法製造・販売罪、特許詐称罪、著作権侵害罪、権利侵害複製品販売罪、営業秘密侵害罪の合計7種類の知的財産権に関する犯罪行為を規定しました。

知的財産権侵害の犯罪行為については、最高7年の有期懲役に処することができます。

四 国境措置

中国は、TRIPS 協議第 51 条から第 60 条の要求に合致する、またはそれ以上の知的財産権の国境措置についても確立しています。

(1) 中国知的財産権の国境措置の適用範囲

中国の「知的財産権税関保護条例」の規定によると、中国の税関が保護する知的財

*1 訳注：徐州を中心とした淮河以北と連雲港一帯の地方

*2 訳注：江蘇省、浙江省、安徽省及び上海市

*3 訳注：遼寧省、吉林省、黒龍江省

産権は、商標専用権、著作権及び特許権です。中国国境措置に該当する貨物には、輸入貨物及び輸出貨物も含まれます。

(2) 基本的手続

知的財産権の権利者は、税関がその知的財産権の保護実施を要求した場合は、その知的財産権を税関総署に届出なければならない、かつ権利侵害貨物が国境において輸出入されようとする時に輸出入する国境の税関に差し押さえ申請を提出しなければなりません。権利者は、税関に嫌疑貨物を差し押さえることを要求する場合、貨物価値に相当する担保を提供しなければなりません。申請された貨物が権利侵害を構成しないと判断された場合は、権利者が提出した担保は、申請により関連当事者にもたらされた損失の賠償に充当しなければなりません。

(3) 救済措置

権利侵害貨物について、税関はこれを没収しかつ廃棄又は競売にかけることができます。権利侵害貨物の輸出入者については、税関は貨物価値を超えない範囲の罰金を科さなければなりません。



講演(2)：商務部条約法律司貿易処 趙宏処趙(中央)

大阪会場での講演写真：左はコメンテーター川瀬幹夫弁護士

右は李国華副司長

2001年11月のWTO加盟前後の知的財産権に関する諸法の発展のご説明をいただいた。

1 その改正の内容は、いずれも最新の国際条約を反映し、欧米や日本と同様な法制度を確立した印象を与えている。

最初の商標法が1983年に施行され翌1984年に特許法が施行されて以来、僅か20年の間に、こうした最先端の法律整備がなされたことはこの間の中国経済のめざましい発展と共に強い感銘を受ける。

なお、私の知る限りにおいては本日のお話の基本法の改正以外にも、次の条例が実務上重要である。

- | | |
|--------------|--|
| ①2001年10月31日 | 技術輸出入管理条例
(漸く改正されたが、依然として制限的である) |
| ②2001年12月20日 | コンピュータソフトウェア保護条例 |
| ③2002年9月15日 | 商標法实施条例 (中国内外での著名商標一登録されていない
が著名なものへの保護を規定) |
| ④2002年9月15日 | 著作権实施条例 |
| 2001年4月18日 | 経済犯事件刑事訴追 著作に関する規定(最高人民法院と公安部) |

2 こうした法律そのものの整備の進展に対して、法律の運用・執行（いわゆるエンフォースメント）の体制の確立が急がれるべきだと指摘されている。

3 中国市場における模造品や知的財産権侵害品が依然として問題になっている。模倣品は、デッドコピーという単純なものから、意匠権侵害、特許権侵害という技術的高度な侵害に移行している。又、2001年における日本企業の東南アジアにおける侵害問題の47%が中国市場において発生していることも指摘されている（特許庁行政年次報告書。2003年版本編155頁）。こうした問題は、経済の発展における過渡的な問題であると信ずるが、円滑な国際的経済交流とりわけ技術交流を阻害することは明らかである。勿論、中国政府が、中央・地方を挙げて模造品防止対策を積極的に行っており、中国と日本間は、2ヶ国間の協議や他国間の協議を通じ、模倣品取締りの情報交換を行っています、一層の協力が必要と思われる。

4 ところで、本日まで説明頂いた法律改正が、広大な中国全土において有効に適用され、執行されるためには、より詳細な法律の解釈が確立され、中国内外において認識できる状態が必要である。

- (1) こうした法解釈には、裁判所の判例の蓄積が必要である。勿論、最初の知的財産法の施行以来100年の歴史を持ち、全国の全ての知的財産権関連判決が一週間の内に最高裁判所のホームページで公開されている日本においても、未だ、判例の蓄積が不足しているといわれている。

中国においては、こうした判例の不足を、第1に最高人民法院の知的財産権法

廷（3廷）の司法解釈が補っていると理解される。とりわけ2001年の「特許紛争事件の審理に適用される法律の問題に関する若干の規定」法釈〔2001〕21号が、特許権の権利範囲の解釈、均等論等の解釈・基準を明らかにし、又、「特許侵害行為の訴訟前停止に法律を適用する問題に関する若干の規定」法釈〔2001〕20号が、日本でいう仮処分命令の条件について明らかにする等が注目される。又、2002年10月の法釈〔2002〕32号は「商標民事紛争事件の審理に適用される法律に関する若干の問題への解釈」として、商標権の侵害の態様を明らかにしている。例えば、(a)登録商標と同一又は類似の文字を企業名称として使用すること、(b)ドメインネームとして使用することを商標権侵害とする解釈を示している。この点だけでも、私自身がかつて直面したが解決困難であった種類の紛争に、明白な解答を与えている。

(2) 又、最高人民法院は、各地の中級人民法院あるいは高級人民法院に提起された具体的事件に適用すべき法律解釈についての意見照会に指示回答を行うことによって、個別論点の法律解釈を示している。こうした制度は、個別の事件について予め最高裁判所が結論を示すことになるので、司法制度としてはやや異例な感じを受ける。しかし、短い期間で判例の蓄積不足を補うこと、国全体に対して統一的な解釈を示すことが出来ることにおいて、立法にも相当する重要な役割を有すると思われる。

(3) なお、北京市高級人民法院の「特許権侵害判断の若干の問題に対する意見（試行）」（2001年9月29日）は、均等論・禁反言・不完全利用（条件指定の原則）・間接侵害等の考え方を示しており、注目される。この北京市高級人民法院の意見は、北京第一中級人民法院、第二中級人民法院に対しての指針であり、全国の人民法院に対して効力を有するものではないが、その内容は特許法の実務においては極めて重要な点を含んでいる。こうした意見が最高人民法院に更に検討され、より全国に適用されることが望まれる。

5 地域隔差：

一方、この北京市高級人民法院の意見は、知的財産権法の運用のレベルが、地方によって隔差が存在することを示唆していると思われる。裁判所の構成としては、最高人民法院の知識産権審判廷の下に、全国40ヶ所を超える高級・中級人民法院に知識産権審判廷を有している。しかし、北京や上海に比較して、他の地域の人民法院や行政部門（特許管理部門や工商行政管理局）等の地方の利益保護的傾向が指摘されている。勿論、中国における中央と地方の権限配分は、中国固有の国内問題である。しかし、知的財産権制度の国際性を考えた場合には、長期的には各地方への統一した法解釈の浸透を促進すること、短期的には北京市や上海市の人民法院に渉外的な知的財産権侵害の広い管轄を認めることも、中国の知的財産権制度に対する国際的信頼を高めるために、一考の余地があると思われる。（なお、管轄についても最高人民法院の法釈（1987年）および各地の人民法院の意見があり、被告住所地の他に侵害地の管轄が認められる。）

6 中央と地方という問題の外に、司法機関（人民法院）と行政機関（特許管理部門＝知的財産局、工商行政管理局、著作権行政管理局）の双方が、紛争処理の権限を有

している点も、中国独特の法制度である。両者の関係は、特許法57条、商標法53条、著作権法47条等に規定されている。行政機関による手続は、時間的・費用的にメリットがあるといわれているが、一方で、地方政府の機関であり、地域経済への考慮から海外からは必ずしも中立性が保護されていない、との指摘がある。

7以上のとおり、知的財産権の立法が、TRIPsに対応した国際的な共通ルールを採用している一方で、法の運用の面では中国独特な点がある。

中国においても現在選択的に公開されている判決や行政機関の決定を全て公開する（秘密情報を含むものは別として）等により、法運用の国際的信用度を高めて頂きたいと考える。

日本貿易振興機構企画部事業推進主幹
荻内 正樹

1. 中国政府の知的財産権保護への取り組みについては、WTO加盟の直前から、法制度の整備や普及啓蒙に力を入れ、問題が多いとされている浙江省や広東省では、昨年頃から強力な取り締まりを展開されていると聞いています。知的財産権侵害の被害者は外国企業ばかりでなく、数多くの中国企業も多大な被害を被っています。従って、知的財産権の保護は、中国自身の発展のために極めて重要であり、このことを中国の中央、地方の政府が明確に認識された結果、こうした積極的な努力を展開していると思います。中国における知財権保護は、外国企業や政府が中国政府に苦情を言う時代から、外国側が中国政府と協力して取り組む時代になったと思います。
2. ジェトロとしては、ジェトロ・北京センターに知的財産権室を設置し、知財権に関わる中国の政策、法制度や裁判事例などの情報をニュースレターによって発信したり、知財権侵害の実態に関するアンケート調査や、模倣品対策マニュアルの作成などを行っています。こうした情報は、ジェトロのホームページの中で掲示しています。また、北京と上海で、日系企業の知財権担当者による研究会を運営し、情報交換や対応策の研究を支援しています。
3. 中国でのビジネスに長年取り組んできた欧米や日本の企業は、知財権侵害から自分を守るさまざまな工夫をして経験を積み重ねてきています。多くの企業の経験によれば、模倣品などに関する情報収集を日常的に行い、問題が起こったら直ぐに対処することが重要とされています。そして、情報収集や、ニセ物メーカーの調査には、中国で実力をつけてきた専門の調査会社を使い、この調査会社と行政当局との連携、信頼関係を築くことが重要とされています。
4. 趙処長のお話にもありましたが、知財権保護には、行政による手段と司法による手段とがあます。行政手段については、関係当局の人材育成とノウハウ蓄積

が重要で、今後は特に、内陸地域にも人材を育てていくことが必要と考えます。また、企業が依頼する調査会社と行政当局と企業の3者の連携が大切なことから、企業が十分な認識と行動ができるよう、行政サイドから企業へ積極的な情報サービスを期待します。

5. 趙処長から、特許権は43の中級裁判所、商標権や著作権は300以上の中級裁判所が担当するとご紹介がありましたが、これだけ多くの裁判所が質と統一性を保つことは簡単ではありません。司法の質的向上と統一性の確保について、中国政府のご努力をお願いしたいと思います。
6. 企業の知財権保護の方法として調査会社の活用が重要といわれていますが、調査会社を活用できるのは事業規模が大きい大企業です。中国でも今年から中小企業促進法が施行され、ハイテクベンチャーも含めて中小企業育成が重要な政策課題となっています。そこで、中小企業の知財権保護も重要な課題となってきます。経費をかけて調査会社を使う余裕のない中小企業の知財権保護のためには、政府の支援が必要と考えますが、中国政府のご対応を期待します。

本田技研工業株式会社知的財産部企画室主幹
服部 正明

●改正法の評価

先程、趙 先生より中国がWTO加盟時にTRIPs協定に合致させる為に、知財関連法規を精力的に改正され、その内容についてのご紹介を頂きました。

私どもと致しましても、本改正については、中国政府のご努力に対して大いに評価しております。

但し、若干の課題も有ると認識しており、今回このような貴重な機会を頂きましたので、コメントさせていただきます。

1 著作権法については私どものビジネスには直接的な影響が無く、その為余り課題等も感じていないので、コメントは控えさせていただきます。

1 商標法について

先ず、評価できる点と致しましては、著名商標の認定基準に我々外国企業も含まれることになった点でしょうか。

弊社も今年の3月に認定手続きをしております。但し、認定されてからの権利の大きさと言いますか、強さがどの程度のものか、例えば類似範囲が何処まで及ぶのか分からないので、本日この件に関して後ほどお聞きできればと思います。

次に、運用面での要望ですが、審査基準の明確化とその公表をお願いしたいと思います。審査官により類否判断にバラツキがあり、我々としての予測がつかないのが現状です。商品等における類否の判断基準の明確化と公表をお願いしたい。

例えば、日本の「類似群コード」のような考え方の導入等をお願いしたいと考えます。異議、審判の査定等の迅速化をお願いしたい。

1 特許法について

先ず、評価できる点と致しましては、賠償額の算定（第60条）、提訴前の侵害行為の差止め及び財産保全（第61条）、特許権の存在を知らずに侵害した者も侵害者とする（第63条の2項）等の改正が有ります。

これらの改正は、権利者保護の強化であり中国が知財権を重視する表れであると認識しております。

残念な点としては、特許法第11条の、発明特許の侵害行為規定ですが、販売の申し出（展示会への出品や店頭での展示）が含まれました。しかし、意匠特許の侵害行為については、販売の申し出は侵害に当たらない条文になっております。

確かにTRIPs協定上は、意匠権についての規定が有りませんが、中国法規では同じ特許法 第11条であり、それをわざわざ発明特許と意匠特許にわけて規定するのも奇異な感じを否めないものであります。是非、意匠特許についても侵害行為の中に、販売の申し出も含めて頂きたいと思えます。

現在改正作業中とご紹介頂いた、税関知的財産権保護条例についても、差止め時の担保金の問題、真偽鑑定の証拠提出の期間延長等、権利者にとってより合理的な権利保護が得られるような改正を是非お願いしたいと思えます。

(1) 日中自動車業界の知財啓蒙活動の紹介

話は一寸飛びますが、日中自動車業界間で行っている知財権の啓蒙活動例として、弊社が加盟している日本自動車工業会と中国汽車工業協会とで進めている知財権共同プロジェクトの紹介をさせて頂きたいと思えます。

お手元の資料をご覧ください。1 ページ目の資料はプロジェクトの目的と内容の概要です。目的は二つ御座います。

①日中二輪車業界の知財権問題解決の為、知財権についての共通認識を深めると共に、今後の知財紛争の未然防止を図る事と。

②他社知財権の尊重認識向上に伴い、独自技術開発が進展する事により、二輪車のイメージ向上、ひいては二輪車産業の発展に寄与する事を目的に設立したものです。昨年の2月に共同プロジェクトの立上げについて、JAMA-CAAMの間で合意調印を行い、向こう2年間で4つのステップを推進しております。

ステップの内容といたしましては、ステップ1は「意匠類似研究会」であります。類似意匠の理解と商品開発プロセスでの意匠権侵害回避の為の知識の共有化を図る。ステップ2は「知財シンポジウム」で意匠権だけでなく、広く知財権保護の必要性認識の共有化を図る。特に、中国の知財制度及び産業界知財管理の現状と課題についても認識を深める。

ステップ3は「中国二輪車企業知財担当者来日視察交流会」で日本の知財関連施設や管理システムの視察及び知財担当者との意見交換を通じ知識向上と信頼関係の構築を

目指す。

ステップ4は知財紛争調停組織の共同設置で二輪車の知財権紛争を対象に裁判によらないで、短期かつ安価に解決する事を目的にしております。

2ページ目はプロジェクトの日程計画と進捗状況です。

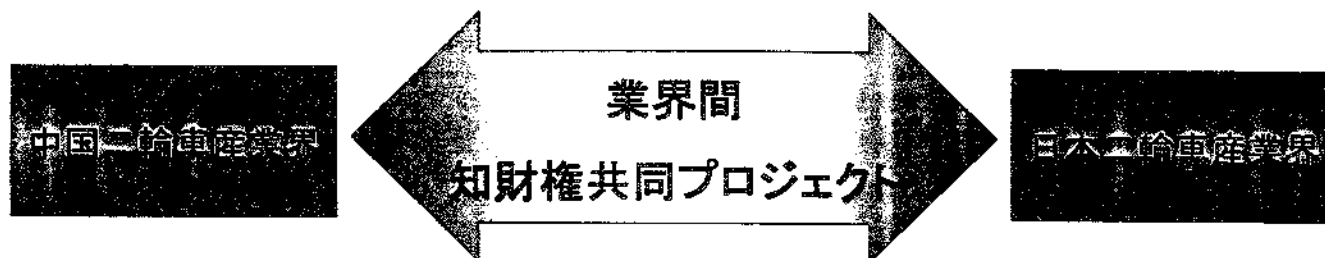
進捗状況は、今年の4月～7月にかけてSARSの影響でイベントを一時延期しましたが、来年の3月までには、すべてのプログラムを完了できる見通しです。

3ページ目は、昨年11月に広州で開催した、第2回意匠類似研究会の会場風景です。参加者総数は75名でした。

4ページ目は、今年の9月に北京で開催した、第2回知財権シンポジウムの会場風景です。参加者総数は110名でした。

この様に、日中業界間でも知財啓蒙活動を積極的に進めておりますので、中国政府の皆様におかれましても、中国企業への知財啓蒙を更に進めて頂きます様、お願い致します。私のコメントを終わらせて頂きます。有難う御座いました。

JAMA-CAAM二輪車産業界知的財産権プロジェクト



知財権についての共通認識を深める ➡ 知財権問題の解決(紛争未然防止)

他社知財権の尊重認識の向上
独自技術開発の進展 ➡ 二輪車のプレゼンス向上
ひいては二輪車産業の発展に寄与

ステップ1: 意匠類似研究会

日中企業間の“類似意匠の理解”と“商品開発プロセスでの意匠権侵害回避”の為の知識の共有化

ステップ2: 知財シンポジウム

知財権保護の必要性認識の共有化(中国の知財制度及び産業界知財管理の現状と課題)

ステップ3: 中国二輪車企業知財担当者来日視察交流会

日本の知財関連施設・管理システムの視察、知財担当者との意見交換 → 知識向上、信頼関係構築

ステップ4: 知財紛争調停組織の共同設置

二輪車の知財権問題を対象、 日中・中中間紛争を短期かつ安価に解決

JAMA - CAAM知財権協同プロジェクト展開計画

	02/1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	03/1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	04/1	2	3
STEP1 JAMA・CAAM 意匠研究会				★ 第一回 4月22～25日 天津							★ 第二回 11月26～28日 広州													★ 第三回 11/25～28 温州		☾:予定 ★:実績	
STEP2 知財シンポジウム				★ 第一回 6月14日 北京															★ 第二回 9月19日 北京								
STEP3 研修生の受入れ											★ 第一回 10月21～25日 東京、浜松														★ 第二回 12月8～12日		
STEP4 紛争調停機関 の設置																											
JAMA/CAAM 準備会合																											

SARS
により中断

「調停機関」JAMA・CAAM 検討委員会による検討

★ 第一回 8月29日
★ 第二回 10月25日
★ 第三回 1月23日

★ 第四回 7月30日
★ 第五回 9月20日

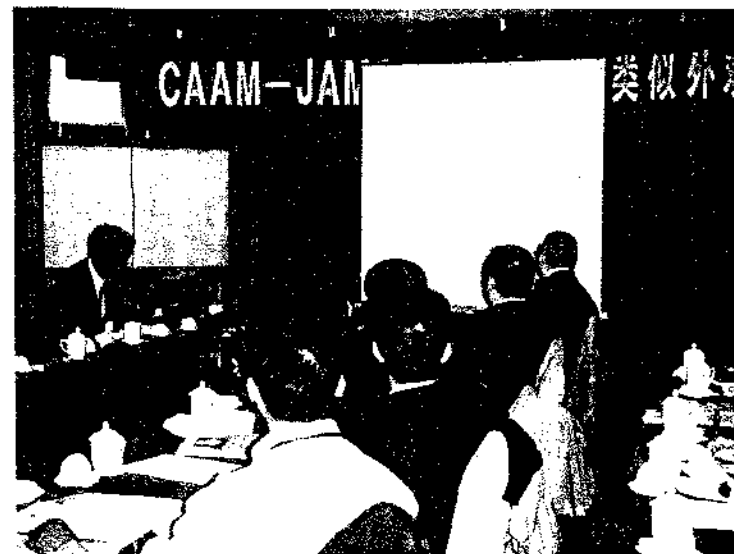
★ 第六回 11/28 中国
★ 第n回 1/ 中国

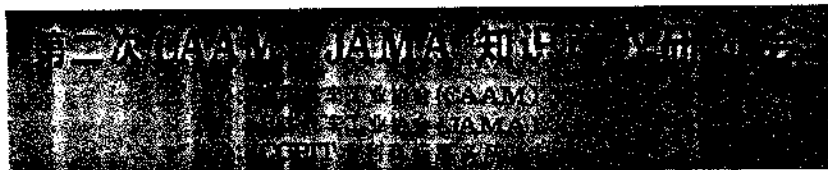
設置
3月初旬
設立式典

第2回意匠類似研究会

02年11月26～28日
於、広州市

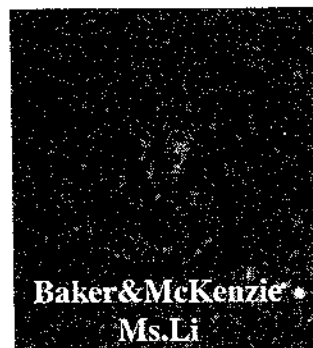
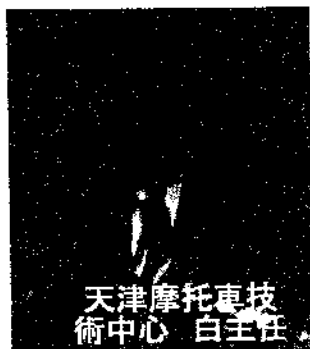
- ・最近の類似例の検討
- ・登録性の検討





第2回知財シンポジウム

03年9月19日北京飯店



～中国大使館挨拶～

第8回日中民商事法セミナー/東京 挨拶

中華人民共和国駐日大使館公使参事官
許 同茂

尊敬する三ヶ月先生、伊藤先生、また任司長、そしてご臨席の皆様、私は本日、こうした機会をいただき、第8回の「日中民商事法セミナー」に参加でき、大変うれしく思っております。

この会は非常に良い会議で、成功だったと思います。三ヶ月先生の総括もあると思いますので、あまり長くは述べませんが、私は大使館の人間ですので、大使館を代表いたしまして、今回の会議の成功に心より祝賀の意を表します。

また、私は非常に喜んでおります。この会議で非常に多くの古い友人と会い、また新しい友人とも知り合いになりました。この場をお借りいたしまして、セミナーの発起人の伊藤先生に対して崇高なる敬意を表したいと思います。伊藤先生は、このセミナーの発起人であるだけでなく、我々中華人民共和国駐日本国大使館の古い友人、良い友人であります。

もう1つ、非常にうれしいことがあります。長期にわたって、私は国家計画委員会で仕事をしておりましたが、任龍司長とは十数年一緒に、非常に素晴らしい仲間です。このセミナーで会えたことは非常にうれしいことです。中国には古い諺があって、「人生において4つうれしいことがある。1つは、他国において古い友人と会うことだ」と言っております。したがって、この異国、他国において国家計画委員会あるいは商務部から来た友人と会えたことを非常にうれしく思っております。

私は国家計画委員会で長い間仕事をいたしました。何回もの機構改革にぶつかりました。そして先立つ改革では、名称の計画委員会の「計画」というのが取れなかったのです。つまり、計画というのは機関の中で50年間保存されてきました。私はそこを離れて日本にいて、今回の機構改革でどのように改革が行われるか、特に名前がどうなるかに関心を持っていました。その結果、「計画」という2文字がなくなり、「発展・改革委員会」と変わったわけです。この変化の意味はただ今、任司長が詳しく説明しました。私個人の認識で言えば、その機関の名称の変化は、中国の経済体制の改革が新しい段階に入ったことを表していると思います。

私個人の経験で言いますと、発展はマクロコントロール部門の任務です。マクロコントロール部門の主な任務は、社会・経済の継続的な発展を促すことで、発展が第一です。同時に、改革は発展の推進力です。つまり、発展を促進するものです。改革の方向というのは、社会主義市場経済の方向に沿っての改革です。発展は目的であり、改革は社会主義市場経済の推進力であります。ご臨席の皆様方は市場経済の専門家ですからいろいろ申しませんが、私の頭の中には市場経済に関する非常に深い印象が2つ

あります。はっきり覚えています。1991年当時、私は国家計画委員会のある指導者とドイツにまいりました。ドイツの経済学者と市場経済の問題を話し合ったわけです。その方は非常に有名な教授でした。そしておっしゃいました。いわゆる市場経済とは法治の経済で、競争の経済である。2つの点に集約されたのですが、1つは「法治」、もう1つは「競争」と総括されました。それが市場経済の中核だとおっしゃったのです。もちろんいろいろな言い方はありますが、その2点は私の頭の中で非常に深い印象となって刻まれています。我々が社会主義市場経済を作る過程において、法治の建設が今後もっと多くの仕事をしなければいけない分野だろうと思います。それは我々の改革の非常に重要な側面です。任司長は法規司の司長ですので、彼女にとっても任務は重く、道は遠いわけです。今後やらなければいけない仕事はたくさんあります。

私は日本に来て1年ぐらいですが、非常に深く感じております。日本の法治建設、また経済の法規の建設の面で非常に豊かな経験をお持ちです。多くの経験を積み重ねてきました。多くの点は中国が学ぶに値するもの、参考に値するものだと思います。

最近、私は大使館の公使参事官として、ほぼ毎日いろいろな会議に参加しております。しかし、大部分の会議は投資あるいはネゴの関係のものが多いです。こういう法律関係の交流の参加の機会はまだあまり多くありません。本日このセミナーに参加して、私にとっては非常に収穫がありました。外資を導入する、より多くの外国の投資家においでいただくには投資環境の改善が必要です。投資環境の改善のためには法治の建設、つまり、法律、法規を明確にすることが、外国の投資家にとっては極めて重要です。中国はこの面でまだ多くの仕事をすべきだろうと思います。したがって、こういうセミナーは、中日間において、そういう交流・協力を深め、強める役割を果たすと思います。

私は元の国家計画委員会（今の発展・改革委員会）の古い工作者であれ、中華人民共和国駐日本国大使館の経済を所管する参事官の立場であれ、どちらの立場であれ、全力をもって中日の関係部門が経済法規の面で交流を強化することを支持し、こうした交流が継続的に、ますます良い形で行われることを希望いたします。ありがとうございました。

財団法人国際民商事法センター特別顧問
東京大学名誉教授 三ヶ月 章

三ヶ月章でございます。関係者の中で私がいちばん年寄りということもあって、大体こういう会になりますと総括を仰せつかる慣例になっているわけです。しかしながら、今日の会議ぐらい総括の難しい会議にぶつかったことはあまりありませんで、どういふところからお話をしたらいいのか、いささか迷っています。

私が壇の前に座っていて感じたことは、非常に高度な技術的な問題を取り上げ、非常に大きな歴史の流れを背後に控えながら、しかも非常に先端的な議論が行き交ったことを痛感致しました。それだけに非常に熱気のある議論が展開された会議であったと思います。

私はそのような熱気の中にちょっと入り切れない感じでした。と申しますのは、今日の議題は私の専門に近いわけではありませんし、いわば一人の門外漢の法律家の感想を述べるにとどまらざるをえません。ですから折角熱気が満ち溢れ、少し堅くなった空気を解きほぐす意味で、雑談的なところからお話をさせていただきたいと思います。

まず第一に、今回の会議の一つの特徴を申し上げます。それは、今までこういう催しを8回行ってきたわけですが、中国側のデレゲーションとして3人の女性、いわば3人の才媛が来られて、日本の専門家の方たちと丁丁発止の議論をされたことについての感懐です。

任先生が、先ほど打合せの席で「日本はまだ男尊女卑ではないか」と私に言われました。中国はこの間のローエイシアの大会を見ても、殆ど全員男の方がいらしゃったのに比べると、日本は奥さん方を伴って国際会議に出ていくということもなれて参りましたので、日本のほうが少しは男尊女卑をぬけ出しているのではないかと思っておりましたが、中国の女性の方からそういうご指摘を受けましたので、私はちょっとショックを受けたということをまず申し上げます。それは中国側は女性ばかり、日本側は男性ばかりが報告者として登場したからでしょうか。それはともかくとして、とにかく女性のデレゲーションだけでこういう非常に難しい会議に出てこられたことは、これまでの8回の経験では初めてのことで、改めて中国の変わり方のめざましさと申しますか、中国女性の進出に心からの敬意を表する次第です。

もう一つ感じたことは、先ほど熊倉さんは予め配られたレジュメに書いてあることと違ったことがボンボン出てきたので、ちょっと面食らって、準備した通りにはできなかったと言われましたが、任先生のほうは、きちんと我々に配られたレジュメに従っておやりになりました。もう一つの無体財産権について私が伺っていても、確かに特許法のところは少しレジュメから離れましたが、あとの著作権や商標権は比較的忠実

に講演内容の叙述を準備されていたように思います。これは国際会議を設営した経験のある人間でなければ分からないことですが、こういう形での準備をするということは、非常に難しいことなのです。まず外国の方に外国語で手紙を書いて原稿をいただいて、それを日本語に翻訳をして、一定の時間内でプリントして、会議の参会者に製本してお渡しするというのは、非常に難しいことですが、回を重ねるにつれて、私も国際民商事法センターのセミナーの運営の仕方も慣れてきまして、今回は本当に立派なものが皆さんに配られ、聴者は、訳された日本語のプリントを見ながら、中国側のお話を翻訳を混じえてお聞きになるということができるところまで会議のやり方が進んできたことについては、一定のご評価をいただきたいというのが、主催者側の感じ です。

このような前例ができますと、おそらく今後のわれわれの会議は、またほかの国での会議でも、このようにするのが国際会議というものだという伝統が定着すると思われます。実は、つい2カ月ほど前の9月上旬に、ローエイシアという国際大会が開かれ、1,000 人ものアジアの法律家が東京に集まりました。私とその組織委員長で、小杉さんが執行委員長をつとめました。それもまたこのような準備に何と4年間かかりました。その代わり、報告の資料は予め準備し、それを全参加者に配布しました。国際会議というのは、そういう苦勞をしないと、なんだ、もう少し工夫してやってくれたらいいじゃないか、ということになります。それはそれとして分かるのですが、なかなか難しいことなのです。

要するに、女性みのデレゲーションにいらしていただき、そして喧喧諤諤の議論がされました。私も国際民商事法センターのメンバーですから、自画自賛になるようですが、このような準備体制があつてからこそ今日のような非常に高度な技術的な問題のシンポジウムもうまくいったのではないかと思います。

さて、内容の総括ですが、これは大変難しく、前半の部の講演については、そっくりそのまま先ほどの小杉さんのコメントをもって十分ですので、これを援用することがいちばん適當ではないかと思いますので、それでご勘弁をいただきます。

後半の無体財産権の話の総括ですが、私の非常に苦手な分野で、司法制度の中で、特に最近発展の目覚しい無体財産権法の運用について私は素人といってもよいところなのです。そこで、この総括も、先ほどの熊倉さんのコメントを援用することによって代えさせていただく、ということでもいいのではないかと思います。しかし、それだけではおしまいに出てきた値打ちがありませんので、多少これから漫談的なお話になって恐縮ですが、私の感想を述べさせていただきます。

任先生のお話にしても趙先生のお話にしても、このような激しい中国での動きというもの背景にありますのは、WTOに中国が加盟したことが1つのきっかけになっていると思います。昨年のことですが、私は日本の法務大臣の代理で国賓として中国から招かれ、中国がWTOの会議に参加した記念の会議に日本代表として出席し、私も英語で報告をさせていただきました。

その報告を考えるに当たって、私は日本でのWTOの前身の GATT 加盟のことがどうしても忘れられませんでした。と申しますのは、今から10年前ですが、私がたまたま法務大臣をしていたときに、日本が今のWTOの前身の GATT 要請に応じなければならぬという問題にぶつかったのです。日本はそのときにどういう問題を抱えていたかと言いますと、米の自由化という問題があって、後のWTOに入るためにはそれをのりこえることがどうしても必要なことでした。しかしながら、日本のような国でお米を自由化することについては、大変な政治的決断が必要です。私はそのときの話を申し上げたいと思います。

とにかく今のWTOのような組織への仲間入りをするためには、どうしても米の自由化ということを含めなければならぬだろう。しかし、簡単に呑んだのでは、日本の農民は収まるまい。そこで閣議でどういうことをしたかと申しますと、ジュネーブで午前10時から最終局面の会議が始まる10分前に、日本は苦渋の決断をしたということを連絡をして、日本の農民側に、政府としては精一杯の努力をしたのだという姿勢を示すと同時に、GATT の条件をクリアするにはこれを呑み込まなければならぬという要請をみたすためでした。それはタイ米がガーッと入ってきた、皆さんご存知のあの時期でした。

そのためにどうしたかという、会議前に日本は苦渋の決断をしたということを示すために、全大臣は家に帰ることもホテルに行くことも許されず、ずーっと大臣室に閉じこもっていて、深夜午前3時に閣議を開いて、それを決断し報告すると、ちょうどその時点がジュネーブの10時に間に合うということをした覚えがありますので、中国がWTOに加盟することによって、任先生のお話のように、国全体の仕組みを変えていかねばならぬし、趙先生のお話のように、無体財産権という最も先端的な問題についても、国際的なレベルに接近しなければならないというその苦渋は、私には痛いほどよく分かります。事実、私も長い間立法に携わってまいりましたが、1つの法律を改正するのでも非常に難しいのを、2,000 もの法令を直すということを、この短期間におやりになったというのは大変なことだったと思います。

その結果として中国は、日本の法制、そしてWTO加盟ずみの国々の法制に徐々に近づいてまいったと思います。日本は長い間かかってそれを達成したのに、中国はわずか2、3年の間にそれをここまで持ってこられたことに、私は改めて深い感銘を持ち、WTOに新しく加盟する国にとっては、それがどれほど難しいことであるかを痛感する者として、本当に中国の努力がよく分かったわけです。

改めまして、お話を伺っておりまして、2年という非常に短い期間に改革が行われた中国の実力には、本当に敬意を表する次第です。そういう実情を本日ご来場の皆様方に親しく聞いていただき、中国の努力を皆さんが改めて認識される機会になったとすれば、この会議を主催した国際民商事法センターとしても、非常に良かったのではないかと思いますというのが私の感想です。そういう感想を述べさせていただきます、総括の言葉に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

大 阪 セ ミ ナ ー

2003年11月14日(金)

大阪中之島合同庁舎2階 国際会議場

[注]

- (1) セミナーの中国語/日本語同時通訳は株式会社サイマルインターナショナルの通訳によるものです。
- (2) 中国語挨拶、講演原稿の日本語への翻訳、チェックは森・濱田松本法律事務所の専門家によるものです。

第8回日中民商事法セミナー/大阪

2003年11月14日(金)

13時20分開会

会場：大阪中之島合同庁舎2階 国際会議場 TEL06-4796-2151
 大阪市福島区福島1-6-60 大阪中之島合同庁舎・法務総合研究所
 阪神福島駅徒歩5分、JR 新福島駅徒歩6分、
 JR 福島駅徒歩8分、JR 大阪駅徒歩(地下道経由)14分

プログラム		<中国語・日本語 同時通訳>	
13:20 ~ 13:40	開会挨拶	宮原賢次 財団法人国際民商事法センター会長 田内正宏 法務総合研究所国際協力部長・当財団評議員 武 宣正 JETRO 大阪本部長 李国華 国务院国家発展・改革委員会外事司副司長	
	総司会	三澤あずみ 法務総合研究所国際協力部教官	
13:40 ~ 14:30	講演(1)	国家発展・改革委員会が推進するマクロ社会・経済政策 の状況とこれに関連する法制度整備・改革の動向	
	講師	任 龍 国务院国家発展・改革委員会法規司司長	
14:30 ~ 15:00	日本側コメント コメンテーター	季衛東 神戸大学法学部教授	
15:00 ~ 15:15	休憩		
15:15 ~ 16:05	講演(2)	知的財産権保護に関する法制と管理体制： WTO 加盟後の具体的状況	
	講師	趙 宏 国务院商務部条約法律司貿易処処長	
16:05 ~ 17:20	日本側コメント コメンテーター	川瀬幹夫 三協国際特許事務所弁理士 松井 衡 大江橋法律事務所弁護士 中村恭世 松下電器産業㈱ IPR オペレーションカンパニー 商標・意匠センター戦略グループマネージャー	
17:20 ~ 17:30	総括	江口順一 帝塚山大学大学院法政策研究科長・教授	
18:00 ~ 19:30	参加者懇談会	中之島合同庁舎24階 レストランなごみ	

注：李国華副司長の挨拶並びに講演(1)及び(2)は東京セミナーとほぼ同じ内容でお話しいただいておりますので、本欄での掲載は省略し、大阪セミナーの挨拶、日本側のコメント、総括のみをとりまとめ掲載しております。

第8回日中民商事法セミナー/大阪
主催者開会の挨拶

財団法人国際民商事法センター会長
宮原 賢次

今年5月から財団法人国際民商事法センターの会長の任にあります宮原でございます。

今回の第8回日中民商事法センターで大阪に参ることができまして、関西の皆様にご挨拶する機会を得ましたことは、誠に光栄に存じますとともに、当財団の関西での活動について日頃ご支援、ご協力をいただいております法務総合研究所国際協力部をはじめとする関係者皆様に厚くお礼申し上げます。

今回のセミナーのため来日いただきました李外事司副司長、任法規司司長、趙貿易処処長には、心から歓迎の意を表したいと思えます。昨日の東京に続き2日続きのセミナーとなりますが、関西においても最近の中国の法制度について最新の情報をお聞きする貴重な機会でありますので、よろしくお願い申し上げます。

日中民商事法セミナーは中国と日本の経済関係の緊密化と拡大の流れの中で、当財団として財団発足以来最も力をおいている事業であり、両国の関係者のご尽力のもと多方面のテーマを取り上げ、この8年間継続して参りましたこと誠に感慨深いものがございます。

さて、第8回を迎えました今回のセミナーは二つの意味で今後の継続と発展に向けてステップアップする大きな区切りとなるものであります。

第一は、日本側としてこれまでご協力をいただいております法務省法務総合研究所のお力添えに加え、日本貿易振興機構ジェトロの参画も得まして、三者共催によるセミナーの開催となったことであります。

法制度という国の基盤にかかわる分野の事業について、関係政府機関が一層積極的に取り組んでいただくことになりましたことは、中国側との協力関係をより強固なものにするため、将来に向けて大きな礎となるものと考えます。

第二には、中国側も今年3月の政府機構改革により新たに組成されました国家発展・改革委員会が本件プロジェクトの中国側当事者を引き受けていただいたことであります。

国家発展・改革委員会は中国の経済、社会等広範囲にわたりマクロ政策を立案、推進する機関として重要なポジションにあり、同委員会の関与により中国側の取り組みも一層強化されるものと期待しております。

この様に両国政府機関の強力なバックアップのもとに日中民商事法セミナーをより充実したものにするとともに、民商事法分野において実務的にも双方に有効な新たなプロジェクトを検討したいと考えております。

21世紀に入りまして、アジア圏においても二国間あるいは多国間の FREE TRADE AGREEMENT 締結の動きが活発になっておりますこと皆様ご存知のとおりであります。中でも最大の経済関係にあります中国と日本がいずれは経済基盤の共通化に向けより緊密な関係が具体化していくものと確信しておりますが、そのベースとして両国が民商事法分野で相互理解と共通の認識を築くことは極めて重要であります。

私ども財団は民間の立場で日中の関係強化と経済発展に役立つ事業の発展のため今後とも一層の努力を続けて参る所存でおりますので、関係皆様のご支援ご協力を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

最後に本日のセミナーが中国講師の講演につきまして、日本側コメンテーターとのご議論や会場からのご質問を加え、より有意義なものとなりますことを期待し、私のご挨拶とさせていただきます。



大阪セミナー会場：中之島合同庁舎法務総合研究所国際会議場

開会の挨拶 (財)国際民商事法センター宮原賢次会長

正面席左から 季衛東教授、李国華副司長、任職司長

左側席右から 江口純一教授、川瀬幹夫弁理士、松井衡弁護士

第8回日中民商事法セミナー/大阪 挨拶

法務省法務総合研究所国際協力部長
田内 正宏

第8回日中民商事法セミナーの開催に当たり、法務総合研究所を代表してごあいさつ申し上げます。李国華国家発展・改革委員会外事司副司長、任龍国家発展・改革委員会法規司司長、趙宏國務院商務部条約法律司貿易処処長、ようこそ我が国において下さいました。そして、ご臨席の皆様には、御多用の中、多数御参加いただき誠にありがとうございます。

この日中民商事法セミナーは、今年で8回目を迎える運びとなりましたが、この間に、中国は急速な経済成長を遂げ、日本の貿易相手国としては米国に次ぐ地位を占めるに至ったのみならず、日本の輸入相手国としては遂に昨年米国を抜き、一番大きな輸入相手国となりました。さらに、中国は、ITなど技術集約産業でも一大勢力を形成し、我が国にとってはもちろんのこと、世界経済の中で益々重要な国となっております。

このような中国における市場経済化に向けた取組の経験は、同じく市場経済への移行あるいはその進展に取り組む他のアジアの国々にとって貴重な参考になると思います。その経済成長の過程においては、様々な改革がなされ、国有資産管理体制改革、国有企業改革等においては、法制度の観点からも興味をもたれるところであります。そういう意味で法務総合研究所としましては、中国の経験に大きな関心を有しており、昨年度に引き続きこのセミナーを共催させていただくとともに、国際民商事法センター、日本貿易振興機構とともに、その内容を一層充実させていく所存であります。

さて、中国においては、今般、更なる市場経済化の進展のため、國務院の機構を改革し、新たに発足した国家発展・改革委員会が、経済戦略や産業政策の立案や実施を担うと聞いております。したがって、本日の任龍講師による「国家発展・改革委員会が推進するマクロ社会・経済政策の状況とこれに関連する法制度整備・改革の動向」と題する御講演は、私どもにとって、中国经济の最新の動向と法整備の状況を知るための貴重な機会になるものと思っております。

また、中国では、WTOへの加盟後、知的財産権の保護や管理に関する施策が推進されており、我が国においても、「知財立国」の確立に向け、知的財産を積極的に創造し、活用しようとの動きが活発になっております。このような情勢の中、趙宏講師から「知的財産権保護に関する法制と管理体制：WTO加盟後の具体的状況」とのテーマで御講演いただくことは、まことに有益なものであります。

本日は、中国側講師から御講演いただくのみならず、日本の専門家からも御意見を述べていただくことにしており、日中両国における今後の経済発展の在り方や知的財産権保護の在り方について、お互いに理解を深めるためのまたとない機会として、実り多いものになることと思います。

最後に、両国の友好と発展、御参加の皆様の御健勝を祈念し、私のあいさつとさせていただきます。

第8回日中民商事法セミナー/大阪 挨拶

独立行政法人日本貿易振興機構大阪本部長
武 宜正

来日中華人民共和国政府部門の各位代表欢迎各位の光臨！

ここからは日本語でございます。日本貿易振興機構大阪本部の武でございます。駐日中国大使(武大偉：Wu Dawei)と同じ姓でございますが、私はメイド・イン・ジャパンでございます。本セミナーを共催いたします日本貿易振興機構(ジェトロ)を代表して、一言ご挨拶申し上げます。コーディネーター、パネリストをお引き受けいただいた皆様、ご参集の皆様、本セミナーにご参加いただき誠にありがとうございます。

本セミナーのテーマは、いずれも、両国の各方面において関心が極めて高い分野であり、中国政府の対応について最新の情報をうかがえるものと思います。活発な情報・意見交換が行われ、実り多いセミナーになることを心から期待しております。

さて、中国ではWTO加盟に伴い法整備が着実に進めておられるところですが、依然として法令・税制の整備と運用に課題が残っております。ジェトロではアジアに進出している製造業を対象に毎年アンケート調査を実施しておりますが、中国に進出している日本企業が指摘する問題点としては、投資面では、「許認可等行政手続きの煩雑さ」、「税務手続の煩雑さ」、「経済法制度の未整備・恣意的な法制度の運用」などが挙げられております。

ジェトロは、個々の進出企業の法務、労務、税務、会計に関する諸問題についての問い合わせに対応するため、中国の各事務所に海外投資アドバイザーを配置しております。また、現地の法律事務所や会計事務所をリテインしセミナー開催等を通じて日本企業に情報提供を行っております。本年3月には、中国に進出した日系企業を支援するため、「進出企業支援センター」を上海に開設いたしました。

また、企業からの相談が急増している知的財産権問題に取り組むため、体制を国内外で強化しております。中国では、北京、上海、香港で知的財産権専任の担当者を置き、①特許法律事務所等を活用した知的財産権問題に関する調査、②進出日系企業に対する個別相談、情報交換、セミナー等の開催、③現地政府機関との意見交換等を実施しております。国内においては本年10月1日に知的財産課を新設しております。

本日のセミナーを通じ、中国における経済法制度の整備と知的財産権保護の現状と今後の方向について、より一層我々の理解が深まることを期待しております。

終わりに、本セミナーの開催にご尽力いただき、また、日頃からジェトロの活動にご協力いただいている財団法人国際民商事法センター、法務総合研究所、そして、講師の皆様を始めとする両国の関係者の方々に改めて深く感謝申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

周知のとおり、中国では、２００３年に胡錦濤＝温家宝指導部がスタートした。この一年間、この新指導部が何か新しいカラーを見せはじめたのであろうか。これから中国がどこに向かって進んでいこうとしているか。これらの問題に、中国で投資している企業はもちろん、ご在席の皆様も強い関心を抱えているに違いない。とはいえ、先ほどの任龍司長のご報告は、かかる問題関心に見事に答えた。任さんは、今年３月の行政管理体制改革とその影響およびマクロ経済政策、関連の法制整備などについて、たいへん興味深い報告をしてくれたと思う。

ぜひ皆様に留意していただきたいのは、任司長がソフトな口調で淡々と語られた具体的な現象に、実は革命的な変化に関する力強いメッセージも込められているという点である。私はとくに「国家間の競争は制度の競争」、「全能政府から有限政府へ」「規制型政府からサービス給付型政府へ」、「外部による監督メカニズム」といった表現に驚きを覚えた。中国では、つい最近まで、「有限政府」とは一部のリベラルな知識人の合言葉に過ぎず、公式言説にこの表現を使うことタブーであった。しかし、今や状況は変わろうとしている。中国における法治秩序の整備は急速に進歩していることの証しであると言えよう。

確かに、過去の一年間、政府の行為様式にもっと質的な変化が生じつつある。ここでは、その具体的な表れを、三つの例を挙げながら補足説明をしたいと思う。

【１】 行政許認可制改革

任龍さんの報告に触れた「中華人民共和国行政許可法」は、２００３年８月２７日に採択され、２００４年７月１日より施行される予定である。行政行為を規制する主要な法律には、すでに行政訴訟法（１９８９）、国家賠償法（１９９４）、行政処罰法（１９９６）、行政再議法（１９９９）が存在しているが、これで、行政法制の五つ目の柱ができた。

実は、２００２年１０月と２００３年２月の二回にわけて、１１９５の行政許認可項目が撤廃され、８２の許認可項目の管理方式が変えられた。今回の立法は、こうした行政改革の措置をふまえながら、制度の抜本的な見直しを行い、許認可行為に対する監督措置と責任メカニズムを強化することに主眼を置いている。

当該法律が許認可の範囲を六つの方面に限定した。すなわち、①国家安全、公共安全、経済マクロ・コントロール、生態環境の保護、人身健康や生命財産の安全にかかわる特定の活動、②有限な自然資源の開発利用、公共資源の配置および公共利益に直接の関係を持つ特定業種の参入、③大衆にサービスを提供し、公共利益に直接の関係を持つ専門職の資格認定、④公共安全、人身健康、生命財産安全に直接の関係を持つ設備、施設、製品、物品の品質測定検査、⑤企業などの組織設立の際における主体資格の認定、そして⑥法律、行政法規が定めたその他の事項などである。また、できるだけ許

認可をせず、意思自治、市場競争、団体自治および事後的監督といった方式を採用するという方針を明らかにした。

【2】 SARS 事件、知る権利および政府説明義務の強化

任さんの報告は SARS の撲滅と防止に関する組織的活動を具体的に説明したが、その制度的側面における新しい発展を取り上げていない。実際には、世界に鮮烈な印象を焼きつけた4月20日の高官解任劇をきっかけとして、中国が政府説明義務の概念を社会に植えつけて、その制度化を図ったのである。また、政府部門が SARS に関する情報を隠蔽し操作していた結果民衆の生存権が脅かされたから、この教訓で、知る権利に関する国民の意識が一気に高まり、政府情報公開条例の起草に拍車がかけられた。

【3】 違憲審査制の導入をめぐる

以上の二点と関連して、任さんが言及しなかった法治国家構築のもう一つの動向をも紹介しよう。すなわち、違憲審査の要求および実践の経験である。2003年4月下旬に、憲法規範に関わる一つの典型的な事件が生じて、違憲審査を試行する実践に適当な契機を与えた。それは、内陸部から出稼ぎにきたばかりの青年が、勤務地の広州市で警察に身柄を拘束された後に、送還収容施設で繰り返して殴打を受けて死亡した、孫志剛事件である。収容施設管理員やほかの被収容者による傷害致死罪の背後には、人格権、人身自由、移住の自由、行政措置と人権保障、手続正義の原則、地方政府規則処罰条項の妥当性などの憲法問題が伏在している。

この事件をきっかけとして、5月14日、若い法学研究者三人が、立法法第90条第2項の規定に基づいて、公民連名陳情書の形式で、全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会に違憲審査の建議を提出し、憲法の人身自由と国民平等に関する条項および人身自由制限を法律の専権事項とする立法法第8条（5）号、第9条の規定によって、国务院が1982年5月12日に発布した「都市における浮浪者乞食収容送還弁法」という行政法規は憲法に違反していると主張した。その建議書が受理されたが、公式な審査手続の発動に至らなかった。

上述した状況およびその背後の政治力学に鑑み、国务院は全人代の意見を待たず、自動的に対象法規の制改廃作業を行ない、6月18日に例の収容遣送弁法を廃止し、二日後「都市における生活困窮の浮浪者乞食救援管理弁法」という新しい法規を発布した。民意に応えたこの措置は当然ながら喝采を博した。しかし、残念ながら、法学界が期待していた違憲審査の先例および制度化は結局のところ実現できなかった。

それにもかかわらず、「第二の孫志剛事件」と言われる労働再教育行政処分対象者の殴打致死に関する張斌案、強制退去命令を受けた南京都市開発区域住民の焼身自殺事件などをきっかけとして、労働再教育教養に関する部門規則、都市開発区域住民の強制退去に関する地方政府規則の違憲審査を求めるような公民の陳情書、建議書が次々と出されて、現在に至っている。簡単なコメントにとどまるが、以上に述べた三つの例だけでも、法規範による公権力の制限という中国政治変動の実態および趨勢を明らかにすることができたと言えよう。

只今紹介にあづかりました弁理士の川瀬でございます。

私、当財団法人国際民商事法センターのアジア太平洋知的財産権法研究会で中国を担当しておりまして、その関係で今回の研究会でコメンテーターを仰せつかった次第でございます。

さて、只今の趙宏先生のお話をお伺いして、WTO加盟後の中国が、TRIPS協定を遵守すべく、ドラスティックに知的財産権法の改正或いは立法をすすめておられる姿を十分に汲み取ることが出来、超大国中国において知的財産権重視の施策が着実に実を結びつつある様子を、経済的共存を目指す我が国も一安心というところでございましょうか。

ところで、私、当財団の命により、９月に訪中し、北京、上海で主たる行政機関、裁判所を訪問し、色々お話を伺ってまいりました。その中で最も印象的であったのが、どの機関においても、WTO、TRIPS協定の精神に沿うべく、あらゆる角度から努力が払われているということでございました。趙宏先生のお話は、もっぱら知的財産権法の整備という側面からのお話でございましたが、実際には法律適用の面、行政運用の面等からもWTO、TRIPS協定への対応がすすんでいるという印象を受けております。

例えば、中国へ特許出願した場合、分野にもよりますが権利化までに３年乃至６年を要しており、早期権利化を標榜するTRIPS協定に必ずしも沿うものではありませんが、特許出願を担当する国家知識産権局では、毎年２００名～３００名の審査官を採用し、諸外国並に、審査期間を短縮することを試みられております。

また、他の例として、中国では、最高人民法院が、法律の具体的な解釈や、立法の存在しない場合の取扱いを「司法解釈」という形式で公告し、実質的に全人代で立法された法律、国务院で制定された法律に次ぐ第３位の準法律的機能を果たしておりますが、その司法解釈において、例えば特許権侵害に関するガイドラインが出され、米、欧、日で盛んに採り上げられている均等論の考え方までもが具体的に示される等々、こと細かくWTO、TRIPS協定への対応がすすめられています。

さらに、裁判例においても、例えば天津市高级人民法院にて、世界的によく知られた「ヤマハ」に係る商標権の侵害事件において、商標「ヤマハ」を馳名商標と認定した上で、その馳名商標の保護範囲を狭義の混同でなく広義の混同にまで拡大した判決が出されたり、北京市高级人民法院にて、「ホンダのバイクの意匠」に関する無効審決取消訴訟において、意匠の類否をいわゆる混同説ではなく、創作説によって判断した判決が出される等々、旧来の中国の考え方によらず、国際標準的な考え方が適用された事例が増えています。これらはいずれもWTO加盟により、TRIPS協定に合致

した知的財産の考え方への変化を示すものであると思われます。

印象的であった2つ目は、中国の知的財産保護は、経済秩序の維持若しくはその整理整頓を目的としているのではなからうかということです。特に、模倣品対策等のエンフォースメントの場において、そのような考え方が顕著であるように感じた次第でございます。

中国では日本以上にたて割り行政が厳然と存在しており、商標法や反不正競争法については工商行政管理局、発明、意匠、実用新案に係る特許法については知識産権局が、これを取扱うことになっておりますが、商標法や反不正競争法の世界ならともかくも、創作保護法たる特許法を司る国家知識産権局においてすら、知的財産保護の目的は市場経済秩序の維持若しくはその整理整頓だということであり、少しく驚いた次第でございます。社会科学院知的財産研究所、最高人民法院等でも全く同じ見解が示され、そうなのかと、とりあえずは納得致しました。

WTO、TRIPS協定は財産の保護という側面から知的財産権法の存在を求めており、その点中国でも、私的財産としての知的財産保護の考え方の浸透が求められることとなる筈です。幸い、先の中国共産党中央委員会通知で、私有財産権保護の強化が打出され、対象となる私有財産の一つとして知的財産が含まれておりますので、この側面からもWTO、TRIPS協定遵守の精神を尊重した活動が期待されるわけでございます。

実際、知的財産権の侵害案件でございまして、侵害品の品質に問題が大きいとか、著名商標、有名意匠に係る模倣品で市場経済の秩序維持への影響が大きいと思われるものについては、行政機関も、比較的素早く且つ適確に動いてはくれますが、当事者にとって侵害事件として重大なものであっても市場経済秩序の維持に左程影響しないと判断されたものについては、なかなか動いてもらえないのが実状ですが、知的財産保護が私有財産保護の側面から強化され、それにつれて意識も改善されれば、知的財産権の行使が容易確実になるものと思われます。

もう一つ感じましたことは、このように、WTO、TRIPS協定の精神の浸透につき、国レベルでは随分と法律改正や意識改革がすすめられておりますが、地方レベルへまいますと、そうでもないのかなという印象でございます。

これは、何も知的財産に限ったことではございませんが、中国においては、地方は地方で、自らを守るために独自の動きをするようございまして、地方保護主義と呼ばれ、当該地方の損得に係る場合、国の施策とは相容れない対応が多々存するようでございます。例えば工商行政管理局という組織は、国家工商行政管理局と上海市等の地方工商行政管理局に大別され、知識産権局という組織も、国家知識産権局と地方知識産権局に大別され、国家組織から地方組織へ命令系統が一本化され、国の施策が地方で円滑に実現しているように見えますが、内実はなかなか一筋縄ではいかないようでございます。

模倣品の取締りを例にしますと、特にWTO加盟後、国レベルでは、模倣品の取締りが声高に叫ばれておりますが、実際、地方において模倣品対策を実行しようとする場合、当該地方政府と結びつきの深い、或いは実質的にその支配下にある地方の行政機関が全く動いてくれず、全く手の出しようがなかったというケースもございます。いろいろ事情もございますが、その模倣品を退治せずとも市場経済の秩序は維持されているとか、もう少し皮肉に申せば模倣品退治により当該地方の財政事情に悪い影響が生ずるとか、要は、その地方を保護するためには、国の施策と相容れない措置も止むを得ないということでございますか。

いずれにしろ、WTO加盟により改革を迫る国の姿勢と地方地方の現実の対応にギャップを感じることが、多々ございます。今後は、国の施策を地方のレベルで如何に円滑に実行させるかが、実際の法律適用にあたって、特に行政機関を利用する場合には、鍵になるかと考える次第でございます。一知的財産に限らず、広大な中国に固有の基本的な問題かとは存じますが、知的財産の側面からも、早期の意識改革を希望する次第でございます。

大江橋法律事務所弁護士
松井 衡

一（まず、権利行使の手続について）趙処長も、先ほどの講演で強調されておりましたとおり、中国はTRIPS〔協定〕にそって、知的財産権の行使・執行の場面に於ける手続規定についても精力的に整備を進めておられるものと認識しております。訴前民事保全や証拠保全手続、また行政機関の判断に対する司法審査が明確化された各種規定により、民事手続および行政手続における権利行使について、アクセスがしやすくなると同時に、手続の透明化がはかれることと期待しております。

ところで、局地的な話なのかもしれませんが、最近、日本貿易振興会上海代表処の知的財産権担当者とお話しした際、以下のような話を聞きました。ある華東地域の日系企業が、調査会社を通じて、工商行政管理局に偽物の取り締まりを依頼したところ、当該管轄を有する工商行政管理局から、偽物取り締まりの場面、すなわち小売店や倉庫、偽物業者の工場等への実地調査の際に被侵害者本人（すなわち権利者）が、現場で本物か偽物かの鑑定をするために立ち会いを求められ、拒絶する場合には取り締まりを行うことは困難だとされた、ということです。

まだ、これが一過性の問題か、または当該案件に特有の問題があったのかもしれませんが、しかし、権利者がこのような調査会社や法律事務所を通じて偽物取り締まりを行い、多くの案件では権利者が現場にどうこうせず、またいろいろな工夫を試みるのは、取り締まりの場面では危険なこともあるからだと理解しています。もし、今後、AICによる取り締まりにかならず権利者本人が同行しなければならないということになれば、AICを通じた取り締まりに障害が生じることになります。

TRIPS 協定 49、同 42 条により、同協定が手続への本人の出頭等、権利の行使手続における当事者の出頭義務等過大な負担をかけることを制限していることから考えれば、それとの関係で上の AIC の態度は、もしそれが本当であれば、同条との関係で問題があるということにもなりかねません。

上海や北京で、このようなことがあった場合、その権利者、またはその代理人は、当局に対して是正をもとめることはできるのでしょうか。そのための窓口などはあるのでしょうか（上海 WTO コンサルティング中心は、このようなクレームに責任をもって対応していただけるのでしょうか）。不勉強でそのような履行の担保システムの存在を知らないのも、もしあればご教示いただければと思います。作業部会報告では、中国の WTO 加盟に関するコミットメント履行担保のために、情報を提供するような照会処が設立されることが約束されていたやに思います。

二 次に、TRIPS 後の知的財産権の保護と、その限界について、著名商標を例にとって伺いたいと思います。

具体的な法律の内容については、時間もあってふれるのは難しいと思いますが、改正商標法 13・14 条、同実施条例 53 条などの規定と、2002 年 10 月 16 日施行の「商標民事事件紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院解釈」、今年 6 月 1 日施行の「著名商標の認定と保護に関する規定」、に基づく新しい著名商標制度の運用には、期待する向きも多いと思います。商標異議申し立て事件や、商標権侵害事件などで、この規定が活用されることが期待されます。

一方で、数年前からずっと問題になってきましたが、他社の有名、著名または周知の商標・標章を自らの企業名称（の一部）に使用し、商標でなく自らの企業名称を前面に出した表示を商品等に行うことで、当該商標権を侵害する行為があります。香港や日本に設立した企業を使う例もありますし、単純に企業名称の一部や、消費者に誤認を生じさせかねない商標を使用する例などもあります。具体的な事例は、あとで松下電器さんから紹介があると思います。最近でも、ますますその手段が（取り締まられにくいように）巧妙化したものなども含めて、あいかわらず存在し、かつ数も増えているように思われるところもあります。

以前は、企業名称登記管理条例 25 条、27 条、および同実施細則 45 条等、および「商標と企業名称における若干の問題を解決することに関する意見」等に基づき、工商行政管理局に対して企業名称の変更を申し立てたり、人民法院に救済を申し立てることなどが考えられました。しかし、名称抹消または変更処分の基準となる類似性判断の基準が曖昧な上、企業名称の抹消をしなければならない要件も具体的ではなく、主に工商行政管理局の反応や、最終的に得られる処分がいま一つの事例がおおかったように思います。

先にふれた昨年から今年にかけての著名商標に関する一連の規定の制定により、この

ような事案への対応の改善が図られることが期待されます。工商行政管理局に対して企業名称の抹消を請求する場合には、上記著名商標認定および保護に関する規定13条の利用が考えられますし、また裁判所に救済を求める場合には、昨年10月の若干解釈第1条(1)等が手がかりとなることが期待されています。しかし、これらも行使のための要件のハードルが高いように思われるのが心配です。

一方で、以上のような案件では、反不正当竞争法(日本の不正競争防止法に相当)の利用もむずかしいといわれてきました。5条で具体的にあげられている不正競争行為の類型に、以上の行為が該当しにくかったからです。2条の一般原則の使用にも限界があったように思います。ところで中国の反不正当竞争法は、あまりTRIPSとの齟齬がなかったもので、WTOの加盟に関連しての大きな改正は必要なかったと理解しています。しかし、以上のような不正競争の巧妙化が進み、商標侵害事件だけでは対応できない案件が増えている中、不正競争行為のいっそうの具体化、拡張があれば権利保護に資すると思います。そこで、今後、反不正当竞争法の適用対象を広げる具体的な解釈等が出る予定はないのか、国务院で検討がなされているかについてもしご存じであれば、ご教示いただければと思います。

三、 日本企業の対応について

1 日本企業として、今日紹介されたようなWTO加盟後の中国のあらたな知財法制に対応するには、情報収集や、各種の知財保護に関する活動への参加などが有効だと思います。ジェットロ上海などが中心となって活動している上海IPGの活動への参加、同上海IPGのホームページや、ジェットロ北京の知財室のホームページなどにおける情報収集だけでも、かなりの示唆が得られると思います。その上で、具体的な権利の取得とその行使を検討されることになると思います。

2 一方で、WTO後の知的財産制度への対応を議論する以前の問題として、現地法人の基本的な知財対策を進めることも肝要だと思います。最近相談を受けることが増えている問題に、ノウハウの不正流出の問題があります。今日の議題(WTO)とは直接関係ないのではしよりますが、弊職がノウハウの不正流出などの事件を受任して、クライアントの上海等の現地法人を訪問しますと、まだ基本的な知財対策さえも施されていない工場や研究所などを拝見することがあります。たとえば、設計図が鍵のかからないロッカーに無造作においてあったり、週末の事務室への出入りが管理されていなかったり、現地で中国向け商品の設計変更などがまかされているにもかかわらず、CADデータの管理がずさんだったり、就業規則や労働契約が秘密保持の観点からみると不十分であったり、といった問題点はよくみられます。昔からもありましたが、ノウハウを持った人材の引き抜き合戦、独立や、設計ノウハウなどの、知財を巡る中国現地企業と日系現地法人の攻防は激しくなっていると思います。また、仮に自社の現地法人が対策をとっていても、加工を依頼した下請け先で設計図がながれていることなどもあります。

今日いらっしやっていただいている知財専門の皆さんをまえにこのような基本的なこ

とを言うのは気が引けるのですが、中国における知財対策をすすめる上で、WTO後の新制度に対する対応を進めるのと平行して、以上のような基本的対策をあわせてとっていただくこともお願いしたいと思います。

松下電器産業㈱ IPR オペレーションカンパニー
商標・意匠センター戦略グループマネージャー
中村 恭世

松下電器の中村と申します。

本日は任女史、並びに趙女史による貴重なご講演をお聞きすることが出来、ありがとうございます。また、このような場で川瀬先生、松井先生とともにご同席させていただきまことは大変光栄なことでございます。企業側より出席させて頂いておりますので、私はこれまで中国で実際に直面した事例をご紹介しこれを通じまして私どもが感じておりますこととお話させていただくことでコメントに変えさせていただきたいと思ひます。

弊社は、中国事業を積極的に展開してまいりました。創業者である松下幸之助が鄧小平氏と会談したことを皮切りに、1987年に北京にブラウン管を生産する合併会社を設立して以来、製造会社のみならず、研究開発部門を始め様々な展開を進め、現在では、50社に登る拠点を有しております。こうした中国事業の拡大に伴い、弊社は、1995年にまず北京に知的財産権部門をおき、日本人及び現地人それぞれ1名でスタートしたのに加えまして、98年からは南の拠点として広州にも日本人を駐在させ、在華事業場の知財面での教育支援、侵害対策などにあたってまいりました。

弊社の製品は、National、Panasonic といったブランドでみなさまに親しまれておりますが、特に中国ではこれらのブランドに加え、創業者の姓でもあり社名でもあります「松下」という漢字で大変広く認知されております。こうしたことから、弊社は National、Panasonic に加え、松下という漢字2文字も商標登録し、その保護を図ってまいりました。本日商標法の改正により「著名商標」の保護についての解説がございましたが、これまでも中国には著名商標（馳名商標）制度があったものの、当時は残念ながら外国企業の商標が登録された事例がありませんでした。弊社のブランドもこのような馳名商標としては登録されませんでしたが、National、Panasonic、松下のすべてが国家工商行政管理局により認定された「重点保護商標」となり、侵害事件の際には重点的に取り締まるべき扱いの商標となっております。新しい著名商標制度の導入により、このような商標の保護がさらに進むことを期待している次第でございます。具体的には後程述べさせていただきます。

弊社の製品も残念ながら模倣被害にあっております。中国で生産・販売されるだけでなく、多くの商品が海外市場に輸出されその被害はグローバル規模に広がっております。弊社はこうした模倣に対し積極的にその対応にあたってまいりましたが、その際

の考え方について少しご紹介させていただきたいと思います。

弊社の経営には常にその根底に「経営理念」があり、この経営理念を社是、判断基準として企業活動にあたっております。それは、この会社が存在する意義・目的として「社会生活の改善と向上を図り、世界文化の進展に寄与する」ということであります。すなわち、お客様第一の精神でお客様に常によいものをお届けし続けること、企業が継続的に発展し常に良いものをお客様にお届けしつづけることが出来ること、そして、適正な市場競争を通じてその産業、社会の発展に貢献することです。こうした企業活動の柱である商品にこうしたすべてのお約束の印としてブランドをつけているわけですが、模倣品は、消費者の皆さんの信頼を裏切り、企業の社会的使命をまっとうすることを阻害するものでありますから、企業の私利私欲のためだけではなく、社会、産業の適正な発展のために、断固たる姿勢でその排除にあたらねばならないという信念でのぞんでおります。こうした考え方は、政府、企業、取り締まり当局といった立場の違いを超え、世界共通して共有できご理解頂けるものでありそれが侵害品の排除活動を確固たるものにすると信じております。

このような考え方のもと進めてまいりました模倣対策ですが、昨今直面致しました事件を具体的にご紹介したいと思います。それは、いわゆる「香港松下事件」と呼んでいるものです。

2001年10月中旬にハルビン市でレンジフード、ガステーブル、ガス瞬間湯沸器、電気湯沸器の梱包箱に「Paretionic」、「香港松下電器」と大きく標記された製品が販売されているのが見つかったことが事の始まりでした。商品やカートンには供給元であるかのような表示で「香港松下電器国際有限公司」とあり、その後、同種の製品が中国大陸各地の販売店で見つかりました。この会社は香港に「香港松下電器國際集團有限公司」(英文名: HK Panasonic Appliance Int'l Limited)として登記されていた合法的な法人であることがわかりましたが、一切弊社とは関係のない会社でした。この会社は広東省順徳市の工場に商標及び社名略称の使用をライセンスし、生産委託しているだけでなく、大陸各地の販売店に対して、この会社の販売担当者が来て会社の登記証、「Paretionic」商標の登録証(実は出願書類なのですが)、販売委託書などをかざしながら「これは香港の松下電器の商品である」と触れ込み販売店拡大を推進していました。

さらに調べた結果、香港でこの会社を設立したのは浙江省出身の2人の中国人女性でその一人は商品を生産している広東省順徳市の工場の法定責任者と同一人物である事がわかりました。

このようにパレションの実態を調査してわかった事は、この相手は、中国特有の一国二制度、ライセンス供与による生産、商標権と商号という3つの巧妙な手口を複合させて、容易に取り締まられないようにしていることです。つまり、生産工場を取り締まってもライセンスを受けていると言い逃れをし、ライセンス先の香港は大陸の法律では裁けず、香港の社名は登録商標をもってしても変更できないということです。

又、当初、Paretionic という表示と「香港松下電器」の表示がいかなる法律違反となるかという点も論議されました。どちらかというところと不正競争法に基づく方が良いのではないかという見解もありましたが、取り締まりもスムーズに行きそうになく、結局香港松下電器の松下の部分の部分が弊社の商標権侵害という解釈で取締りを進めていただきました。ただし、どの地方でも積極的に取り締まっていたくまでには、国家工商行政管理局へ陳情に行ったり様々な方法でアプローチした結果でありまして、最終的には、国家工商局主催で華南3省（広東、福建、浙江）の重要事件取締会議が開催され、商標法侵害の他に不正競争にも当たるとして、各地の当局が発見次第、販売店に対し自主的に取り締まりを行なうことが決定されたのが大きな弾みになりました。松下電器も新聞紙上に厳正声明を掲載して消費者に対する注意喚起を促しました。当時、著名商標の保護に関する法律が整備されていたらもっとスムーズに事が進んだのではないかと思います。

ちなみに、香港の会社の社名をなくさないこの問題は根絶しないと考え、弊社は香港で登記された会社名の抹消を求めるため、「香港松下電器」法人と出資者2名に対し香港高等裁判所に社名取り消しと商品への使用差し止めを求め、裁判を起こしました。裁判は迅速に進行し、被告欠席のまま、法人に対し社名取り消し判決が出されましたが、執行する本人も香港にはおらず、最終的には会社法に基づき企業登記所により「香港松下電器」の登記が抹消されて会社解散に到りました。また、広東省の工場も3度にわたる工商行政管理局の取締を受け、当局の説得もあって自主廃業をいたしました。

中国国内でもこのような著名企業の頭に地名をつけるなどして別法人が登記されるという事件が頻発していると聞いております。このたびの著名商標に関する法改正は、こうしたパレクションを阻止するのに有効になると大変期待しております。もちろん、今回の事件のように中国の法律が及ばない国に設立されてはどうしようもありませんが、いずれにせよ今回の事件では一筋縄ではいかない案件でありながら国家工商行政管理局を始め大変真剣にこの事件を取り扱っていただきある程度の成功をおさめることができたことに感謝しております。

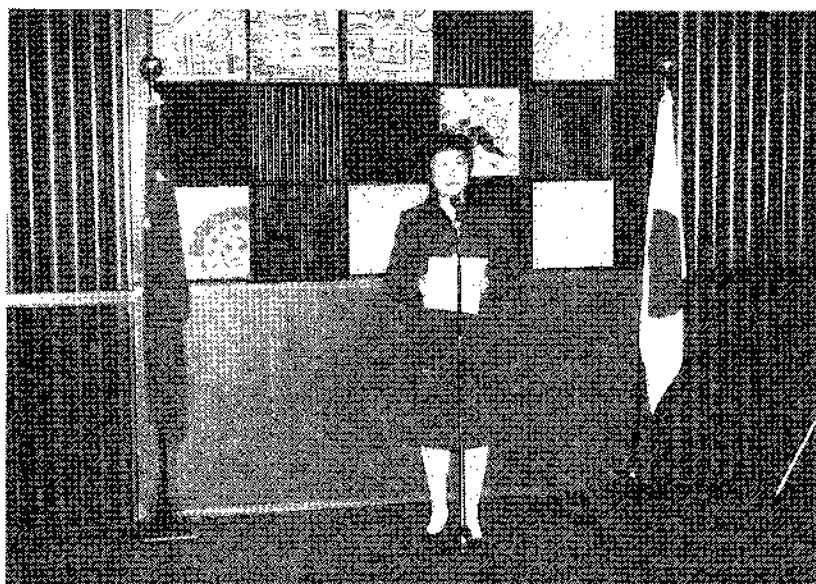
知的財産の保護に関し、さらなる弊社が期待いたしますのは2点ございます。

ひとつは執行部門の連携強化・一元化です。商標権侵害は工商行政管理局、意匠権侵害は專利管理局となっており、工場に踏み込んでも商標をつけていなければ押さえられません。又、税関による水際取締の際も、工商行政管理局などとの連携がもっとあれば効果的な取締りが出来るわけで、こうした模倣行為に対する取締体制の一元化を望むものであります。

もうひとつは、再犯抑止力のある処罰です。工商行政管理局などによる行政取締りは即効性もあり模倣対策の常套手段ですが、罰金が軽微であったりして再犯が後を絶ちません。こうした意味でも著名商標の保護を筆頭に、刑事罰がより多く適用され、再

犯の意欲を無くす効果ある処罰を期待いたします。

中国は目を見張る速度でその産業力を向上させています。もはや模倣行為に頼ることなく公明正大に自らの「プラト」を育て、独創的なデザインを生み出し、公正な市場競争で切磋琢磨を繰り返し、ともに世界の人々に貢献できる企業活動とともに邁進したいと感じております。



セミナー終了後の懇談会（中之島合同庁舎 24 階）にて挨拶される任職政策法規司司长



セミナー翌日京都見学で嵐山周恩来記念碑を訪問した一行（左から趙宏所長、任職司长、李国華副司长）

～総括～

第8回日中民商事法セミナー/大阪 総括

帝塚山大学大学院法政策研究科長・教授
大阪大学名誉教授 江口 順一

時間をオーバーしているところで大変恐縮でございますが、参加者の一人としてお礼と締め括りの言葉を述べたいと思います。

今日は、中国の政府の要人の方々と日本の企業の実務界の最先端で活躍しておられる方々からのお話、そして、まさに日中間で学問の大きな橋を架けておられる私の尊敬する先生のお話を拝聴させていただきまして、皆様とともに大変意義深い時間を共有させていただいたことを、心から感謝したいと思います。

お話を拝聴しながら、いよいよ新しい時代がきていることを教えられました。いろいろあると思いますが、一つはルール of the 共有ということだと思います。今日の議論の先にあるものは、さらにマクロ政策的に言えば「競争政策法」と申しますか、もう少し言葉を換えれば「経済基本法」とでも言いましょうか、例えばフェアプレーのルールをより強化していくための不正競争防止法の強化、あるいはお話にも出ましたように、基本的には経済民主主義の理念を表している独占禁止法の尊重と申しますか、さらに言えば、消費者重視のための法律の方向といった、いわばルール of the 共有と申しましても、これからやらなければならないことはまだまだ残っていると考えております。

もう一つは、法思想の共有とか法倫理の共有ということを教えられました。本日は、日中間の喫緊の要務とも言える知的財産問題に特化して、中国のマクロ政策とともにお話を拝聴したわけです。知財法というのはすぐれて道徳的な、あるいはモラルと非常に深い関係のある法律の分野、ルール of the 背後にある分野だと思います。確かに権利の創造や保護あるいは活用といった戦略、あるいは管理技術的なものを進めていくのは、大変大事なことだと思いますが、もう少し言い換えれば、人類の英知をこれから活かしていくための、あるいは人類の幸福を実現していくための手段にすぎないのではないかと思います。そういう点では、これから本当に民衆のレベルで、民衆の教育という方向で進めていかなければならない課題が今日の結論として出てくるのではないかと思います。

アジア・太平洋諸国の中で ASEAN 3 とか APEC という機構がございますが、今日の議論の先の日中間の国際協力と申しますか、さらにはアジアにおける経済統合といった夢を描きながら、こういった分野で、さらに日中間のルール of the 共有、或いは、法思想の共有というものを進めていただけるように、一参会者として望んでおります。

きょう、非常に貴重なお話を私共に提供して下さいました皆様に、心からお礼を申し上げて、たいへん簡単で失礼ではございますが、私の締め括りの言葉にさせていただきます。ありがとうございました。

～資料(1)～

第2回

中国模倣被害実態アンケート調査結果

2003年2月18日

JETRO 北京センター／在中国日本商工会議所

経済産業省特許庁

1. 調査の目的

本調査は、拡大する中国の模倣品(ニセモノ)問題の実態について、現地進出日系企業の被害状況を明らかにし、日本政府及び関連団体等における今後の模倣対策の取組みを強化・検討する際の基礎データとすべく実施したものである(2001年11月の第1回調査に続き今回が2回目)。

調査期間は、2002年12月20日～2003年1月10日、全中国の各都市に組織されている日本商会、日本人クラブ等に参加している現地日系製造業を中心に2,917社に対して実施した(総回答企業数448社〔うち有効回答企業数418社、有効回答率14.3%〕)。

なお、本調査は経済産業省・特許庁の委託を受けて、JETRO 北京センターと在中国日本商工会議所が共同で行ったものである。

2. 回答結果

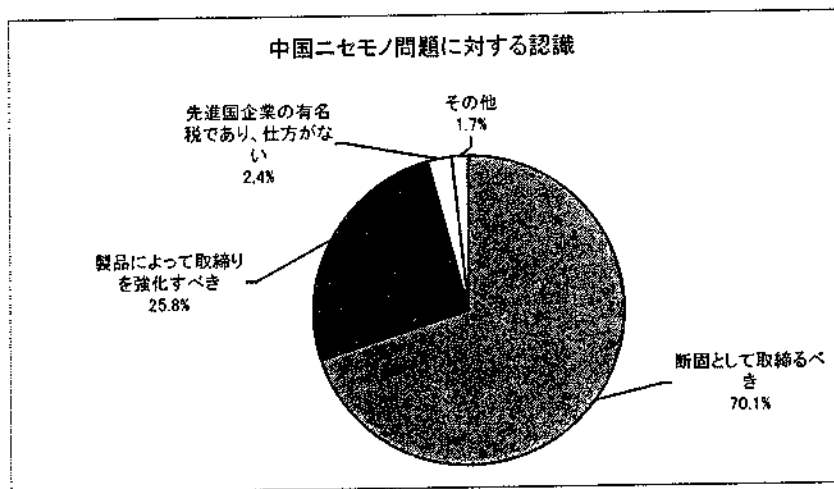
(1) 基本項目

総回答企業数	448社(有効回答企業数418社)	
所在地別内訳	北京市	62
	上海市	71
	重慶市	7
	天津市	47
	遼寧省	56
	湖北省	2
	山東省	16
	江蘇省	42
	安徽省	1
	湖北省	4
業種別内訳	四川省	14
	浙江省	17
	福建省	10
	広東省	80
	香港	14
	その他	5
	機械製造業	57
	電子・電気製造業	137
	繊維・雑貨製造業	36
	食品・化学・医薬製造業	40
本社資本金別内訳	陶磁器製造業	2
	その他製造業	127
	卸売業	9
	小売業	5
	サービス業	23
	無回答	12
	5千万円未満	32
	5千万円以上1億円未満	32
	1億円以上3億円未満	62
	3億円以上	303
進出形態別内訳	無回答	19
	中国企業との合併企業	168
	他国企業との合併企業	23
	日本企業のための現地法人	199
	その他	36
	駐在員事務所	8
	米国独資	1
	OEM	4
	無回答	9

(2) 各設問に対する回答（全31問）

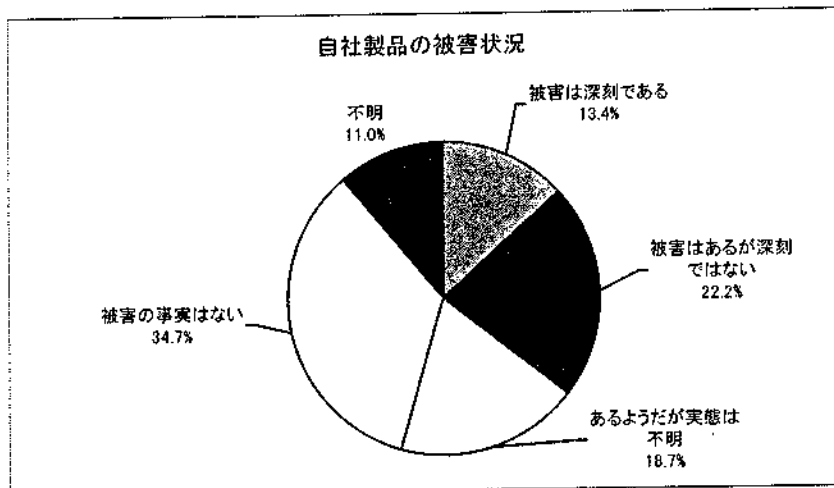
問1. 中国の二セモノ問題についての認識

「断固として取締るべき」(70.1%、前回調査比 7.6 ポイント増)、「製品によっては取締りを強化すべき」(25.8%、同 4.3 ポイント減)、を合わせると 95.9% (同 3.3 ポイント増) にものぼり、日系企業全体に「二セモノを放置してはならない」とする強い認識があると言える。



問2. 自社製品の二セモノ被害状況

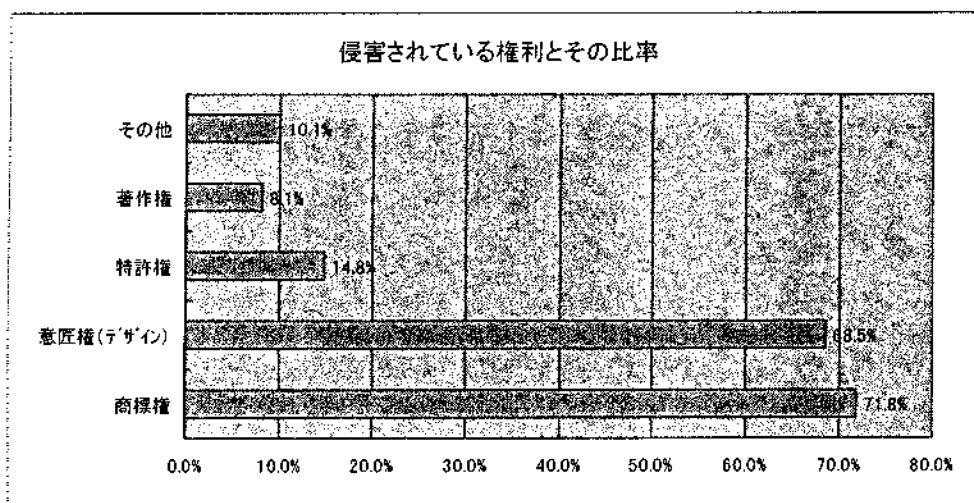
「被害は深刻である」とする企業は 13.4% (前回比 2.8 ポイント減)、「被害はあるが深刻ではない」とする企業は 22.2% (同 7.6 ポイント増) であり、二セモノの事実を把握しているのは 35.6% (同 4.8 ポイント増)。「あるようだが実態は不明」とする企業 18.7%(同 4.5 ポイント減)を合わせると、54.3% (同 0.3 ポイント増) の企業が、何らかの二セモノ被害にあっている。業種別に被害は深刻とするのは、機械 21.6%、食品・化学 15.4%、電子・電気 15.1%。



(注) 以下問3～28は、問2で「被害あり」とする企業（149社）が回答。

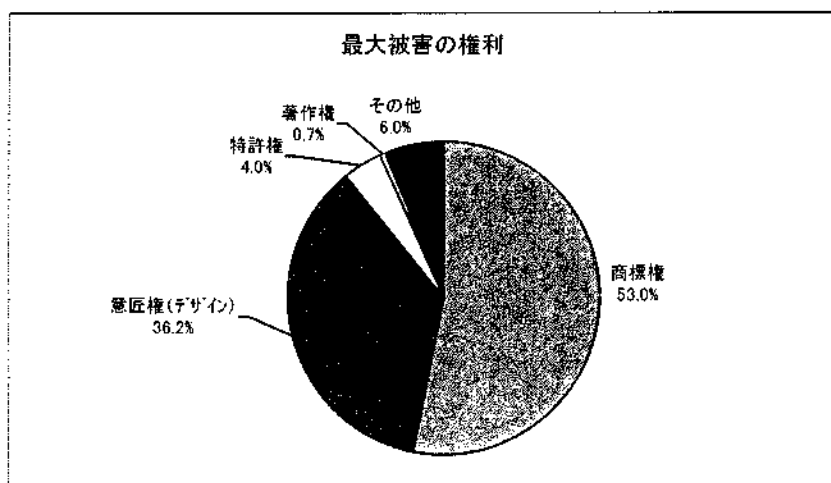
問3. 侵害されている知的財産権の種類

侵害されている権利は、商標権 71.8%（前回比 2.6 ポイント増）、意匠権 68.5%（同 1.6 ポイント減）に集中。模倣品が依然としてデザインや商標を盗用し本物に似せたいわゆるデッドコピー品であることを示している。また、技術の中核をなす特許権侵害は 14.8%（同 10.4 ポイント減）と昨年に比べて大きく減少した。



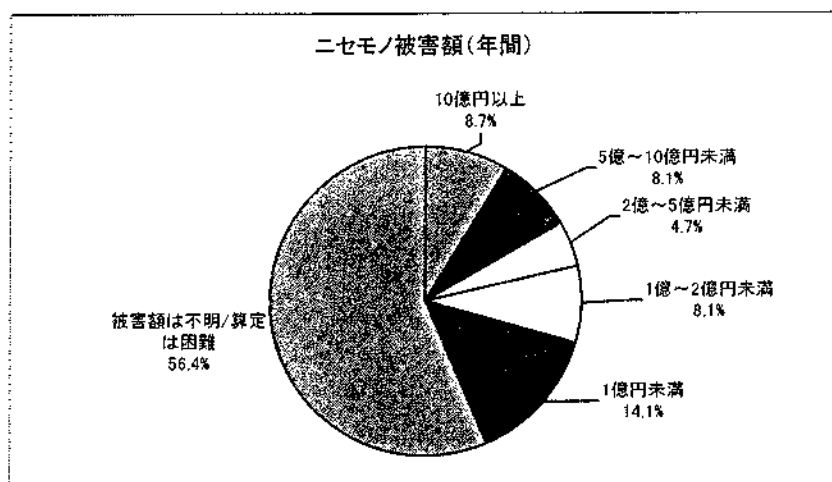
問4. ニセモノ被害の最も大きな知的財産権

一方、被害の大きさで言うと、商標権の被害が 53.0%（前回比 1.8 ポイント増）と最大。以下、意匠権 36.2%（同 2.7 ポイント増）、特許権 4.0%（同 3.7 ポイント減）、著作権 0.7%（同 0.3 ポイント減）。



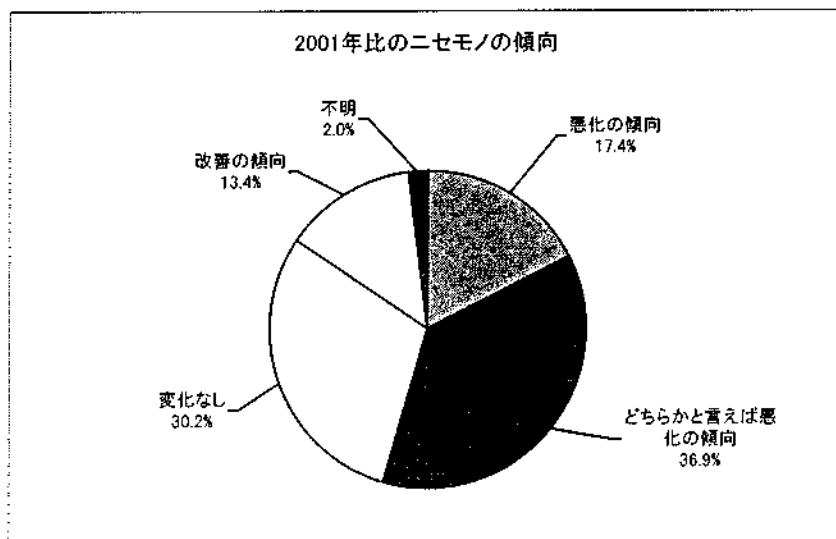
問5. ニセモノによる年間被害額

ニセモノによる真正品の売上損失が10億円以上とする企業は8.7%（前回比1.9ポイント減）、1億円以上とする企業は全体の29.5%（同1.8ポイント減）。一方、被害額の算定は不明／困難とする企業は56.4%（同2.1ポイント増）と、依然半数を超えており、ニセモノ被害の把握の難しさを示している。



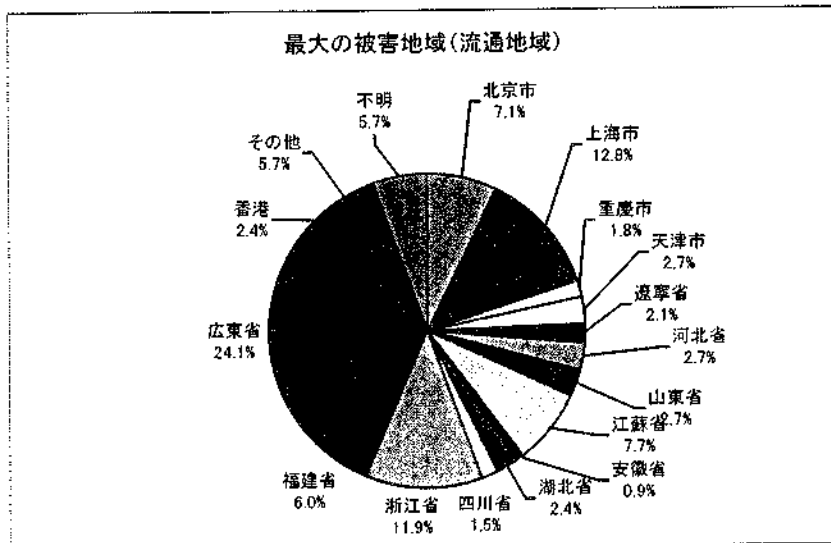
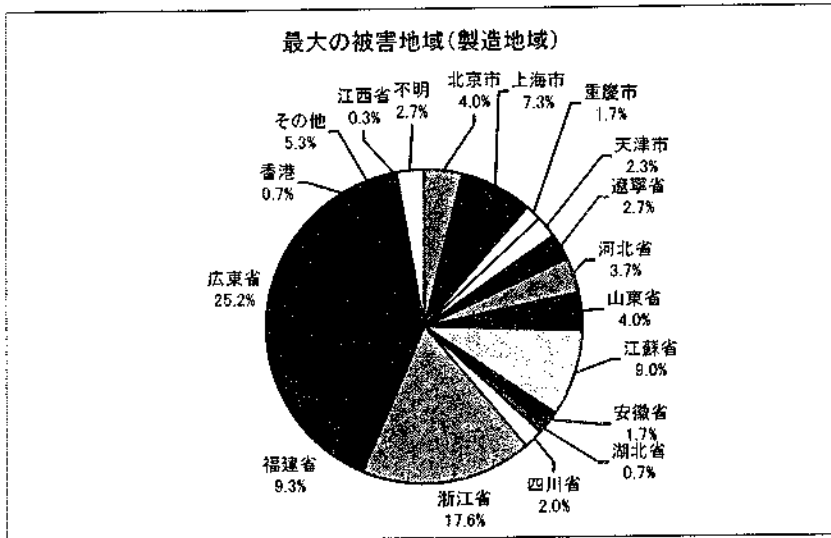
問6. 2001年と比較したニセモノ被害の状況

「悪化の傾向」(17.4%、前回比6.8ポイント減)、「どちらかといえば悪化の傾向」(36.9%、同10.4ポイント増)を合わせると、半数以上の企業がニセモノ被害は悪化傾向にあるとしている。一方、「改善の傾向」と見ている企業は13.4%（同4.7ポイント増）と増加傾向にあるものの、中国政府によるニセモノ取締り強化策の効果が未だはっきりと現れていないことを示す結果と言える。



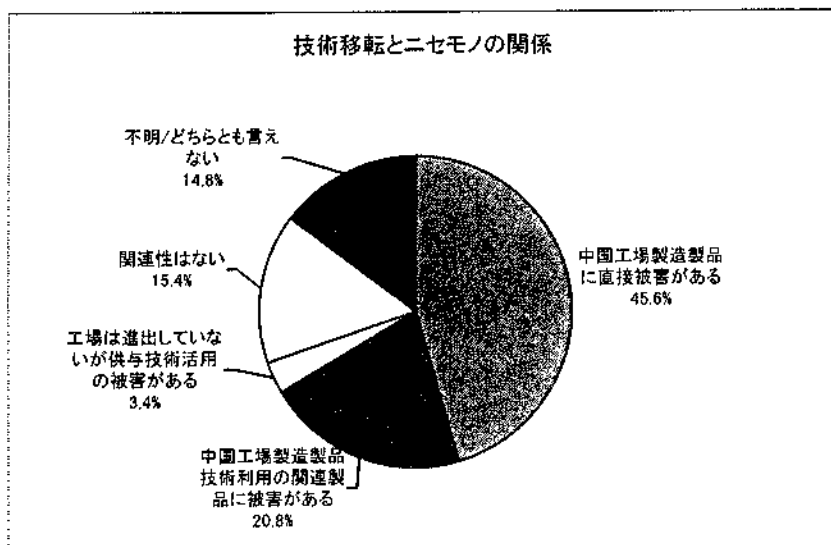
問7. 最大の被害地域（ワースト3選択。今回調査より新設）

ニセモノの被害地域について、製造拠点では広東省（25.2%）、浙江省（17.6%）、福建省（9.3%）がワースト3に、また流通拠点では広東省（24.1%）、上海市（12.8%）、浙江省（11.9%）がそれぞれワースト3となっている。



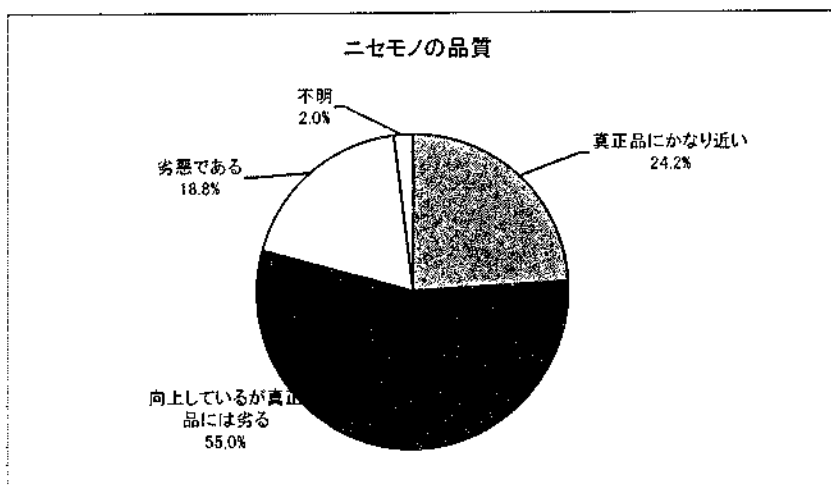
問 8. 中国への工場進出の技術移転とニセモノ被害の関連性

「中国工場で生産している製品へ直接の被害がある」とする企業は 45.6%（前回比 3.9 ポイント増）、「中国製造製品技術又は供与技術に被害がある」とする企業は 20.8%（同 4.0 ポイント増）であるのに対し、「技術移転と関連性はない」とする企業は 15.4%（同 5.2 ポイント減）。技術移転とニセモノとは、かなり相関関係があると言える。今後中国への投資、生産活動を計画している企業にとっては、十分な予防措置と対策が必要であることを示している。



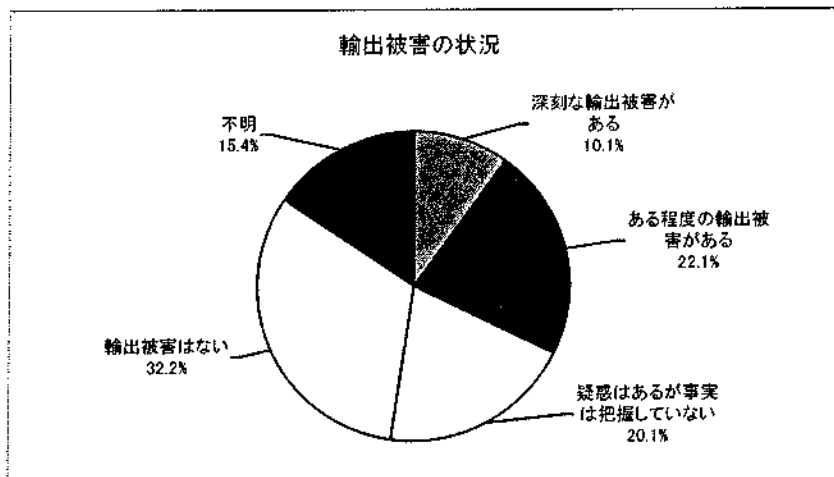
問 9. 中国製ニセモノの品質

「真正品にかなり近い」とした企業は 24.2%（前回比 3.4 ポイント減）、真正品には及ばないが「向上している」と回答した企業は 55.0%（同 0.7 ポイント減）。前回比で減少傾向にあるもの、ニセモノ業者の技術力が相当程度向上してきているのは間違いのない。



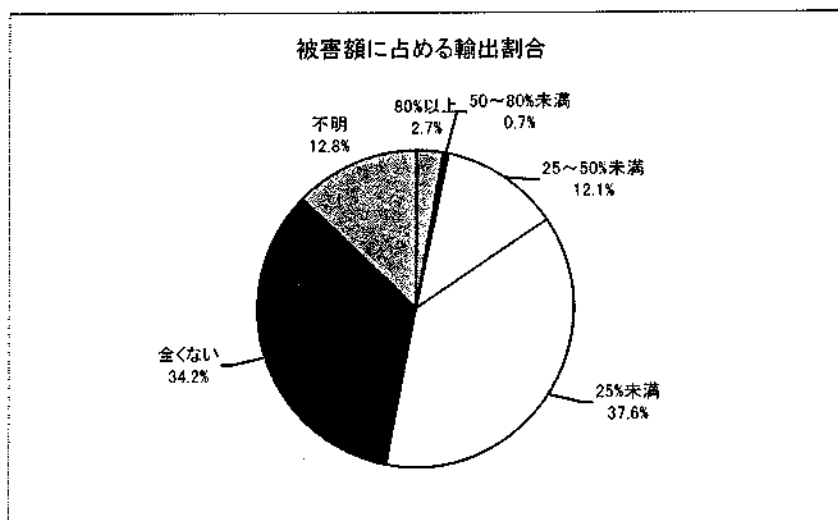
問 10. 中国製ニセモノの輸出状況

「深刻な輸出被害がある」とする企業は 10.1%（前回比 4.2 ポイント減）、「ある程度」（22.1%、同 4.1 ポイント増）、「疑惑あり」（20.1%、2.9 ポイント減）を含めると、半数を超える 52.3%（同 3.0 ポイント減）の企業が「輸出の被害がある」としている。前回比僅かながら減少しているとは言え、世界市場への広がりという事態の深刻さに変わりはない。



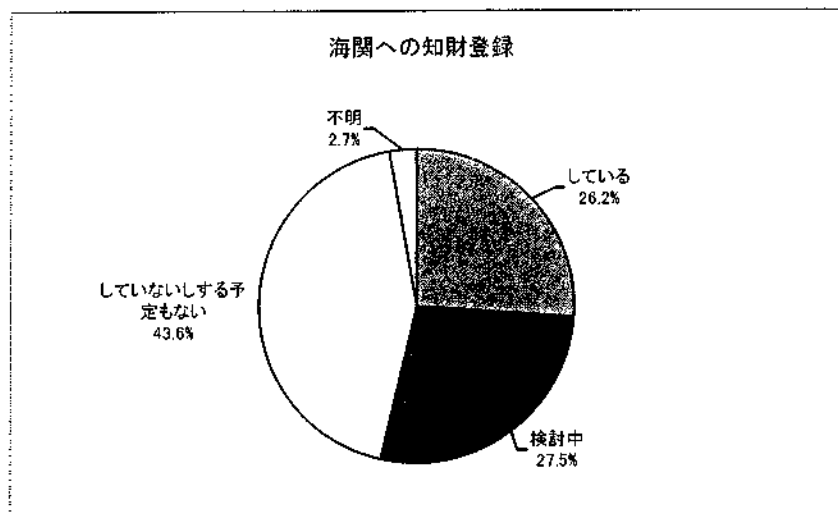
問 11. 総被害に占める輸出被害の割合

ニセモノ被害全体に占める輸出被害の割合が 25%以上とする企業は 15.5%（前回比 4.6 ポイント減）であり、前問からも輸出被害はやや減少傾向にある。今後の対策強化により拡大を防ぎ得ると言うことが出来るかもしれない。



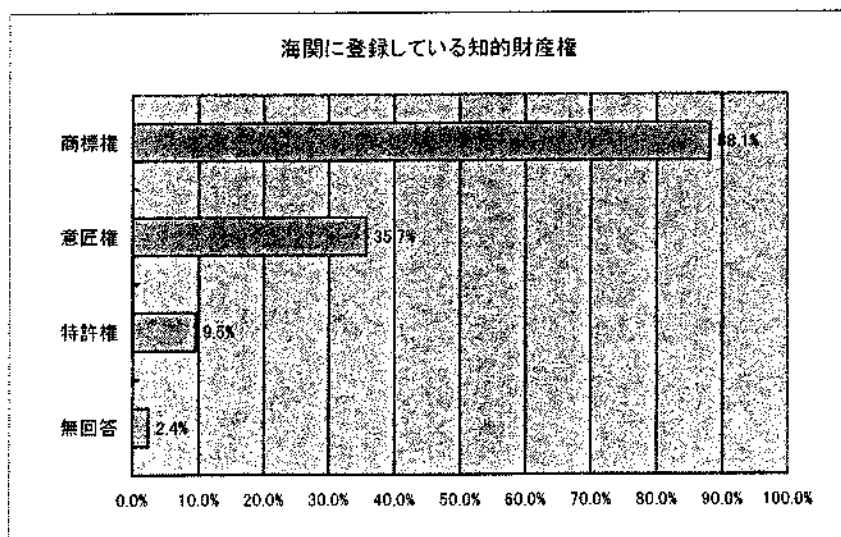
問 12. 海関総署への知的財産権登録

輸出の差止めを行うための海関総署への知的財産権の登録を行っている企業は 26.2%（前回比 10.6 ポイント増）であり、1 年前に比べて大きく増加。このことも輸出被害減少につながってる要因かもしれない。一方、「検討中」とする企業は 27.5%であり、今後の被害拡大を防ぐ上からも積極的な対応が必要と思われる。



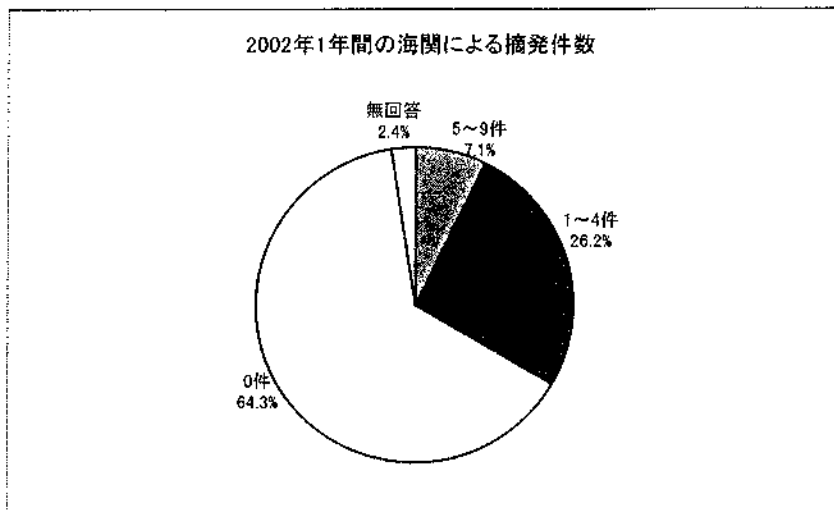
問 13. 海関総署に登録している知的財産権（今回調査より新設）

海関総署へ登録している知的財産権は、商標権が 88.1%と圧倒的に多く、以下、意匠権 35.7%、特許権 9.5%となっている。



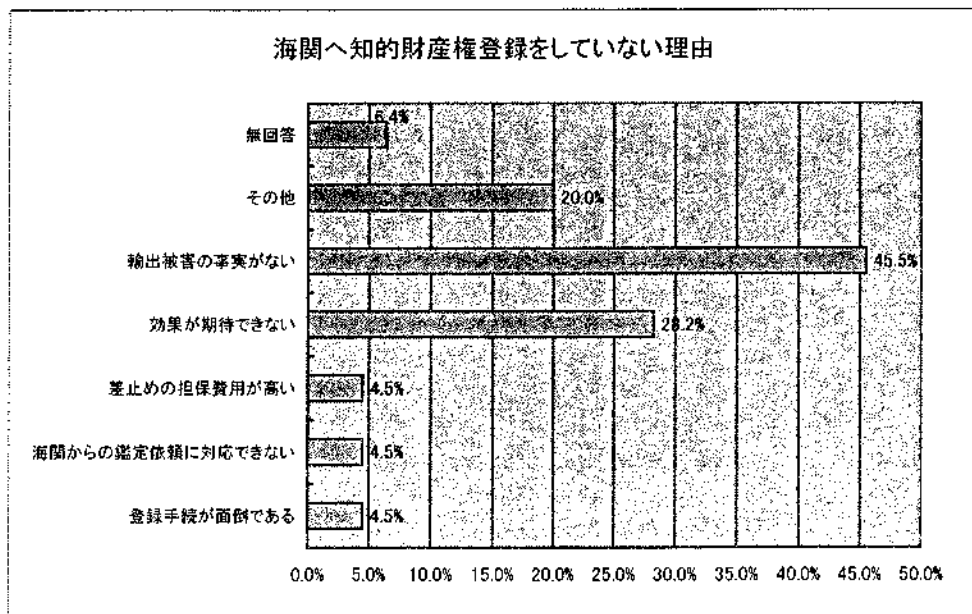
問 14. 2002 年 1 月から 12 月まで、海関による摘発件数（今回調査より新設）

海関による摘発・輸出差止め件数は、1～4 件が 26.2%、5～9 件が 7.1%であり、33.3%の企業が水際での差止めを経験している。海関による積極的な摘発が行われている傾向にあると言えよう。



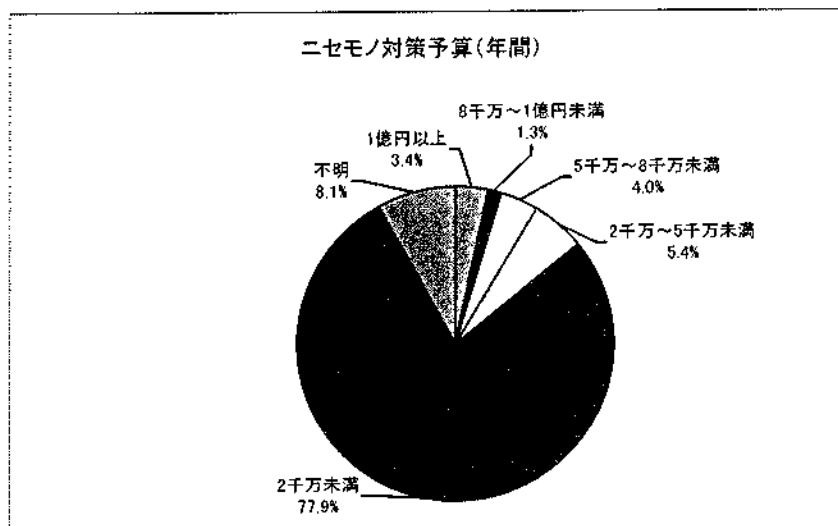
問 15. 海関へ知的財産権登録をしていない理由（今回調査より新設）

「輸出被害は無い」を除き、「効果が期待できない」とする企業が 28.2%を占め圧倒的多数意見であるが、前問からもある程度の効果はあり、各企業の積極的な対応が期待される。



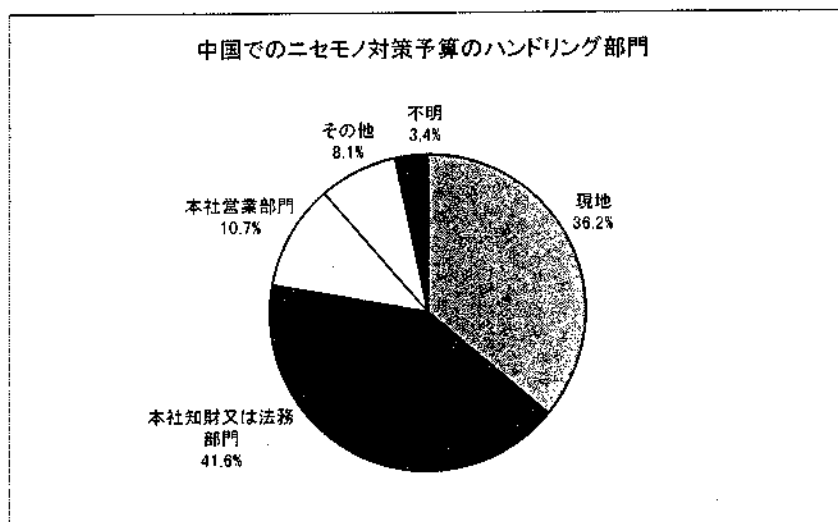
問 16. ニセモノ対策予算

多くの欧米企業が億単位の規模でニセモノ対策に取り組んでいるのに対し、1億円以上を投じている日系企業はわずか3.4%（前回は0.7ポイント減）、2千万円未満とする企業が77.9%（同3.5ポイント減）と依然として圧倒的多数である。欧米企業が「金を厭わず断固として取締る」という姿勢を示しているのに対し、ニセモノ対策を費用対効果で判断する日系企業の傾向に変化が見られない。



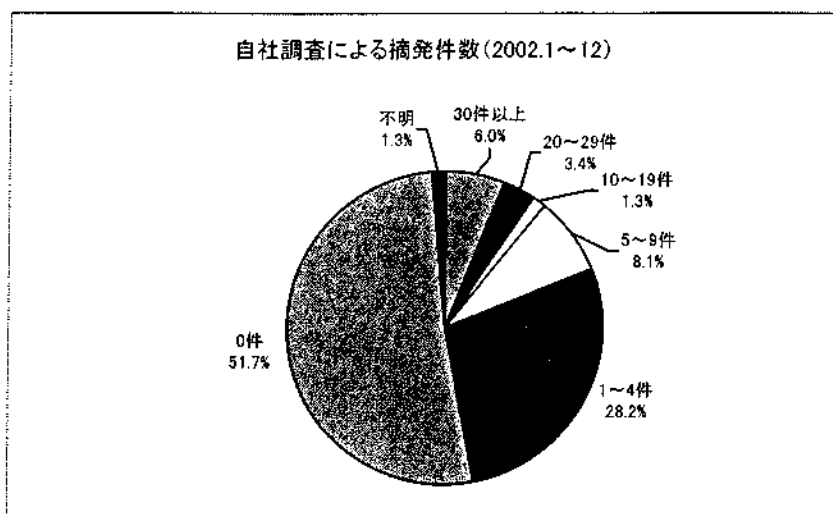
問 17. 中国でのニセモノ対策予算のハンドリング部門（今回調査より新設）

現地に予算権限を委譲している企業は36.2%。半数を超える52.3%が本社管轄となっていることも、日系企業の対応の遅れの要因と言えるかもしれない。



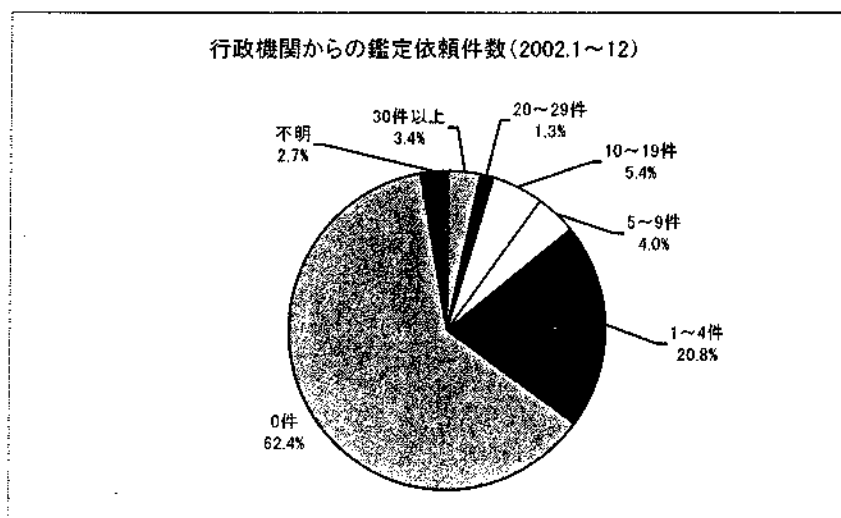
問 18. 自社調査による年間摘発件数

2002 年 1 年間に、自社調査に基づき 10 件以上摘発した企業は 10.7%（前回比 0.3 ポイント増）。一方、0 件は半数を超える 51.7%。ニセモノ対策予算に比例するように、自社調査による摘発件数は、ニセモノが悪化しているという傾向にありながら、自発的な摘発行動は依然少ない。このことが、更なるニセモノの発生を生んでいると言えるのではない。



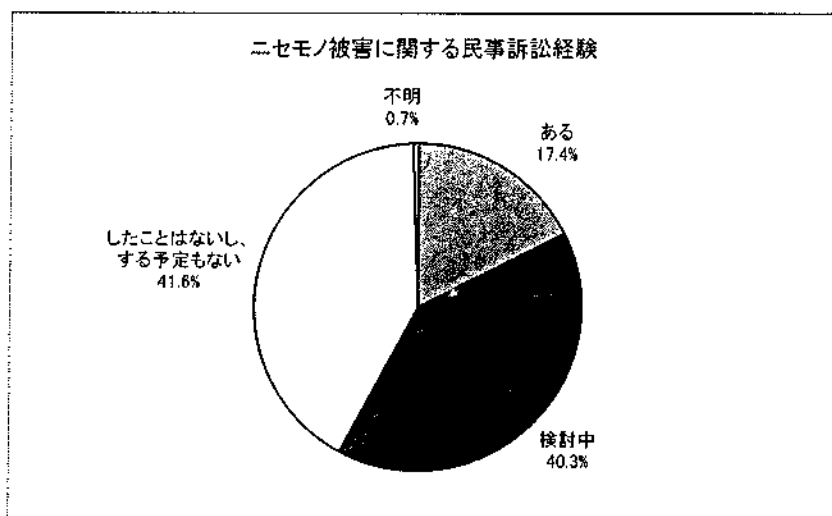
問 19. 中国行政機関からの年間鑑定依頼件数

2002 年 1 年間に、中国政府のニセモノ取締り担当機関からの鑑定依頼、すなわち行政機関による自らの摘発行動が 10 件以上あったとする企業数は日系企業自らが行った摘発件数とほぼ同数の 10.1%（前回比 0.3 ポイント減）。0 件とする企業が大多数 62.4%（同 3.2 ポイント減）であるが、30 件以上とする企業もあり（3.4%、同 0.6 ポイント増）行政側からすればやはり有名ブランドの特定企業や自発的に告発を行っている企業の取締りを行う傾向は、ある程度仕方がないと言えるかもしれない。



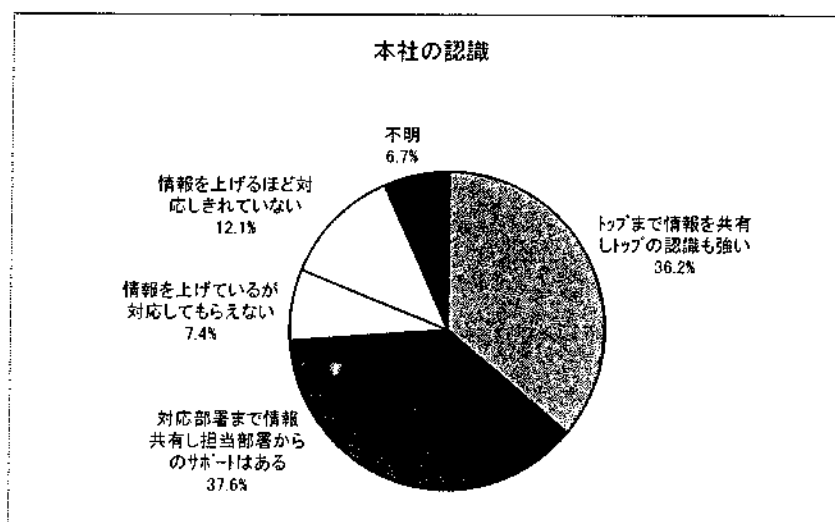
問 20. ニセモノ被害に関する民事訴訟経験（今回調査より新設）

行政による取締りとあわせて損害賠償等の民事訴訟を起こした経験のある企業は 17.4%、検討中は 40.3%。今後とも民事訴訟しないとする企業は 41.6%にもなる。



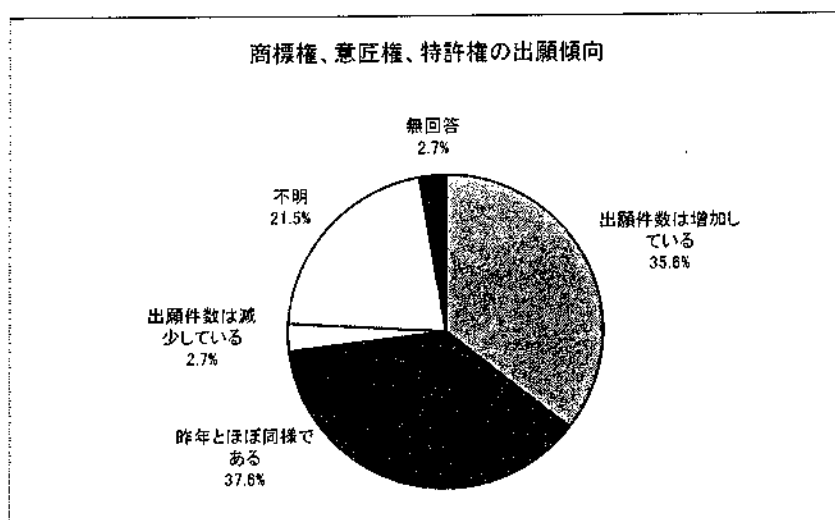
問 21. 本社のニセモノ問題に対する認識度

「本社トップも強い認識を持っている」とする企業は 36.2%(前回比 5.4 ポイント増)。「情報を上げてでも対応してもらえない」(7.4%、同 2.4 ポイント減)、「現地で対応しきれていない」(12.1%、同 0.4 ポイント増)とする企業は合わせて 19.5%。前回調査より改善傾向にあるとは言え、トップ自らが指揮し命令を下す多くの欧米系企業と比べて、依然として本問題に関する日系企業経営陣の認識が必ずしも高いとは言えない。



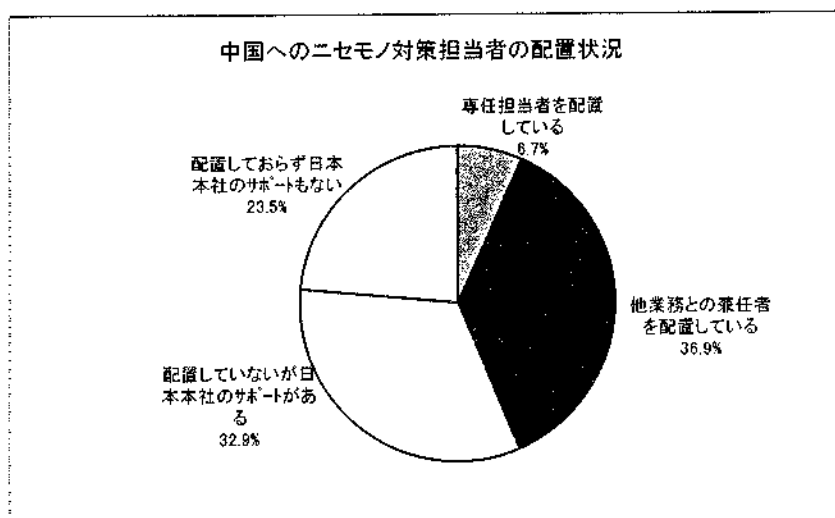
問 22. 商標権、意匠権（デザイン）、特許権の出願傾向（今回調査より新設）

知的財産権侵害への対応策として最も必要な権利確保に関しては、35.6%の企業が出願増としているのに対し、現状維持及び減少は合わせて 40.3%と出願増を上回っている。



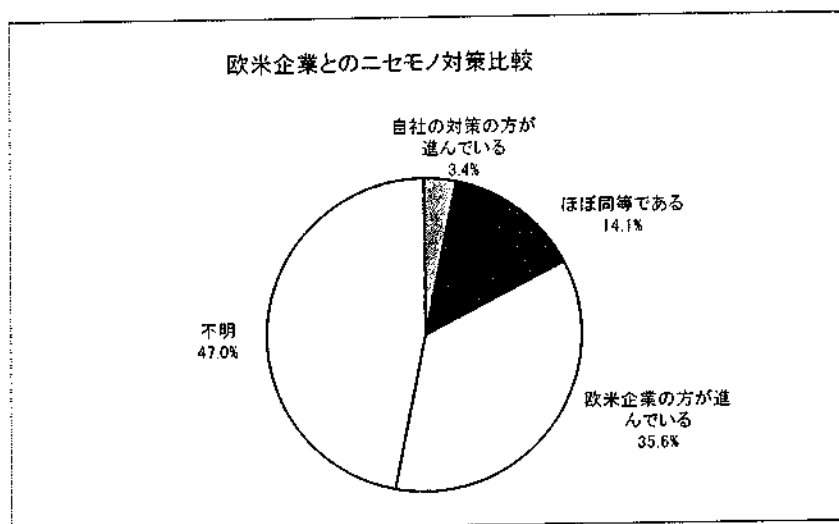
問 23. 中国法人内へのニセモノ対策担当者の配置

専任担当者を配置している企業はわずか 6.7%（前回比 0.7 ポイント増）、兼務 36.9%（同 1.8 ポイント減）と合わせても、依然として半数にも満たない。実務上、知的財産権対策は片手間にできる程の仕事ではなく、中国における日系企業の更なる取組み強化が必要であると言えるのではないだろうか。



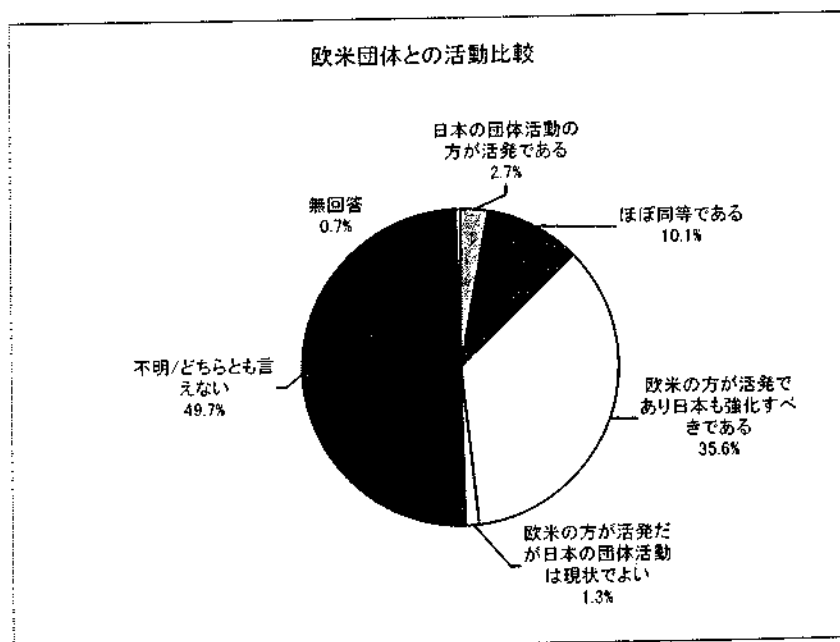
問 24. 欧米系企業と自社とのニセモノ対策比較

欧米系企業と自社との比較判断についても、「自社の方が進んでいる」とする企業はわずか 3.4%（前回比 0.6 ポイント増）であり、35.6%（同 2.0 ポイント増）の企業は欧米系企業の方が進んでいると認識している。一方、不明とする企業は 47.0%であり、ほとんど情報を得ていないことを示している。



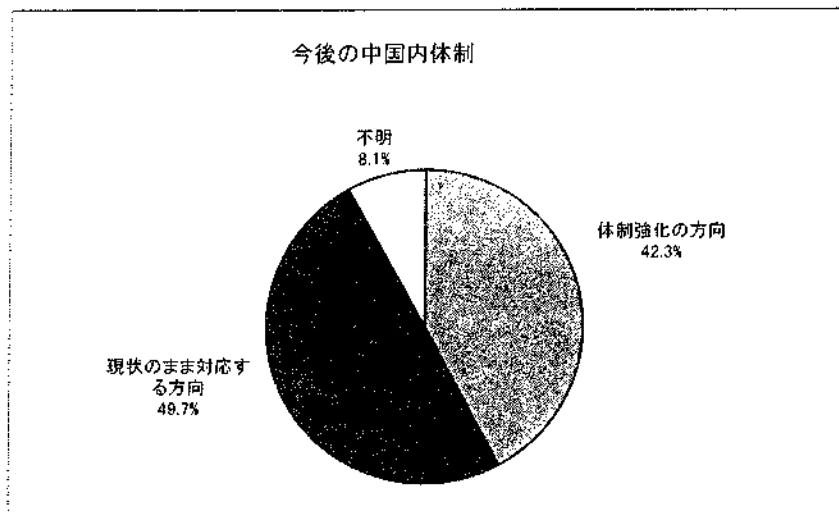
問 25. 欧米系団体と日系団体との活動比較

団体活動についても、「日系団体の方が進んでいる」とする企業はわずか 2.7%（前回比 0.1 ポイント減）であり、36.9%（同 9.6 ポイント減）の企業が欧米系団体の方が進んでいると認識している。



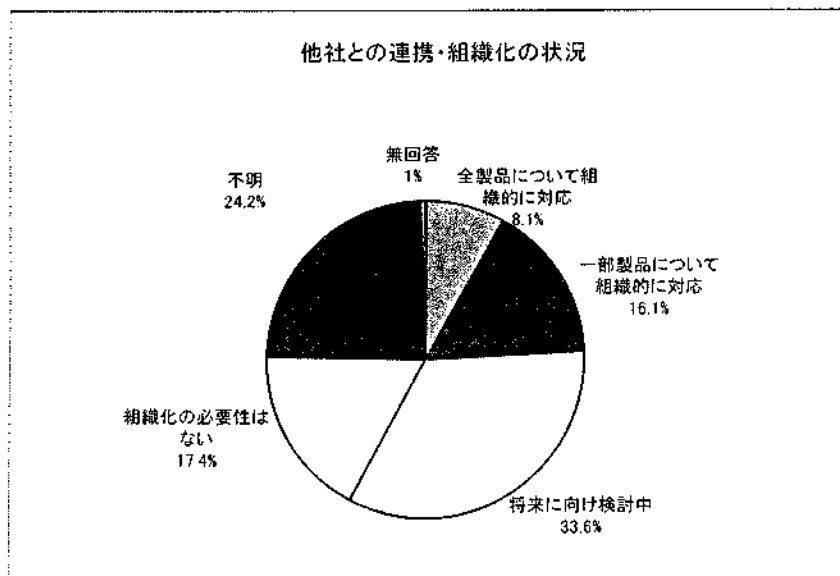
問 26. 今後の社内体制

今後の現地体制については、「強化する」企業が 42.3%（前回比 1.7 ポイント減）であるのに対し、「現状のまま」とする企業は 49.7%（同 7.6 ポイント増）。問題意識はありながら、体制を強化する企業は半数にも満たない状況にある。



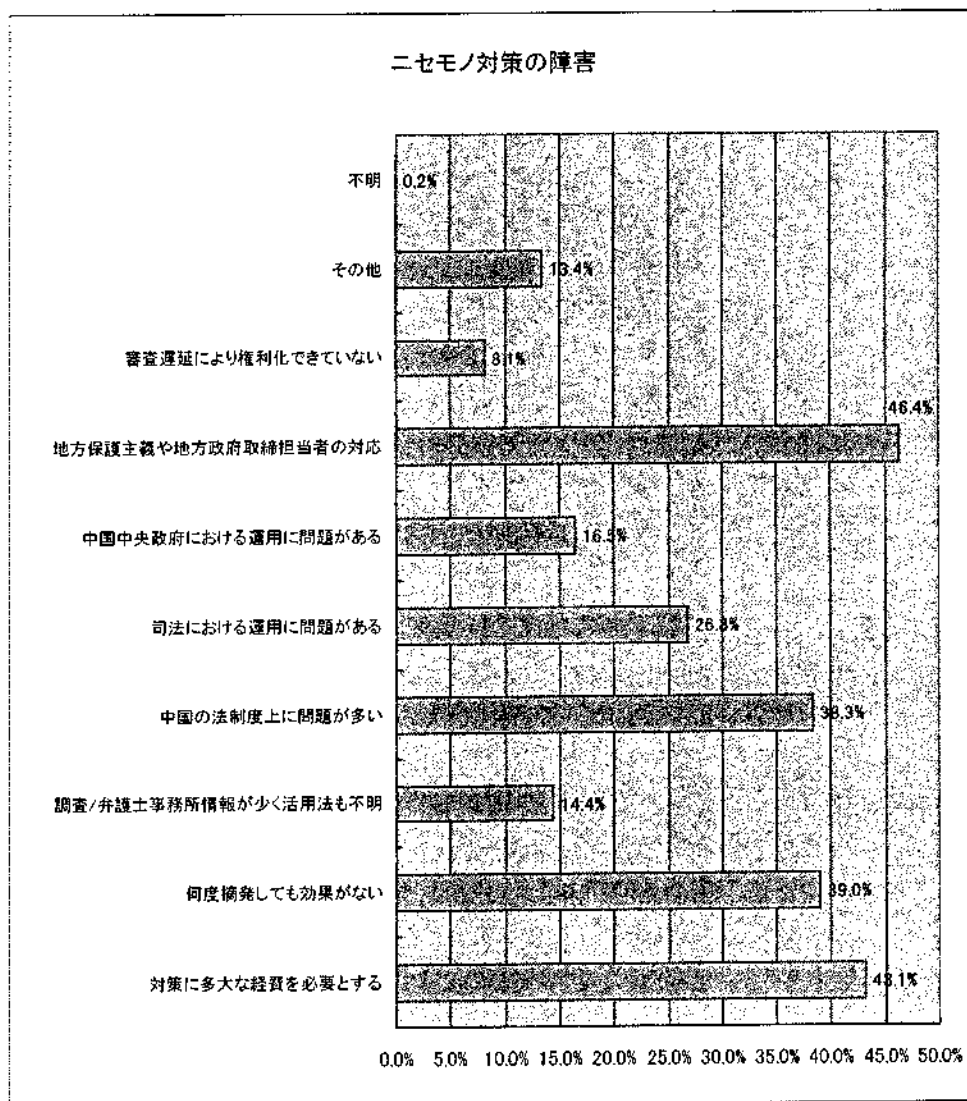
問 27. 他社と組んだ組織的活動

他社との連携を図っている企業は 24.2%（前回比 4.0 ポイント増）、検討中は 33.6%（同 3.8 ポイント増）。多くのニセモノ業者は複数社の製品を同時に製造販売するケースも多く、組織的対応の効果は大きいと言われており、企業間連携は進展する傾向にある。



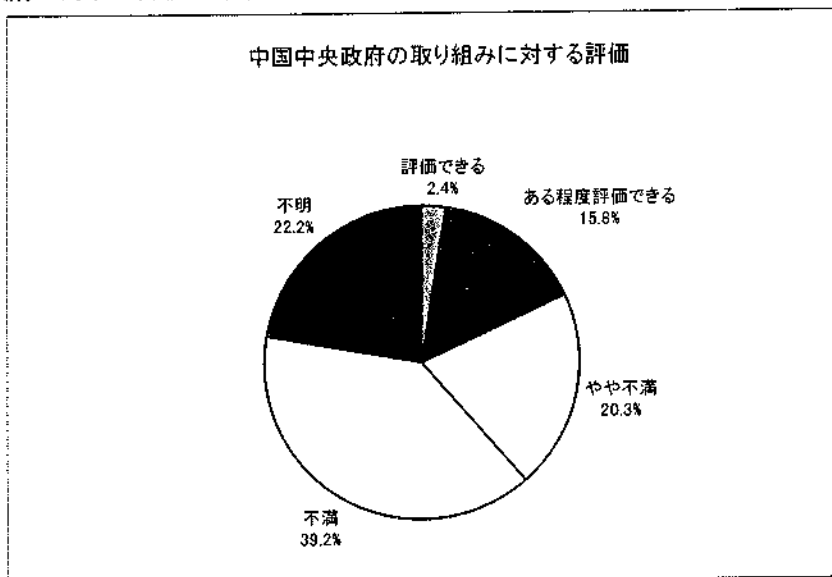
問 28. ニセモノ対策の障害

ニセモノ対策の障害としては、「地方保護主義」が 46.4%(前回比 9.2 ポイント減)、「多大な経費を必要とする」が 43.1%(同 6.9 ポイント減)、「摘発の効果なし」が 39.0%(同 11.5 ポイント減)、「中国の法制度に問題」が 38.3%(同 1.0 ポイント減)、とする企業が多いが、いずれも前回調査より大きく下回っており、各種の障害は徐々に改善傾向にあると言える。



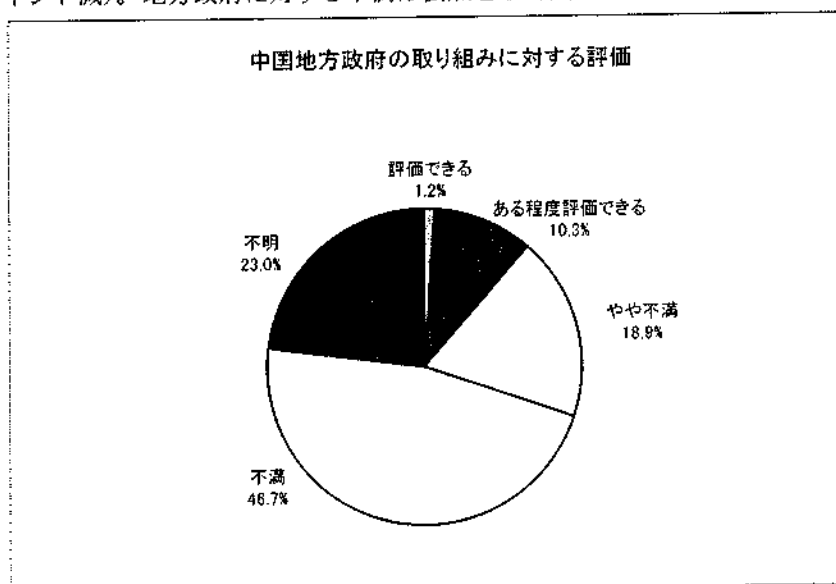
問 29. 中国中央政府の二セモノ取締りに対する評価

中国中央政府の取組みを「評価できる」とする企業は 2.4% (前回比 0.7 ポイント増)。「ある程度評価できる」15.8% (同 5.3 ポイント減) と合わせても、評価できるとする企業は 18.2% (同 4.6 ポイント減)。一方、「不満」39.2% (同 3.4 ポイント減)、「やや不満」20.3% (同 0.5 ポイント増) を合わせると、不満は 59.5% (同 2.8 ポイント減)。中央政府に対する評価も不満も、前回よりわずかながら減少。



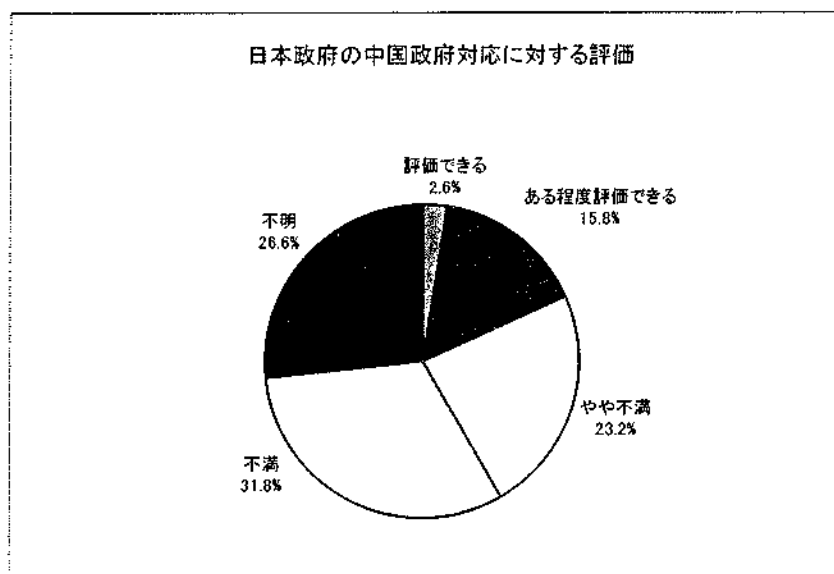
問 30. 中国地方政府の二セモノ取締りに対する評価

実際の取締りを行う地方政府については、「評価できる」とする企業は 1.2% (前回比 0.7 ポイント増)、「ある程度評価できる」10.3% (同 2.5 ポイント減)。「不満」46.7% (同 2.8 ポイント減)、「やや不満」18.9% (同 1.0 ポイント増) を合わせると 65.6% (同 1.8 ポイント減)。地方政府に対する不満は依然として大きい。



問 31. 中国政府に対する日本政府の対応に対する評価

「評価できる」2.6%（前回比 2.0 ポイント増）、「ある程度評価できる」15.8%（同 6.2 ポイント増）を合わせ、評価できるとする企業は 18.4%（同 8.2 ポイント増）。これに対して、「不満」は 31.8%（同 17.2 ポイント減）、「やや不満」は 23.2%（同 2.8 ポイント減）。日本政府の取組みに関しては、前回に比べて大幅に評価が高まっている一方、依然として不満とする声が半数を超えている。



中日民商事法セミナー講師及び基調講演一覧表

セミナー開催地	講 師	役 職 (当時)	演 題
第1回東京 1996年11月	中国 孫延祐 白綠鉉 朱月芳 日本 (司会) 原 優 (パネリスト) 小杉 丈夫 射手矢好雄 季衛東 河本 禎三 河村 寛治	国家経済体制改革委員会 政策法規司 司長 中国政法大学教授 中国国貿促法律事務所副部長 法務省民事局参事官 弁護士、当財団理事 弁護士 神戸大学法学部教授 神戸立製作所中国開発部長 伊藤忠商事法律部次長	社会主義市場経済体制の整備についての若干の問題点について 中国の民事訴訟制度について 中国の仲裁制度について
第2回北京 1997年10月	日本 三ヶ月 章 河本 一郎 野村 好弘 中国 許 譚 許善達	東京大学名誉教授、当財団特別顧問 神戸大学名誉教授、当財団評議員 東京都立大学教授 国家経済体制改革委員会 政策法規司 司長 国家税務局 司長	明治(1886年)以後の近代法制度構築の歴史 日本の仲買人(BROKERAGE)に関する諸法律の概要 日本経済契約法の体系 社会主義市場経済法律体系の確立とその考え方 中国税法の概況
第3回東京 1998年11月	中国 于 吉 孫礼海 王保樹 日本 (司会) 野村 好弘 (パネリスト) 酒巻 俊雄 藤野 文昭 射手矢好雄 小賀野晶一	経済体制改革弁公室綜合調研司 副司長 全人代常務委員会法制工作委員会 民法室副主任 清華大学教授 社会科学院法学研究所兼任教授 東京都立大学教授、 当財団学術評議員 早稲田大学教授 伊藤忠商事顧問 弁護士、当財団学術評議員 秋田大学教授	経済体制改革と経済立法 民事立法の動向「統一契約法を中心として」 国有企業改革と会社法

セミナー開催地	講 師	役 職 (当時)	演 題
第4回北京 1999年6月	日本 酒巻 俊雄 上村 達男 射手矢好雄 中国 下耀武 許 譚 謝 平	早稲田大学教授 早稲田大学教授 弁護士、当財団学術評議員 全人代常務委員会法制工作委员会 副主任 経済体制改革弁公室 司長 中国人民銀行研究局 局長	日本会社法の最近の動向と問題点 日本証券取引法の概要と最近の改正について 日本の金融ビックバンと金融制度改革の状況 中日両国の会社法及び証券取引法をめぐる実務的諸問題 中国新証券法の概要 中国会社法の改善について 中国金融制度及び金融体制改革の状況
第5回東京 2000年11月	中国 許 譚 趙 健 孫憲忠 日本 (司会) 小杉 丈夫 (ハコリスト) 射手矢好雄 横澤 力 松下 満雄 星野 英一 野村 好弘 曾我 貴志	国务院経済体制改革弁公室 司長 中国国際経済貿易仲裁委員会 仲裁員 中国社会科学院法学研究所 民法研究室主任 弁護士、当財団理事 弁護士、当財団学術評議員 通産省通商政策局通商協定 管理課公正貿易推進室課長補佐 成蹊大学教授 東京大学名誉教授、 当財団学術評議員 東京都立大学教授、 当財団学術評議員 弁護士、糸賀法律事務所北京	中国の立法に関する進展状況 WTO加盟と中国の法制建設 物権法における不動産登記制度に関する基本的検討 (中国法制度改革全般) (WTO加盟) (WTO加盟) (物権法総括コメント) (物権法) (物権法)
第6回北京 2001年9月	日本 神田 秀樹 塩野 宏 吉田 耕三 中国 于 吉 許 譚 吳知倫 甘蔵春	東京大学教授 東京大学名誉教授 東日本旅客鉄道㈹元副社長 国家経済貿易委員会経済法規司副司長 国务院経済体制改革弁公室綜合調研司正局長 中央機構編制委員会弁公室司長 国土資源部政策法規司司長	企業活動の自由と規制—法的観点から見た日本の民間企業と 政府との関係及び規制緩和の動向 公的企業の役割—日本の公的企業(公団、公社、特殊法人等)の 歴史的状況及び問題点 公的企業の民営化をめぐる諸問題—日本国有鉄道の民営化の 経緯と関係法令 法に基づく政府と国有企業の関係の確定 政府機構改革、部門職責権限並びに部門組織法 中国中央政府組織機構の設置 社会主義市場経済と政府行為の転換

第7回東京 2002年9月	中国 趙旭東 許 驊 孫才森 日本 (司会) 小杉 丈夫 (A*リスト) 始関 正光 円谷 峻 射手矢好雄 佐久間総一郎 山田 康博 渡邊 頼純	中国政法大学教授 國務院經濟体制改革弁公室 綜合調研司正局級巡視員 國家經濟貿易委員會政策 法規司綜合処処長 弁護士、当財団理事 法務省官房参事官 横浜国立大学教授 弁護士、当財団學術評議員 新日本製鐵株式会社 國際法規グループリーダー JETRO海外調査部長 外務省經濟局参事官	中国の最近の民事紛争の実情と法制度整備の目指す方向 WTO加盟に伴う經濟関連法制度の整備の状況と 中國政府の具体的対応策 WTO加盟に伴う知的所有權関連法制度の整備の状況 (民法関係) (同上) (WTO関係) (同上) (同上) (同上)
第8回東京 2003年11月	中国 任 龍 趙 宏 李国華 日本/東京 (司会) 小杉 丈夫 (コメンター) 小杉 丈夫 熊倉 禎男 藪内 正樹 服部 正明 日本/大阪 (司会) 三澤あずみ (コメンター) 季 衛東 川瀬 幹夫 松井 衡 中村 恭世	國務院國家發展・改革委員會 法規司司長 國務院商務部 条約法律司貿易処処長 國務院國家發展・改革委員會 外事司副司長 弁護士、当財団理事 同上 弁護士、弁理士 JETRO企画部事業推進主幹(中国担当) 本田技研工業株式会社知的財産部企画室主幹 法務総合研究所國際協力部教官 神戸大学法学部教授 弁理士 弁護士 松下電器産業株式会社PR・コミュニケーション・コー 商標・意匠センター戦略グループマネージャー	國家發展・改革委員會が推進するマクロ社会・經濟政策の 状況とこれに関連する法制度整備・改革の動向 知的財産權保護に関する法制と管理体制： WTO加盟後の具体的状況 中国側コーディネーター、閉会挨拶 (マクロ政策関係) (知財関係) (同上) (同上) (マクロ政策関係) (知財関係) (同上) (同上)